

学生便覧

Study handbook

～ 2025年度入学生用 ～

For new students in 2025 (25F)

この『学生便覧』は入学したときだけ一人一冊配布される。本冊子に記載されたカリキュラムは、あなたが卒業するまで適用されるので、失くさないよう大切に扱うこと。



信州大学 繊維学部



繊維学部・大学院の理念及び教育研究目標

理念

豊かな自然に抱かれた本学部・大学院は、衣・食・住の要である“繊維”に根ざした伝統的な科学技術を背景として、学際的前沿科学技術のさらなる展開を図り、21世紀における文化創造科学技術を開拓するとともに、優れた人格と国際性を有し、未来を創造しうる、広い視野と高い能力を持つ技術者、高度専門職業人、研究者を養成します。そして、地球環境と共生し、人類社会の発展と平和、福祉の向上に資することを理念とします。

目標

上記の理念に基づいて、社会および国際的に開かれた学部・大学院として、以下の教育と研究の目標を置いています。

▼教育の目標

<学部>

学部においては、以下の能力を涵養し、技術者、将来の研究者として十分な基礎的素養を身につけ、総合的視野と高い能力を備えた人材を養成します。

1. 優れた人格の形成
 - ・豊かな人間性 ・社会に対する貢献と責任意識 ・高い倫理観
2. 進展する科学技術と社会の変化に対応しうる能力、未来創造能力
 - ・普遍的基礎学力 ・課題設定・探求能力 ・学際・業際領域を開く創造的能力
 - ・自己啓発能力 ・チャレンジ精神・起業家精神（ベンチャー精神）
3. 基礎学力に裏付けされた専門性
 - ・専門的能力 ・実践的能力 ・経営・企画等能力（マネジメント能力）
4. 国際性
 - ・自国文化・異文化理解力 ・外国語能力と個性豊かな表現力
5. 情報処理能力

<大学院>

大学院においては、学部で設定された教育目標をさらに深めるとともに、以下の能力を涵養し、研究の目標に掲げる諸分野の教育と学術研究の推進によって、高度専門職業人、研究者を養成します。また、広く社会人および海外からの留学生を積極的に受け入れ、専門的教育研究およびリフレッシュ教育を行います。

1. 深い体系的な基礎力
2. 実践的技術力・研究開発能力
3. 高度の専門的知識・能力
4. 広い視野と総合的判断力

▼研究の目標

本学が長年蓄積してきた繊維および関連科学技術はもとより、21世紀においてますます重要となる資源、エネルギー、環境とリサイクル、安全で豊かな文化生活、情報・通信、医療・健康・福祉等に関わる学際的前沿領域を開拓するために、以下の目標を設定しています。

1. 国際的、学際的工学系新領域の開拓
2. 新ライフスタイルを生み出す文化創造科学技術の創成
3. フロンティア繊維総合技術科学の国際的中核研究拠点(COE)の形成
4. 産官学連携協力による新産業の創出
5. 地域産業の振興への貢献



Contents

・ 理念・目標	表紙裏
・ 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	2
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	3
・ 学修心得	7
カリキュラムについて	8
ShinXia コースについて	10
2年生以降の履修方法及び試験	11
繊維学部の英語カリキュラム	12
GPA制度	13
キャップ制度	14
履修取消制度	14
単位互換制度（放送大学、県内大学）	15
科目ナンバリング	15
先取り履修制度（大学院進学希望の4年生対象）	16
信州大学大学院総合理工学研究科修士課程への入学	16
・ 各学科・コース別の学修心得・履修要件・専門科目一覧	
先進繊維・感性工学科	17
機械・ロボット学科	25
機能機械学コース／バイオエンジニアリングコース	
化学・材料学科	37
応用生物科学科	45
・ 教育職員免許状の取得	51
・ 学生生活	63
奨学金 / 授業料免除・徴収猶予 / 学生寮 / 授業料等の滞納 / 休学・退学	
・ 転学部・転学科・転コース / ハラスメント（嫌がらせ）にあったら	
・ 規則集	67
信州大学学則（抄） / 信州大学繊維学部規程（抄） / 信州大学における学生の懲戒に関する規定（抄） / 信州大学における学生の懲戒に係るガイドライン / 信州大学学生生活に関する通則（抄） / 国立大学法人信州大学における掲示に関する規程 / 進級に関する申合せ / 9月卒業に関する申合せ / 「信大コンピテンシー」について / 信州大学の学修・教育におけるAI活用に関するガイドラインについて	
・ 沿革	111

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

信州大学 ディプロマ・ポリシー

信州大学の理念と教育目標に基づき、学士課程において、次の方針に従って学位を授与します。

1. 各学部の教育理念により設定された教育課程において、基準となる単位を修得し、かつ学部が定める審査に合格している。
2. 次に掲げる各項の能力を有している。
 - ① 学士の称号にふさわしい基礎学力と専門的学力
 - ② 的確に情報を収集し、理解し、発信する力
 - ③ 持続可能な社会を実現するための課題に取り組む力

繊維学部 ディプロマ・ポリシー

【学部共通】

信州大学繊維学部の理念と教育目標に基づき、以下の能力や知識を身につけ、各学科が定める審査に合格した学生に「学士」の学位を授与します。

- 普遍的基礎学力
繊維科学に関連する総合的な自然科学分野の普遍的基礎学力が身に付いている
- 情報リテラシーとコミュニケーション能力
必要な情報を的確に収集し理解できるとともに、自ら適切な手段により発信し、他者に働きかける能力が身に付いている
- 創造的課題解決能力
繊維科学を基盤とし、現実の課題を解決するために、学際・業際領域を切り拓く創造的能力が身に付いている

【先進繊維・感性工学科】

先進繊維・感性工学科では、以下の能力や知識を身につけた学生に「学士（工学）」の学位を授与します。

- (1) モノづくりの基本である「工学的アプローチ」能力および自然科学、人文科学、社会科学を横断的に取り込める能力
- (2) 繊維関連製品群に関する情報を収集・分析し、発信する能力
- (3) 繊維・感性工学に関する知識を基に、モノ作りを実施できる能力
- (4) 繊維関連製品群の設計と計測・評価のプロセスを理解する能力

【機械・ロボット学科】

機械・ロボット学科では、以下の能力や知識を身につけた学生に「学士（工学）」の学位を授与します。

- (1) 共通教育による幅広い教養と、機械工学と関連する領域の基礎知識を有する
- (2) 機械工学の専門的学力の下で、必要な情報を的確に収集し理解できるとともに、適切な手段による発信を行う能力を有する
- (3) 機械工学・ロボット学と関連する幅広い工学分野の専門的知識を有する
- (4) 課題解決に向けて自主的・継続的に学習・計画・実行できる能力を有する

【化学・材料学科】

化学・材料学科では、以下の能力や知識を身につけた学生に「学士（工学）」の学位を授与します。

- (1) 共通教育による幅広い教養と、化学・材料に関する基礎科学を理解できる能力
- (2) 化学・材料に関して、実験方法を理解し、専門的に解析および考察できる能力
- (3) 語学力およびデータサイエンスを活用し、国内外の情報およびデータを収集・処理する能力
- (4) 工学的課題に注目し、解決方法を試行する能力

【応用生物科学科】

応用生物科学科では、以下の能力や知識を身につけた学生に「学士（農学）」の学位を授与します。

- (1) 生物の詳細な構造・構成成分・機能についての基礎学力
- (2) 実験事実に基づいて客観的・論理的に考える能力
- (3) 生物科学の応用に際して直面する課題を理解し、自立して問題解決の方法を探す能力
- (4) 自分の考えを伝え、チームとして行動できるコミュニケーション能力

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)

信州大学 カリキュラム・ポリシー

1. 信州大学は、学位授与の方針を達成するためのカリキュラムを体系的に編成します。
2. 信州大学は、学位授与の方針に基づいて授業の目標を設定します。
3. 信州大学は、授業目標を学生が適正な学修を通じて達成できるように授業をデザインし、実施します。
4. 信州大学は、授業において、授業目標への到達度で成績評価します。

【評価方法】

- ・講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。

繊維学部 カリキュラム・ポリシー

【学部共通】

- (1) 共通教育においては、人文・社会科学、自然科学など、幅広い分野の教養科目を履修し、豊かな人間性、高い倫理観、社会に対する貢献と責任意識を養います。専門教育の導入科目としての基礎科目を履修し、進展する科学技術と社会の変化に対応しうる普遍的基礎学力を養います。また、国際的なコミュニケーション能力（外国語能力と個性豊かな表現力）や、自国文化・異文化理解力を高めるために、外国語科目を履修します。
- (2) 専門基礎教育では、応用物理、応用化学、応用生物学などの分野についてバランスよく学び、自然科学の幅広い知識を身につけるとともに、課題設定、探求能力などを養うために、基礎的な実験、実習を履修します。
- (3) 専門教育では、総合科学としての繊維科学をより深く学ぶための感性工学、材料化学、機械・ロボット学、繊維工学、繊維生物学などの専門的な知識を習得します。技術者倫理、経営・企画に関わるマネジメント能力などの実践的能力を養います。

- (4) 卒業研究を通して、現実の課題解決に資する先端的な繊維研究ならびに境界領域の研究に触れ、研究の方法を学ぶとともに、学際的視野を広げ、自由な発想と柔軟な創造的能力を身につけます。
- (5) 授業で身につける能力を明確にし、そのために必要とされる適正な授業目標を設定します。成績は学位授与の方針に基づき設定した授業目標への到達度により評価します。

【評価方法】

- ・講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。

【先進繊維・感性工学科】

先進繊維・感性工学科のカリキュラムは、当学科のディプロマ・ポリシーの下、先進繊維工学と感性工学という日本で唯一の工学分野を系統的に順序だてて学べるように、次の項目を意識して作成されています。

- ・数学と物理学の基礎学力だけでなく、材料科学、情報科学、スポーツ科学、生理心理学、快適性評価、デザイン学などの幅広い分野の専門基礎知識を養成できる授業課程
- ・課題解決能力、情報の収集と分析能力、プレゼンテーション能力の育成を踏まえた授業課程

1年次では、主に、自然、社会、歴史、文化に対する幅広い教養を身につけるとともに、工学を学ぶ上で必要な数学と物理学の基礎知識を学修します。

2年次以降は、自ら選択したカリキュラムにしたがって学修します。これを通して、先進繊維工学と感性工学の専門基礎知識と実験の基礎技術を養います。

最終年次は、それぞれの分野の専門知識をさらに深め、研究の方法を学ぶとともに、問題を見いだす力、問題を分析する力、研究報告書をまとめ、発表する力を養う教育を行います。

また、当学科では、授業で身につける能力を明確にし、そのために必要とされる適正な授業目標を設定します。成績は設定した授業目標への到達度により評価します。

【機械・ロボット学科】

機械・ロボット学科のカリキュラムは、当学科のディプロマ・ポリシーの下、「限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能をもつ機械の創造」そして「生物に学び、新たな発想によるヒトと環境にやさしいものづくり」を目指した教育研究を、系統的に順序だてて学べるように作成されています。

1年次では、教養科目と工学の基礎となる基礎科学科目を学修します。

2年次では、「機能機械学」と「バイオエンジニアリング」のいずれかの教育コースに軸足を置きつつ、自ら選択したカリキュラムにしたがって、工学の基礎知識と実験技術とともに、機能機械学・バイオエンジニアリングの基礎となる専門科目を学修します。

3年次では、高度な専門的知識と実験技術を積み上げ、技術者・研究者として活躍するための基盤を形成します。なお、2年次と3年次の2年間で、機械工学・ロボット学的観点から繊維・ファイバー工学へアプローチする繊維学部特有な材料科目群、エネルギー・流体科目群、メカトロニクス科目群、ロボティクス科目群を系統的に学ぶことができ、機能機械学・バイオエンジニアリングに関する技術と知識を身につけることができるカリキュラムとしています。

4年次では、卒業研究に取り組む中で、これまでの学修成果である共通教育科目、専門科目の知識を実際問題に適用することにより、ヒトと環境にやさしい機械の創造力やデザイン力、課題解決力、コミュニケーション力を養います。

また、当学科では、授業で身につける能力を明確にし、そのために必要とされる適正な授業目標を設定します。成績は設定した授業目標への到達度により評価します。

機能機械学コースでは、限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能を持つ機械の創造を目指して、環境に調和しながら生活の質の向上と暮らしを豊かにする技術の創出に貢献し、ものづくりに必要な学問と技術を修得し、総合的なものづくりができる感性と創造力の豊かな技術者・研究者を育成します。

バイオエンジニアリングコースでは、生物と工学の専門基礎とバイオエンジニアリングに関する専門分野を体系的かつ総合的に学び、地球的視点から多面的に物事を考えることができ、また、ヒトと環境に優しいものづくりのための生物から発想を得た新たなシステムと創造的なバイオデザインのできる技術者・研究者を育成します。

【化学・材料学科】

化学・材料学科のカリキュラムは、当学科のディプロマ・ポリシーの下、以下の項目を意識して作成されています。

- 個々の学生のニーズに応じ、学生の成長にとって効果的な授業課程
- 個々の学生に行き届く指導体制
- 基礎学力の養成
- 社会人として不可欠な能力の養成

1年次では、主に、豊かな教養を身につけるとともに、自然科学の基礎を学修します。

2年次では、化学と材料に関する基礎を学びます。

3年次では、化学と材料工学に関する多様な専門性に対応するため5つのプログラム科目群（環境化学工学・高分子科学・分子機能創成・マテリアル創成・生命科学）から履修科目を選択し、各プログラムの授業カリキュラムにしたがって学修します。これを通して、それぞれの専門分野を中心に基本的な原理を理解し、化学と材料についての幅広い知識とそれらを展開する実践的な能力と論理的な思考力を養います。

最終年次は、それぞれの分野の専門知識をさらに深め、化学および材料に関する先端的な研究に触れつつ、研究の方法を学ぶとともに、自由な発想と柔軟な創造力を養う教育を行います。

また、当学科では、授業で身につける能力を明確にし、そのために必要とされる適正な授業目標を設定します。成績は設定した授業目標への到達度により評価します。

【応用生物科学科】

応用生物科学科のカリキュラムは、当学科のディプロマ・ポリシーの下、生物科学・農学的観点から、生物学の基礎知識に加えて、生物由来繊維の応用と作成、および生物由来物質の繊維加工への応用を系統的に順序だてて学べるように、次の項目を意識して作成されています。

- 生物の構造と機能、工学との連携によるバイオファイバー・バイオ素材の活用などに関わる幅広い分野の専門基礎知識を養成できる授業課程
- 多面的な課題への対応能力、情報の収集と分析能力、プレゼンテーション能力の育成を踏まえた授業課程

1年次では、主に、教養科目と基礎科学科目の学修を通して、社会人として不可欠な教養を身につけるとともに、高年次の専門分野に進む上で必要となる基礎、および応用生物科学の専門分野に関心を深めるような知識を学修します。

2年次以降は、専門分野の学修に必要な幅広い専門的な基礎知識、および講義内容を実践的な知識として修得するために、実験の基礎技術を養います。なお、生物科学・農学的観点から繊維・ファイバー工学へアプローチする繊維学部特有なバイオファイバー科目群を系統的に学ぶことができるカリキュラムになっています。

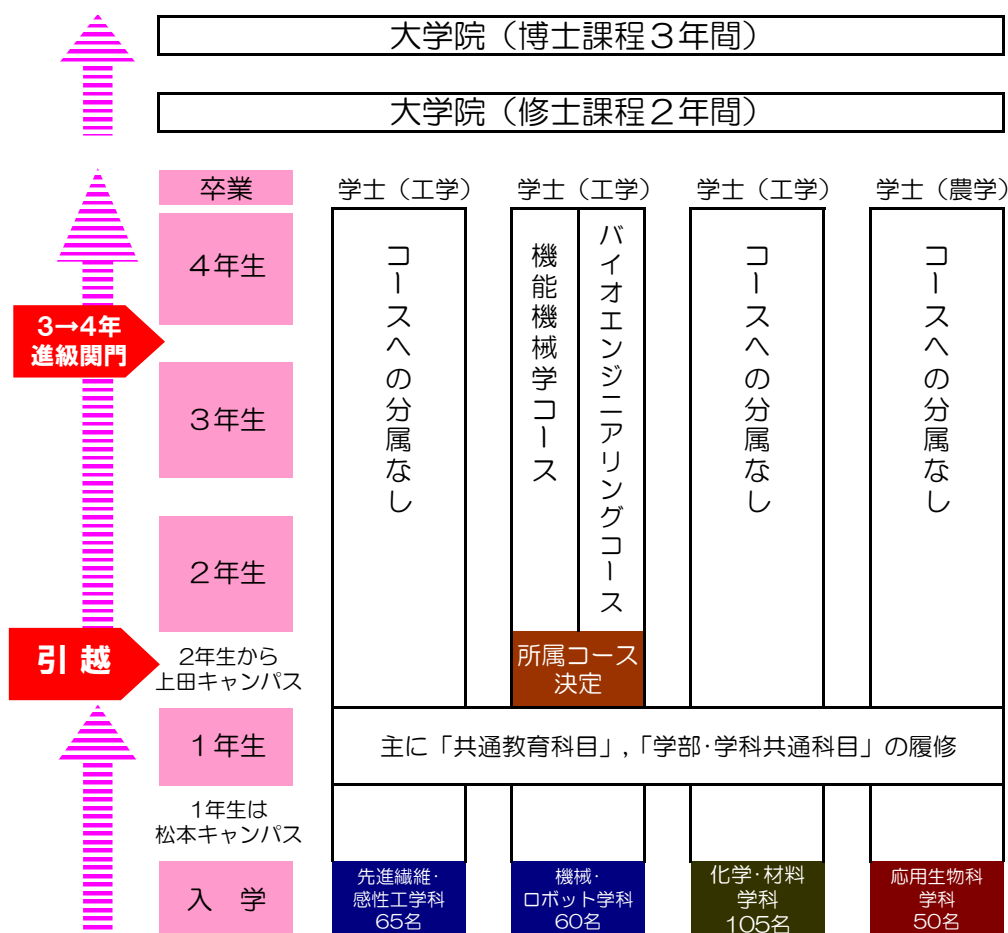
最終年次は、応用生物科学の各分野の専門知識をさらに深めるとともに、先端的な研究を遂行するための、より高度な知識・技術、それを応用する力を培い、実験事実に基づく客観的・論理的な思考力、自立して問題解決の方法を探す能力、コミュニケーション能力を養う教育を行います。

また、当学科では、授業で身につける能力を明確にし、そのために必要とされる適正な授業目標を設定します。成績は設定した授業目標への到達度により評価します。

学修心得

2025年度入学生（25Fカリキュラム）の履修については、各学科・コース別の「学修心得・履修要件・専門科目一覧等」に従い、進級・卒業所要単位を充足することによって、この「学生便覧」は卒業まで紛失することのないよう、注意すること。

繊維学部への入学から卒業までの教育プログラム



※学科名欄の人数は、入学定員を示す。

【所属コースの決定】

機械ロボット学科では、各学科における教育プログラムを進めるのに最適な時期に、コースの所属を決定する。

学科におけるコース決定時期と所属決定方法は次のとおり。

◆機械・ロボット学科：2年進級時（学生の希望と1年次の成績による）
詳細は、学科のページで説明する。

カリキュラムについて

卒業までに学修するカリキュラムは、入学年度により異なる。他の年度に入学した学生とは履修要件、進級・卒業所要単位が異なる場合があるので、注意が必要である。履修計画を立てる際は、この便覧で各自が所属する学科・コースの履修要件、進級関門・卒業所要単位等を十分に確認すること。

◆教育課程

大学の修業年限は4年（3年次編入学生は2年）である。在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない（休学期間を除く）。

1年次は松本キャンパス、2年次以降は上田キャンパスで履修する。

卒業及び進級に必要な最低限の単位数（卒業要件単位数及び進級要件単位数は、学科・コースごとに定められている。

詳細は、所属学科及びコースの頁で確認すること。

◆2年次への進級（松本キャンパス→上田キャンパス）

2年次へは休学しない限り進級し、上田キャンパスへ移動できるが、1年次に修得を要する科目に修得もれがあった場合、その科目を履修するために松本へ通うか、松本に住み続ける必要が生じる。

上田市と松本市を結ぶ公共交通機関は乗り換えを要し往復するだけでも数時間かかるため、その移動時間も含め2年次科目の履修に制約が生じることになる（上田キャンパス、松本キャンパスとも自動車通学は禁止されている）。

2年生以上の時間割は、2～3コマ連続で行う実験実習科目等も増えて空き時間があまりないことから、1年次での修得もれはこの先の4年次への進級関門での留年につながる確率が大いに高まる。

1年次に修得を要する科目は、1年次に確実に修得しておくこと。

◆4年次への進級関門

3年次から4年次へは、条件を満たした者のみ進級できる。学科・コースごとに定められた、3年次終了までに修得すべき授業科目及び単位数（進級要件単位数）を修得していることが条件である。

進級要件単位数は、履修要件表に記載のとおり、科目区分ごとに履修要件と単位数が定められている。各区分ごとに指定する単位を修得しないと、合計欄の単位数だけが足りていても要件を満たさないので注意が必要である。

なお、履修要件表に定めがない限り、各区分で指定した単位数を超えて修得した単位を他の区分の単位へ充てることはできない。

また、履修要件の修得確認は各自の責任で行い、誤りのないようにすること。

詳細は、所属学科及びコースの頁で確認すること。

◆単位

大学で開設される授業には、講義のほか演習や実験・実習等の種類があるが、すべてに単位数が定められている。授業に出席の上、課題を提出し（これが「履修」）、試験を受けて合格すれば単位が認定される（「修得」）。

◆卒業に必要な所定の単位数への「遠隔授業科目」の算入について

大学設置基準に基づき、信州大学学則において、卒業に必要な所定の単位数に算入できる遠隔授業科目の単位数の上限は60単位までと定められています。（※ただし、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、面接授業科目で64単位以上を修得しているときは、遠隔授業科目は60単位を超えることができる。）

遠隔授業科目を60単位以上履修することは可能ですが、修得した単位を定められた上限を超えて卒業に必要な所定の単位数に算入することはできませんので、注意してください。

遠隔授業科目の定義は次のとおりです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①全授業時数において「遠隔授業」を実施する授業科目②「面接授業」と「遠隔授業」を併用する場合で、授業時数の半数を超えて「遠隔授業」を実施する授業科目 |
|---|

◆「遠隔授業」の具体例

- 教員と学生が異なる場所にいる状態で、オンライン会議システム等のツールを利用して同時双方向でやりとりする授業【いわゆる同期型（リアルタイム型）オンライン授業】
- 授業動画を視聴し、質疑応答や課題提出をメールやeALPS等で行う授業【いわゆる非同期型（オンデマンド型）オンライン授業】
- 教員と学生が同一の教室等で対面して行う授業を、教室外にいる学生にもリアルタイム配信する授業【いわゆるハイフレックス型オンライン授業】

遠隔授業科目は、シラバスの「遠隔授業科目」欄に「該当」の文言が表示されます。また、どの科目が遠隔授業科目に該当するかは、キャンパス情報システムの履修登録・確認、成績確認の画面や、証明書自動発行機で発行する「成績通知書」等でも確認することができます。

<参考：本件に関する学内規則>

- 信州大学学則（第45条参照）
<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110000056.htm>
- 信州大学における遠隔授業の実施に関する要項
<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110001297.htm>

◆◆ShinXiaコース◆◆◆◆

◆ShinXiaコースとは

地域で活躍できる「地域活性化人材」を育成するため、信州大学・長野大学・佐久大学の3大学が連携して開設しているコースです。社会で求められる「課題解決能力」や「DX・GX」を学びます。

繊維学部は、先進繊維・感性工学科、化学・材料学科の学生が、コースを選択できます。所定の10単位の取得とポートフォリオによる自己評価の実施により、「地域活性化人材」として認証されます。

これらの科目は、すべて共通教育科目ですので、卒業に必要な単位に算入されます。

さらに、ほとんどの科目がオンデマンドで開講されているため、時間割にとらわれず受講ができます。

◆ShinXiaコースへの登録

1年次後学期開始前にコース登録します。前学期に行うコース登録に関するガイダンスについては、別途、お知らせします。

前学期の開講科目は、コース登録前ですが、ShinXiaコース登録希望者が優先して受講できるよう配慮します。

◆必修科目・選択必修科目

1年次～4年次の間に、ShinXiaコースから、必修4単位、選択必修6単位を取得してください。高年次生科目もありますが、オンラインや集中・不定で行い、専門科目の履修や研究との両立を可能としています。

今年度の開講科目は、「共通教育履修案内 授業時間割表 2025（令和7年度）」を参照してください。

ShinXiaコースを希望しない学生も、定員に空きがあればShinXiaコースの科目を共通教育科目として履修することが可能です。

コースの詳細はこちらのWEBサイトからご確認ください。

<https://sparc.nagano.jp/>



<必修科目・選択必修科目>

授業名（副題）	対象学年	単位数	備考
データサイエンスリテラシー【EA】	1	1	全学部の1年生の必修科目である「データサイエンスリテラシー【EA】」と同一科目のため指定のクラスで履修
物理学の世界【EA】	1～2	2	左の4科目から1単位選択 2単位必修
化学の世界【EA】	1～2	2	
生物学の世界【EA】	1～2	2	
地学の世界【EA】	1～2	2	
工学入門【EA】	1～2	2	左の2科目から1単位選択 2単位必修
環境学入門【EA】	1～2		
信州学【EA】	1	1	必修科目
経営組織論【EA】【Shinxia】	2	1	必修科目
地域課題PBLゼミ	3～4	2	必修科目（令和8年度以降に開講）

※開講学期及び選択科目はリーフレットを参照してください。

2年生以降の履修方法及び試験

※注意：1年生は「共通教育履修案内」等に従い履修すること。

◆履修上の注意

- (1) 2年生以降の履修に関する情報（開講科目、時間割等）は、各年度始めに発行する「上田キャンパス履修案内」により通知する。
- (2) 授業に関する情報は、キャンパス情報システムに掲載される。また、休講情報・教室変更・時間割変更もキャンパス情報システムに掲載するので毎日確認する習慣をつけること。

◆履修方法等

- (1) 履修登録は、各学期始めの所定の期限までにWebからの入力によって行う。再履修の場合も同様である。
- (2) 高年次生の履修登録単位数の上限については、12ページ「キャップ制度」を参照すること。ただし、一部の科目は履修登録上限に含めない場合があるので留意すること。
- (3) 履修登録を怠ると、期末試験の受験資格が認められないため、単位の修得ができない。
- (4) やむを得ず履修登録を取り消す場合は、履修登録取消期間内に手続きすること。
(12ページ「履修取消制度」参照)
- (5) 各学期末の個々の成績についても、Web又は証明書自動発行機で各自確認すること。
- (6) 年間の履修計画を綿密に作成し、登録科目の履修をおろそかにしないこと。

◆試験 …… 2年生以降の試験については学部規程第12条によるほか、下記に注意する。

- (1) 合格（可上）の成績を受けた科目は、その成績評価を更新するために同一授業科目を再度受験することはできない。
- (2) 試験時等の不正行為は原則として無期停学、悪質な事案については退学の懲戒処分となる。また、不正行為を行った学期の全ての科目の単位を認定しない。
- (3) 病気又はやむをえない事情で欠席した者が、追試験受験について特に願い出た場合には、以下のとおり扱う。（やむを得ない事情についての最終的判断は、学務委員会が行う。）
 - ① 上記に該当すると思われる事情により、受験が不可能となった場合には、直ちに（当該授業の試験日より3日以内）「追試験願」に理由（病気の場合は診断書を添付）を付して、学務係に提出する。
 - ② 追試験の可否は学務委員会に諮り、決定する。
 - ③ 追試験が行われる場合は、当該授業担当教員の指示により実施する。
- (4) 次年度再試験（科目等により扱いは異なる）については次のように扱う。
成績の評定が不可の場合に、次年度において当該授業を受講することなく、試験の受験が認められる場合がある。該当者は次年度の当初において授業担当教員の承諾を得た後、履修登録を行う。

◆成績に関する疑義の取り扱い

- (1) 共通教育科目の成績疑義申し立ては、「共通教育履修案内」を参照すること。
- (2) 専門科目の成績疑義申し立ては、成績を開示した日から1週間以内に繊維学部学務係に申し出るか、根拠（シラバスの記載と違う評価である等）を持って授業担当教員に問い合わせること。

▼授業科目の修得に関する内規

- (1) 実験、実習、製図については、特別な場合を除き指定された学年で修得する。
- (2) 卒業研究は原則として4年次で行う。
- (3) 4年次に進級するには、共通教育科目及び専門科目について、入学した年度の「学生便覧」において定められた4年次への進級要件を満たしていなければならない。

繊維学部の英語カリキュラム

繊維学部はTOEICを基盤とする英語教育プログラムにより学生の英語力向上を支援し、国際的に活躍できる人材を育成する。

TOEIC (Test of English for International Communication) は、多くの企業が社員の英語力判定に使っている国際的な実用英語の標準テストで、社員全員に受験を義務づけ、配属、海外派遣等の参考資料に使う企業が増え続けている。また、TOEICは日本だけでなく世界約60カ国で実施されているため、留学の際にも役に立つ。

◆TOEIC-IPテストの受験（必須）

(1) 1年次、2年次に計4回のTOEIC-IPテストを実施し、毎学期の英語力向上をチェックする。

1年次必修の英語科目「プラクティカル・イングリッシュⅠ・Ⅱ」及び2年次必修の英語科目「プラクティカル・イングリッシュⅢ・Ⅳ」の単位を修得するためには、年2回実施するTOEIC-IPテストを受験しなければならない。

(2) TOEIC-IPテストの実施時期は、以下のとおりである。詳細は掲示等により通知するので、見落とさないようにすること。

前期：6月中旬、 後期：12月上旬

(3) TOEIC-IPのテスト結果によりクラスを編成し、レベルにあった英語教育をする。

(4) 『各種英語資格試験による英語科目単位認定制度』等により当該英語科目の単位が認定された場合であっても、クラス編成や学習到達度の把握のためにスコアが必要となるため、必ずTOEIC-IPテストを受験しなければならない。

※ 『各種英語資格試験による英語科目単位認定制度』により認定された英語科目の単位に対しては、GPは付与されず、GPAにも算入されないため、留意すること。

◆英語力向上支援

(1) グローバルに活躍できる技術者、研究者を育てるため、TOEICの点数が500点以上のレベルを対象にスピーキング、ライティングの上級クラスを設ける。このクラスは、TOEIC-スピーキング・ライティングテストを受験する準備にもなっている。TOEIC-スピーキング・ライティングテストは、ビジネス発信力判定の標準テストとして企業の間にも広まりつつある。

(2) 海外の大学院への留学、留学奨学金獲得を支援するため、留学セミナーやワークショップを開催する。

GPA制度

本学では、学生が適切に履修計画をたて、自主的、意欲的に学習することを促すとともに、適切な修学指導に資することを目的として、平成26年度学部入学生から、「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度」を導入している。GPAは、世界の大学で広く用いられている学生の成績評価方法である。企業に就職する、大学院に進学する、海外の大学に留学するような場合に応募先での採否の判断となる。

◆GPAについて

「GPA」とは、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表した成績の単位数に、それぞれの科目のGP（Grade Point）を掛けて合計したものを、履修登録を行った単位数の合計で割って計算したGPの平均値（Average）である。評語と評点とGPの関係は以下に示すとおりである。

評語	評点	GP
秀（S）	90 - 100	4
優（A）	80 - 89	3.33
良（B）	70 - 79	2.67
可（C）	60 - 69	2
不可（D）	50 - 59	1
不可（F）	0 - 49	0

※各科目の単位修得には、「可」以上が必要。

◆GPAの計算式について

$$GPA = \frac{[\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}] \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数（不可（D・F）を含む）の合計}}$$

【GPAの計算例】

〔授業の成績〕	〔GPの計算〕
科目A（2単位）でB（良）を取った	$2.67 \times 2 = 5.34$
科目B（4単位）でA（優）を取った	$3.33 \times 4 = 13.32$
科目C（2単位）でD（不可）を取った	$1.00 \times 2 = 2.00$
科目D（4単位）でS（秀）を取った	$4.00 \times 4 = 16.00$
科目E（2単位）でF（不可）を取った	$0 \times 2 = 0$

$$GPA = (5.34 + 13.32 + 2.00 + 16.00 + 0) \div (2 + 4 + 2 + 4 + 2) = 36.66 \div 14 = 2.62$$

※小数第3位を四捨五入した数値を小数第2位まで表示し、その値をGPA値とする。

- 履修登録した科目のうち、GPAの計算式に入らない科目がある。
 - 成績を「合格」・「不合格」で評価する科目
 - 他大学等で単位修得し、本学が「認定」とした科目
 - 『各種英語資格試験による英語科目の単位認定制度』により認定された英語科目
 - 学部で指定する科目（学科・コース別「専門科目一覧表」を参照すること。『O』が付いている科目はGPAの計算式に参入される。）
 - 卒業要件に算入されない教職関係科目（〔教員免許の取得〕55ページ～ 参照）
 - 所定の手続きにより履修取消した科目
- 「不可（D・F）」の科目を再履修して合格（単位修得）した場合、再履修前の「不可（D・F）」の成績はGPAの計算式に入らない。
 - 同じ科目名の授業でなければ「再履修」にはならない。
 - 「不可（D・F）」と成績評価された科目を再び履修登録して合格した場合は、「可」以上（GP＝2～4）の成績がGPAの計算式に入り、「不可」（GP＝0または1）の成績は合格した学期以降のGPA計算式から除外される。なお、再履修して再び「不可（D・F）」と成績評価された場合も再履修後のGP値に置き換わる。
 - 授業は次年度も同じものが開講されるとは限らないので、再履修ができない場合もある。「履修登録した科目は必ず合格する」という覚悟が必要である。

◆GPAの通知について

- ・学期毎に、キャンパス情報システム（Web）から、成績評価と科目ごとのGPA値及び学期毎・在学中の通算のGPA値が確認できる。学期毎及び在学中の通算GPA値を確認し、学修成果の指標とすること。例えば、1年次前期のGPA値が2.0以下であった場合、1年次後期や2年次以降の学修に支障をきたす可能性が高いため、1年次前期の内容を復習すると同時に後期の勉強の準備をしっかりとすること。

キャップ制度（履修登録上限単位）

キャップ制度とは、1年間又は1学期間に履修登録できる単位数に上限を設け、単位の過剰登録を防ぐと共に十分な学修時間（1単位あたり45時間）を確保し、学修の質を向上させることを目的とした制度である。

各学科における各学年ごとの履修登録上限単位数は以下のとおりである。

（単位）

学科	履修登録上限							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
先進繊維・感性工学科 機械・ロボット学科 化学・材料学科 応用生物科学科	24	24	24	24	24	24	24	24

ただし、直前の学期の成績が以下の要件に該当する者については、次学期における履修登録単位数の上限を緩和する。

→ GPA3.33以上で12単位以上を取得した者は28単位まで履修登録可

◆留意点

- ・教職関係科目（卒業要件に算入されない科目）や認定科目（既修得単位等）は履修登録上限単位数に含まれない。
- ・集中講義は履修登録上限に含まない場合がある（対象となる科目は別途通知する）。

履修取消制度

次の理由に該当する場合、定められた手続きをすることで、授業の履修登録を取り消すことができる制度がある。

- ①授業内容が本人の見間違いにより、そのまま履修を続けても成績の見込みが立たない場合
- ②事故や病気等、やむを得ない理由により受講ができなくなった場合
- ③クラスの登録間違いによる場合（Aクラスを受講していたところ、誤ってBクラスのコードを登録した場合など）

◆履修取消期間

以下の期限までに、授業担当教員の承認を得た上で、1年次生は共通教育窓口、2年次生以上は繊維学部学務係窓口で所定の手続きを行う。

なお、手続きには授業担当教員の承認が必要なため、余裕を持って行うこと。

前期・通年科目：5月末日まで ※学期の「前半」または「後半」開講の授業は、
後期科目：11月末日まで 当該授業の第3回目にあたる日までとする

※「集中講義」科目の取消期間については、掲示等により別途連絡する。

※1年次生の取消期間は共通教育窓口で確認すること。

◆注意事項

- ・履修取消した授業科目は、履修登録上限単位数に含まれ、成績通知書に「登録取消」と記載される。ただし、GPAには算入されない。
- ・履修取消期間内に所定の手続きを行わない場合は、GPAに算入される。（期間内に手続きせず、履修もしなかった場合は「不可（F）」となるので、注意すること）

単位互換制度（放送大学，県内大学）

◆放送大学との単位互換

本学に在籍する学生が放送大学との単位互換（本学の授業の代わりに放送大学の授業を受講して単位を修得すれば，本学で修得すべき単位とみなす制度）を希望する場合は，「特別聴講学生」として受講することができる。

詳細については，掲示にて通知（6月・12月頃）するので確認し，不明な点は学務係に相談する。

◆長野県内大学との単位互換

本学に在籍する学生が，単位互換協定を結んでいる長野県内の他大学との単位互換（本学の授業の代わりに県内大学の授業を受講して単位を修得すれば，本学で修得すべき単位とみなす制度）を希望する場合は，「県内大学単位互換履修生」として受講することができる。

詳細については，掲示にて通知（各学期初め）するので確認し，不明な点は学務係に相談する。

科目ナンバリング

繊維学部全ての専門科目には下記の規則のもとに番号が振られており，カリキュラム上の位置づけや配当年次を明示している。受講にあたり履修科目を決める際には，必ず「共通教育履修案内」（1年）や「上田キャンパス履修案内」（2年～4年）などにより履修登録コードを確認し，誤りのないよう履修登録（web入力）を行うこと。

〔例〕 科目区分：先進繊維工学コース科目 配当年次：2年

F	3	A	6	0	1	2	0
1桁目	2桁目	3桁目	4桁目	5・6桁目		7桁目	8桁目
学部 コード	カリキュラム コード	学科 コード	科目区分 コード	識別番号		レベル コード	識別番号
F：繊維学部	[3] または [9]	[O] または [A～D]	[O] または [1～8]	[01]～[99]		[0～5] または [9]	[0]～[9]

2桁目：カリキュラムコード

3	繊維学部専門科目
9	教職に関する科目

3桁目：学科コード

O	学部共通
A	先進繊維・感性工学科
B	機械・ロボット学科
C	化学・材料学科
D	応用生物科学科

4桁目：科目区分コード

0	学部共通科目
1～5	学科共通科目
6	機能機械学コース科目
7	バリエーション コース科目

7桁目：レベルコード

0	大学導入レベル
1	入門レベル（学部1年相当）
2	中級レベル（学部2年相当）
3	高度な内容を扱う科目（学部3年相当）
4	学士課程卒業レベル（学部4年相当）
5	0～4に当てはまらないもの
9	教職関係科目

8桁目：識別番号 ※

0	Aクラス
5	Bクラス
0	A学科
2	B学科
4	C学科
6	D学科

※上記分類は一例である。開講年度前に教育効果，受講予定者数，開講形態等を勘案の上，クラス分けを行い，番号が決められる。

◆学科・コース科目別履修登録コード体系

学部共通科目	F300**【1～3】*			
学部教職科目	F900**9*			
	*は数字			
学科共通科目	先進繊維・感性工学科 F3A【1～5】**【1～4】*	機械・ロボット学科 F3B【1～5】**【1～4】*	化学・材料学科 F3C【1～5】**【1～4】*	応用生物科学科 F3D【1～5】**【1～4】*
コース科目	機能機械学コース F3B6**【2～4】*		バリエーション コース F3B7**【2～4】*	

先取り履修制度（大学院進学希望の4年生対象）

「先取り履修制度」とは、大学院授業科目を学部生のうちに先取り履修し、本学大学院総合理工学研究科に進学後、当該専攻が定めた上限単位数の範囲内において、大学院の「修了に必要な単位」として認定（既修得単位認定）する制度である。これを活用すると、修士課程における研究等に十分な時間が活用できる。詳細は、2年次以降に「上田キャンパス履修案内」冊子を参照すること。

大学院進学については、以下の「信州大学大学院総合理工学研究科修士課程への入学」を参照すること。

信州大学大学院総合理工学研究科修士課程への入学

卒業後の進路の一つとして、大学院修士課程（信州大学大学院総合理工学研究科）への進学がある。技術者としての基礎的素養の獲得に重点がおかれている学部に対して、専門知識の深化はもちろんのこと、研究計画の企画・立案能力、計画を推進するための管理能力など社会に出て役立つ能力なども体得できる。

繊維学部では、半数以上の学生が大学院修士課程へ進学している。大学院（修士課程・博士課程）を見据えた進路を検討してほしい。

信州大学大学院 総合理工学研究科修士課程の入試概要

大学院へ進学するためには、入試を受験し合格する必要がある。信州大学大学院総合理工学研究科修士課程（標準修業年限2年）は、繊維学専攻をはじめ、理学専攻、工学専攻、農学専攻及び生命医工学専攻から構成されている。

ここでは、上田キャンパスに設置されている繊維学専攻（先進繊維・感性工学、機械・ロボット学、化学・材料、応用生物科学の各分野）及び生命医工学専攻（生体医工学分野）の入試概要について、以下のとおり、記載する。

学部からの内部進学は推薦入試・一般入試を受験するのが通例であるが、入試は年度により異なる場合があるので、入試科目や選抜方法等の詳細は、信州大学大学院総合理工学研究科ホームページ（入試情報）に掲載の募集要項等でその都度確認すること。

◆入試の概要

種別	出願資格等	出願時期	試験日
一般選抜 （推薦特別枠）	4年生（卒業見込み者）	6月中旬	7月初旬
一般選抜 （一般枠）	4年生（卒業見込み者）及び大学卒業者	7月中旬	8月中旬 ～下旬
学部3年次学生を対象とする特別選抜 [飛び級]	大学に3年以上在学し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた方。（ただし、大学を卒業した方又は4年生で当該年度の卒業見込み者は除く）	11月	12月

※一般選抜（一般枠）は、定員充足状況に応じ第2次募集（試験日：12月）を実施する場合があります。

※上記の他に、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜がある。また、10月入学入試（一般選抜（一般枠）・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜）も募集する場合があります。

【試験内容】

口述試験（面接）、英語科目（TOEICスコアの提出等）、専門科目等の筆記試験、書類審査等

※入試・分野等により異なるため、詳しくは募集要項で確認すること。

信州大学 院入試

検索

先進繊維・感性工学科

●教育方針

急速な技術進歩や社会情勢、価値観の変化に対応するためには、既存技術に基づいた「製品」づくりの考え方を進展・革新させる必要がある。先進繊維・感性工学科では、狭い専門分野にとらわれない視点と発想で、新しい価値観を創造するための「製品」づくり技術に関して、出発点からゴールまでを総合的に学ぶため、以下の目標を設定する。

- (1) 先進繊維・感性工学の基礎を理解したうえで、考え方や技術を応用発展させることができる。
- (2) 多面的な視点と発想で分析し、新しい「製品」を創造し、人類の生活と文化の向上に貢献する。
- (3) 積極的に新しい「製品」づくりに挑戦し、課題の解決ができる。
- (4) 新しい「製品」づくりの技術や理論を創造することができる。

先進繊維・感性工学科では、「先進繊維工学分野」と「感性工学分野」の2つの教育・研究分野について総合的に学ぶ。

先進繊維工学分野は、日本で唯一の繊維工学、テキスタイル工学、衣服工学、繊維材料学、繊維評価技術などを基盤にした学術体系をもとに、機能性や快適性を有する繊維材料開発や繊維製品設計、評価技術に関する研究を推進し、先進的な繊維関連製品群の創造を目指す学問分野である。

感性工学分野は、学際的にデザイン学、生理学、心理学、情報学、マーケティング、材料科学などを融合させ、人間の感性の仕組みを解明し、独創的で新しい価値（感性価値）を有するモノづくり・コトづくりを目指す学問分野である。

●教育のプログラム

1年次から4年次までのカリキュラムには、年次ごとに明確な教育上の目標が設定されている。以下に述べる各年次の目標をよく理解し、着実に目標を達成すること。

- 1年次：理工系の基礎と、英語を含む人文社会系の学問を学習する。「広い視野の育成と理工系の基礎学力の向上」が目標であり、英語力、コミュニケーション能力の向上が求められる。また、柔軟な発想力を養う時期でもある。
- 2年次：先進繊維工学分野と感性工学分野の基礎となる工学系基礎科目を学習する。多くの科目が必修であり、実験実習も開始される。特定の分野に偏らない幅広い工学の基礎知識と実験の基礎技術、レポート作成による論理的考察や文章力の修得が求められる。
- 3年次：2年次までに培った幅広い工学基礎知識をもとに、専門知識や応用的技術、実験技術を高め、高度人材として活躍するための基礎を形成する。将来の自己実現に役立つ専門科目を選択的に履修する。
- 4年次：解答未知の問題である卒業研究に取り組み、3年次までに培った専門的知識や学習成果をもとに、問題を見出す力、問題を分析する力、問題を解決する力、卒業研究論文としてまとめる力を養う。

●履修上の注意点

履修にあたり重要なことは、後頁別表「履修要件表、専門科目一覧表」をよく理解し、どのような科目を受講するか履修計画を立てることである。履修すべき科目は、共通教育科目、専門科目に分けられる。専門科目はさらに、必修科目と選択科目（選択必修科目群を含む）に分けられる。選択必修科目は、A科目群とB科目群から所定の単位数を修得すること。

(1) 進級および卒業の要件

4年次に進級する際に学修の進捗がチェックされる。履修単位が定められた単位数（114単位以上。ただし、1～3年次に修得を要する専門科目のうち、必修科目を除く6単位以下の不足は進級を認める）に達していない場合は進級できない。卒業に必要な単位（卒業要件）は共通教育科目35単位と専門科目89単位の合計124単位である。また、専門科目89単位のうち、必修科目41単位、選択必修科目A・Bの各群から16単位以上（計32単位以上）を履修する必要がある。なお、他学科科目を6単位（自由科目は除く）まで専門科目の選択科目の単位として算入できるが、選択必修科目の単位として算入することはできない。進級・卒業要件及び各年次で修得しなければならない科目及び単位数は、後頁別表「履修要件表、専門科目一覧表」を確認すること。

■ 2年次への進級（8ページも参照）

1年次には、後頁「履修要件表」に示す1年次に修得を要する単位を修得することが求められる。修得すべき単位に不足があっても進級することは可能だが、1年次で学ぶ科目のほとんどは松本キャンパスでしか開講されないため、受講のために上田から松本まで毎週通う必要が生じる。また、先進繊維・感性工学科では、

1 年次における修得単位不足者に対して、2 年次以降の開講科目に関して受講制限を行っている。1 年次に修得を要する 37 単位のうち修得単位が 29 単位未満の場合、2 年次以降の開講科目（高年次開講共通科目（微分積分学Ⅰ・線形代数学Ⅰ/Ⅱ・力学Ⅰ）を除く）の受講が不可能となる。2 年次以降の授業では 1 年次の授業を理解していることを前提としているため、履修計画に重大な支障が生じ、結果として 4 年次への進級が遅れる可能性が大きくなる。1 年次に修得すべき科目の単位を確実に修得するよう、勉学に励むこと。

■ 4 年次への進級関門

別表のとおり 4 年次への進級には 1～3 年次に修得を要する単位の修得が必要である。

※ 4 年次進級に必要な科目は 114 単位だが、1～3 年次に修得を要する専門科目のうち、必修科目を除く 6 単位以下の不足は進級を認める。

■ 10 月進級・9 月卒業について

単位不足で 4 年次に進級できなかった場合、もしくは卒業できなかった場合は、留年して次年度に不足単位を修得しなければならない。ただし、未修得の科目によっては、前期に所定単位を修得できれば 10 月に進級すること、あるいは 9 月に卒業することができる。

（2）学修上の注意

■ 自己学習の責任

単位の修得には授業に出席するだけでは不十分で、自己学習が必要である。文部科学省は授業時間 1 に対し自己学習時間 2 を受講者に義務づけている。90 分授業の科目の場合、毎週 180 分の自己学習をしなければならない。宿題や試験問題もこの前提に立って出題される。

■ 留年について

4 年次に進級するためには一定の単位数を履修していなければならないが、1 単位でも不足すると自動的に留年になる。予定通り 4 年次に進級できなくなる最大の理由は 1 年次に修得すべき単位を取り残して 2 年次に進級することである。1 年次に修得を必要とする単位数は必ず 1 年次に修得するよう努力すること。

■ 成績の評価と通知

成績は学期中の試験、期末テスト、レポート等の結果により秀・優・良・可・不可で評価される。成績表は次学期開始時期の約 1 ヶ月前頃にキャンパス情報システムで確認できる。また、成績表は学期末に保護者へも送付される。

なお、試験中の不正行為については学則に基づいて重い処分が行われる。無期停学処分になるだけでなく、不正行為を行った学期に履修したすべての科目の単位が認定されないため、卒業は短くても半年、通常は 1 年遅れることになる。

■ 大学院進学

現在、学部卒業者の半数以上が大学院に進学し、博士課程まで進学する者も多くなってきている。社会がより高度な専門的知識としっかりした問題解決能力をもつ人材を求める傾向が年ごとに強くなっていることが大きな理由である。大学院修了者に限定して求人を行う企業もあり、その数は今後確実に増加してゆくものと思われる。大学院進学を視野に入れ勉学に励んでもらいたい。なお大学院定員の半数以上は推薦入試により選抜し、成績が優秀な順に推薦候補者となる。

■ 飛び級制度

成績優秀者は 3 年次から直接大学院に進学することが可能である。

● 取得可能な資格・取得を目指せる資格

教員免許の取得について

本学科の卒業に必要な履修単位に加え、別に定める所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状（理科）及び高等学校教諭一種免許状（理科）を取得する資格が得られる。教員免許状を取得するためには、各時期に開かれる「教職ガイダンス」に出席し、4 年次に教職免許状の交付を申請する必要がある。ただし、教員免許の取得希望者は、卒業要件として修得が必要な科目に加え、教職免許の取得に必要な科目も履修する必要があるため、履修計画時に 1 年間を通じた綿密な計画を立てる必要がある。

詳細は、後頁「教育職員免許状の取得について」を参照すること。

先進繊維・感性工学科カリキュラムマップ

	工学基礎 (必修)	情報分野 (選択必修)	デザイン分野 (選択必修)	繊維・材料分野 (選択必修)	生理・心理分野 (選択必修)	実験・実習・演習 (必修)
1年次 (※1)	微分積分学Ⅰ 線形代数数学Ⅰ・Ⅱ 力学Ⅰ 新入生ゼミナール 先進繊維・感性工学概論 繊維科学の基礎（講義）					
2年次	応用数学 応用統計学 多変量解析 情報処理・信号処理論 電磁気学 材料力学基礎	計測工学 電子工学	感性造形 感性デザイン論	材料力学 設計工学 化学基礎 繊維・感性材料学 繊維集合体 テキスタイルデザイン	人間工学 生理学 感覚生理学	繊維科学の基礎（実験・実習） 先進繊維・感性工学実験実習Ⅰ 計算機実習 CAD実習
3年次		管理工学 感性情報処理 マーケティング	感性デザイン工学 色彩工学 ファッション工学 ファッションデザイン	物理化学 ファイバー創成工学 産業用繊維 スマートテキスタイル 染色機能加工学 スポーツウェア設計工学 繊維製品試験法 衣環境・住環境学	感覚計測工学 生理心理反応計測法 スポーツ工学 感性コミュニケーション 感性心理学	先進繊維・感性工学実験実習Ⅱ・Ⅲ リサーチプロジェクト(※2)
4年次						卒業研究Ⅰ・Ⅱ 卒業研究ゼミⅠ・Ⅱ

※1 1年次は、上記の他に共通教育科目(基盤系・教養系・英語)がある

※2 リサーチプロジェクトは選択科目

2025(令和7)年度入学生(25F) 履修要件表

～ 履修すべき授業科目等 及び 単位数 ～

先進繊維・感性工学科

【先進繊維・感性工学科】

区分	1年次 に修得を要する単位		2年次 に修得を要する単位		3年次 に修得を要する単位		4年次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数		
	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数			
共通教育科目	基盤系	リテラシー 学術リテラシー	必修 ※2	1					1		
		リテラシー データサイエンスリテラシー	必修	1					1		
		統計科学史 現代社会論	選択	左記の3区分から4単位選択 (ただし、「統計」を2単位必修)	4					4	
		健康	必修	健康科学・理論と実践	1					1	
	(1年次) 言語	英語	アカデミック・イングリッシュ フェイズ I (A)	必修	1					4	
			アカデミック・イングリッシュ フェイズ II (A)	必修	1						
	プラクティカル・イングリッシュ I ※1		必修	1							
	プラクティカル・イングリッシュ II ※1		必修	1							
		初修外国語	必修	※3							
	教養系	人文・社会 自然・技術 環境・健康	選択	以下に示す①～④の要件を満たした上で12単位修得すること ①左記の3区分から、それぞれ2単位以上選択 ②「環境・健康」のうち、「環境科学」を2単位必修 ③演習形式の授業2単位を含めること(演習形式の授業が「不可」であった場合 演習形式以外の教養系で修得した単位を充てることができる。この場合も右の教養系区分の単位数を満たせばよい。) ④SPARC科目(科学(物理学の世界【EA】、化学の世界【EA】、生物学の世界【EA】、地学の世界【EA】)、工学・環境(工学入門【EA】))から2単位選択	12					12	
英語			必修								
(2年次) 言語	英語	プラクティカル・イングリッシュ III ※1	必修		2				4		
		プラクティカル・イングリッシュ IV ※1	必修		2						
専門基礎系	初修外国語	必修	※3								
		基礎科学	必修	微分積分学 I 2 線形代数学 I 2 線形代数学 II 2 力学 I 2					8		
		要件外	※教職理科免許取得希望者は、地学概論(IまたはII)、地学実験 を修得	—					—		
	日本語・日本事情教育科目		<外国人留学生対象科目> 12単位までを教養系に振替可	—					—		
	共通教育科目計		小計	31	小計	4	小計	0	小計	0	35
専門科目	学部共通科目	必修	繊維科学の基礎(講義)	2	安全教育 1 繊維科学の基礎(実験・実習) 1		技術者倫理 1			5	
		必修	新生ゼミナール	2		18		4		10	
	学科共通科目	必修	先進繊維・感性工学概論	2							36
		選択必修	A B	選択必修		選択必修科目A・Bの各群から16単位以上(計32単位以上)			48		48
	学部共通科目 他学科科目*	選択		他学科科目:6単位まで算入可(選択必修単位として算入することはできない)							
専門科目計		小計	6	小計	20	小計	53	小計	10	89	
合計		1年次 に修得を要する単位数	37	2年次 に修得を要する単位数	24	3年次 に修得を要する単位数	53	4年次 に修得を要する単位数	10	124	

※1・・・TOEIC-IPテストの受験を要する(10ページ参照)

※2・・・学術リテラシーの成績が「不可」であった場合、教養系の区分で指定した単位数を超えて修得した単位を充てることができる

※3・・・初修外国語(中国語・ドイツ語・フランス語・ハンガール・スペイン語)を修得した場合、2単位まで教養系「人文・社会」の単位に算入する

【注】ShinXiaコース選択希望者は10ページの科目一覧及び 案内リーフレットに従い、必要な科目を履修すること。

なお、コースへの正式な登録は1年次後期からとなります。

2年次への進級		2年次への進級関門は設けない。 ただし、1年次に修得を要する単位数を修得できなかった場合は松本キャンパスへ通学する必要があるため、2年次以降の履修に重大な支障を来すので、1年次で必ず修得すること。 また、先進繊維・感性工学科では、1年次における修得単位不足者に対して、2年次以降の開講科目に関して受講制限を行っている。1年次に修得を要する37単位のうち修得単位が29単位未満の場合、2年次以降の開講科目(高年次開講共通科目(微分積分学 I・線形代数学 I/II・力学 I)を除く)の受講が不可能となる。
3年次への進級		3年次への進級関門は設けない
4年次への進級要件単位数	114	ただし、1～3年次に修得を要する専門科目のうち、1年次専門科目および必修科目を除く6単位以下の不足は進級を認める。
履修登録上限単位数 (14ページ参照)		前期24単位、後期24単位 ただし、直前の学期の成績が以下の要件に該当する者については次学期における履修登録単位数の上限を以下のとおり緩和する。 ・GPA3.33以上で12単位以上を修得した者は28単位

区分	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区別の単位数																備考	教免区分		
				1年次				2年次				3年次				4年次							
				必修	選択必修	選択	自由	必修	選択必修	選択	自由	必修	選択必修	選択	自由	必修	選択必修	選択	自由				
専 門 科 目 A 群	F3A55020	電子工学	講義	○						2												物	
	F3A55120	繊維・感性材料学	講義	○						2												化	
	F3A55220	繊維集合体	講義	○						2													
	F3A55320	化学基礎	講義	○						2											●	化	
	F3A55420	計測工学	講義	○						2													
	F3A55520	設計工学	講義	○						2													
	F3A55620	材料力学	講義	○						2												物	
	F3A55720	テキスタイルデザイン	講義	○						2													
	F3A56030	染色機能加工学	講義	○									2										
	F3A56130	ファイバー創成工学	講義	○									2										
	F3A56230	繊維製品試験法	講義	○									2										
	F3A56330	スマートテキスタイル	講義	○									2										
	F3A56430	衣環境・住環境学	講義	○									2										
	F3A56530	産業用繊維	講義	○									2										
	F3A56630	管理工学	講義	○									2										
	F3A56730	物理化学	講義	○									2								●	化	
	F3A56830	スポーツウェア設計工学	講義	○									2										
	専 門 科 目 B 群	F3A57020	人間工学	講義	○						2												
		F3A57120	生理学	講義	○						2											●	生
		F3A57220	感覚生理学	講義	○						2											●	生
F3A57320		感性造形	講義	○						2													
F3A57420		感性デザイン論	講義	○						2													
F3A58020		感性心理学	講義	○									2										
F3A58130		色彩工学	講義	○									2										
F3A58230		感性デザイン工学	講義	○									2										
F3A58330		感性情報処理	講義	○									2										
F3A58430		感性コミュニケーション	講義	○									2										
F3A58530		感覚計測工学	講義	○									2									物	
F3A58630		生理心理反応計測法	講義	○									2									生	
F3A58730		スポーツ工学	講義	○									2										
F3A58930	マーケティング	講義	○									2											
F3A59030	ファッション工学	講義	○									2											
F3A59130	ファッションデザイン	講義	○									2											

GPA対象：○=GPAの計算式に算入される。

×=GPAの計算式に算入されない。

必修科目：当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。

選択科目：学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目。（選択必修科目・他学科科目を含む。）

自由科目：履修できるが卒業要件に算入しない科目。

備考：卒業要件と教職課程上の扱いが異なる科目。（●=教職（理科）履修者は必修。）

教免区分：教職課程上の科目区分。（「教育職員免許状の取得」55ページ参照）

物：物理学 化：化学 生：生物学 物実：物理学実験 化実：化学実験 生実：生物学実験

66情：教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

機械・ロボット学科

機械・ロボット学科は、環境に調和しながら人間の生活の質を向上させ、人間の心と暮らしを豊かにするために、「限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能をもつ機械の創造」そして「生物に学び、新たな発想によるヒトと環境にやさしいものづくり」をめざした教育研究を行い、エンジニアとしての専門基礎知識を身につけ、幅広い知識をもち様々な問題を解決できる総合的な能力と、地球的視点から多面的に物事を考えることができる高い倫理観をもつ技術者、研究者を養成することを教育目標としている。

●1年次のカリキュラム

信州大学繊維学部機械・ロボット学科に入学して最初に学ぶのが共通教育科目である。共通教育は、信州大学全学教育機構と8つの学部が協力して行うもので、8学部すべての学生が松本キャンパスで共に学ぶ。入学後の1年間の学修は、大学進学のための専門性を深めるための基盤づくりをするとともに、卒業後に社会人として巣立つための教養と人格を醸成する貴重なものである。機械・ロボット学科に所属する学生が最低限度修得しなければならない科目を後頁「履修要件表」に示してあるので、この表をよく理解し計画的に履修することが必要である。

繊維学部では、学科、コースごとに履修登録が可能な単位数に上限が設けられている。機械・ロボット学科所属の学生は、1セメスターあたり24単位が登録の上限となっているので、定められた単位内で進級に必要な科目を履修しなければならない。

機械・ロボット学科では、2年次で「機能機械学コース」と「バイオエンジニアリングコース」に分属して学科共通科目とそれぞれのコースの専門科目を学ぶことになるが、学科共通科目である「新入生ゼミナール」と「機械・ロボット学概論」を履修することにより、希望する所属コースを決めるための情報が提供される。

●2年次への進級（8ページも参照）

1年次には、共通教育科目31単位と専門科目5単位の合計36単位をすべて修得することが求められる。修得すべき単位に不足があっても進級することは可能だが、1年次で学ぶ科目のほとんどは松本キャンパスでしか開講されていないため、1年次に修得すべき単位数に不足があると、上田キャンパスに進級後も松本キャンパスまで通う必要が生じる。その結果、2年次以降の履修計画に重大な支障をきたし、留年に至る可能性が大きくなる。卒業に必要な1年次開講科目の単位を確実に取得するよう、勉学に励むこと。

2年次進級に際して、機械・ロボット学科に属する「機能機械学コース」と「バイオエンジニアリングコース」のどちらかのコースを選択し分属するが、分属の方法については次項「コース分属」で詳しく述べる。

●取得可能な資格・取得を目指せる資格

■教員免許の取得について

本学科の卒業に必要な履修単位に加え、別に定める所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状（理科）及び高等学校教諭一種免許状（理科）並びに高等学校教諭一種免許状（工業）の取得が可能である。詳細については、後頁「教員職員免許状の取得について」を参照すること。1年次でしか開講されない教職関係科目については、履修計画時に特に注意する必要がある。

●コース分属（所属コースへの配属について）

機械・ロボット学科では、2年次進級時に「コース分属」が行われ、「機能機械学コース」または「バイオエンジニアリングコース」に配属される。

配属後は、それぞれのコースのカリキュラムに従い学修する。各コースの理念、教育方針、カリキュラムなどについては、コース別に詳細な説明が記載されているので、分属するコースを選択する際の参考にするとよい。

（1）「コース分属希望願」の提出

後期に開講される「機械・ロボット学概論」の中でコース分属のガイダンスとコース分属希望調査を行う。各学生は、定められた提出期限までに、配属を希望するコース名を記載した「コース分属希望願」を提出する。

（2）コース分属の決定方法

配属者数：「機能機械学コース」と「バイオエンジニアリングコース」の配属者数の基準をそれぞれ30名（機械・ロボット学科学学生定員60名の2分の1）とする。

配属方法：原則として、「コース分属希望願」に従って、可能な限り希望するコースに配属するが、1コース

30名を最低数として配属するものとする。すなわち、学生の希望が30名に満たないコースが出た場合には、30名を超えるコースより不足数を補う。この場合、コースを変更する学生は、1年次前期および後期に受講した科目の成績（GPA：グレード・ポイント・アベレージ）に基づいて決定する。GPA制度については、本学生便覧11ページを参照されたい。

コース分属の決定通知は、2年次への進級者が確定した後に電子メールなどで行う。

●その他

（1）大学院への進学

現代社会ではより高度な能力を備えた専門技術者や研究者を求める傾向が強く、学部卒業者の多くが大学院に進学し、さらに高度な専門知識や実践的な技術力・判断力を身につけている。特に、本学には、「機能機械学コース」に直結した大学院修士課程として「総合理工学研究科繊維学専攻機械・ロボット学分野」があり、一方、「バイオエンジニアリングコース」に直結した大学院修士課程として「総合理工学研究科生命医工学専攻生体医工学分野」があり、毎年、機械・ロボット学科卒業生の約7割は所属コースに直結した修士課程に進学している。なお、本研究科入学者選抜試験においては、学部成績優秀者に対して基礎学力試験が免除になる制度がある。

（2）奨学金

各種奨学金の募集があるが、成績優秀者の推薦を求めるものが多いので留意すること。

【機能機械学コース】

1 教育方針・目的・目標

限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能をもつ機械の創造を目指し、ものづくりに必要な学問と技術の修得を教育方針とする。具体的には、材料／エネルギー／熱・流体／メカトロニクス／情報／制御を基本とした機械工学分野の基礎能力を有し、工学的課題の設定／計画／立案／問題解決などを自主的に遂行でき、総合的なものづくりができる感性と創造力の豊かな技術者を養成すること、また多様な価値観を調整できる、バランス感覚の優れた技術者研究者を養成することを目的としている。

学習・教育目標は以下の(A)から(F)である。

- (A) 地球的視野から自然と調和する人類の平和と幸福の実現に貢献できる倫理観の高い技術者の養成。
(現代社会問題、グローバル化、地球、環境、幸福、福祉、倫理)
- (B) 工学的活動の役割を理解するのに必要な人文・社会・自然科学の基礎の学習。
(技術者教養)
- (C) コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力の開発と情報収集・発信能力の養成。
(コミュニケーション能力、情報収集・発信能力)
- (D) ①材料、②エネルギー・流体、③メカトロニクス・情報・制御 を三つの柱とした機械工学の基礎の学習。
(機械工学全般)
- (E) 「限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能をもつ機械の創造」を目指し、機械工学と電子工学・フアイバー工学・生物科学・生体工学との融合など学際分野に対応できる能力の養成。
(コース・学部の特徴、学際分野への対応)
- (F) ものづくりを基本とし、課題解決に向けて自主的・継続的に学習し、計画を主導的に実行できる能力と総合的にデザインできる能力の養成。
(ものづくり・デザイン能力・自主的／継続的実行力)

2 履修上の指導事項

●2年次・3年次のカリキュラム

2年進級時に機能機械学コースに所属された学生は、上田キャンパスにおいて当コースが用意する専門科目を履修し、幅広い知識の修得に努めなければならない。

●4年次への進級関門

別表の通り4年次への進級には1～3年次の全必要単位を修得しなければならない。ただし、専門科目のうち、演習と実験科目を除く1 or 2単位の1科目不足の進級を認める。

※4年次進級に必要な専門選択科目は15単位だが、卒業には25単位が必要である。3年次終了までに25単位を修得し、4年次は卒業研究及び輪講に専心できるようにすること。

●10月進級・9月卒業について

単位不足で4年次に進級できなかった場合、もしくは卒業できなかった場合は、留年して次年度に不足単位を履修しなければならない。ただし、必ずしも1年間留年する必要はなく、前期で進級条件を満たしてきた者は、10月に進級すること、あるいは9月に卒業することができる。

機能機械学コース 専門科目等カリキュラム図

	学科共通科目						
	学部共通科目	専門科目基礎科目群	材料科目群	エネルギー・流体科目群	メカトロニクス科目群	ロボティクス科目群	機能機械学実験・実習・演習科目群
1年 ※1	繊維科学の基礎（講義）	新入生ゼミナール 機械・ロボット学概論					
2年 ※2	安全教育 放射線の基礎 繊維科学の基礎（実験・実習） 実践的英語ライティング・スピーキング演習A 実践的英語ライティング・スピーキング演習B 環境内部監査実習 環境マネジメント	応用解析学I 応用解析学II ベクトル解析 確率・統計学 人体生物学I 電気・電子理論 プログラミングI プログラミングII プログラミグ演習 機械設計製図I 生物科学基礎実験 化学基礎実験	材料力学I 材料力学II ナノファイバー工学 材料加工学	流体力学I 熱力学I 伝熱工学	機械力学 機構学 電子回路	動物行動学	機能機械学実験・実習I 機能機械学実験・実習II 機能機械学演習I 機能機械学演習II
3年	技術者論理 インターンシップ ものづくり経営 ビジネスアドミニストレーション	職業指導 人体生物学II 電磁気学 計測工学 設計工学 機械設計製図II	材料強度学 繊維強化複合材料学	流体力学II 熱力学II	メカトロニクス 制御工学	ロボット工学I ロボット工学II バイオメカニクス・ミメティクス	機能機械学実験・実習III 機能機械学実験・実習IV 機能機械学演習III 機能機械学演習IV
4年		情報機器の操作（教職）					卒業研究 輪講

※1 1年次は、上記の他に教養科目、外国語科目、健康科学科目、基礎科学科目がある。

※2 2年次は、上記の他に外国語科目(プラクティカル・イングリッシュⅢ,Ⅳ)がある。

【バイオエンジニアリングコース】

1 教育方針・目的・目標

バイオエンジニアリングコースは、ヒトを含めた生物の巧妙な機能や構造に学び、ヒトと環境に優しいモノづくりのためのバイオデザインの創出をめざしている。このため本コースでは、工学基礎の授業科目に加え、数学、物理学、生物学や化学の授業科目と、これらを融合したバイオメカニクス・バイオロボティクス・生体医工学分野の授業科目を体系的かつ総合的に学ぶことにより、幅広い知識を養成する。そして、生物と工学を融合した新たなデザインを通じて様々な問題を解決できる総合的な能力と、地球的視点から多面的に物事を考えることができる高い倫理観をもつ技術者・研究者を養成することを教育目標としている。

2 履修上の指導事項

●2年次・3年次のカリキュラム

2年進級時にバイオエンジニアリングコースに分属された学生は、上田キャンパスにおいて当コースが用意する専門科目を履修し、幅広い知識の修得に努めなければならない。2年次と3年次に履修すべき学科専門科目は以下の3つの科目群に大別できる。

- ① 専門基礎科目群 (必修12科目・選択5科目)
- ② 材料／エネルギー・流体／メカトロニクス科目群 (必修5科目・選択11科目)
- ③ 生体医工学／バイオエンジニアリング実験・演習科目群 (必修7科目・選択3科目)

上記の①と②に属する授業科目は全て「機能機械学コース」と共通(学科共通科目)であるが、必修・選択のバランス(教育カリキュラム)が大きく異なる。一方、③には「バイオエンジニアリングコース」独自の学際融合型授業科目が多数含まれている。本学科全体の1つの特長でもある「専門基礎科目群」は、数学・工学・物理学・化学・生物学、さらには情報処理に関する幅広い基礎科目から構成されており、バイオエンジニアリングコースに分属された2年次学生は、特に、バイオエンジニアリングの基礎となるこれらの科目を集中的かつ体系的に学ばなければならない。3年次になると、これらの基礎知識を融合したバイオメカニクス・バイオロボティクス、さらにはそれらの医療応用を目指した生体医工学分野の授業科目の比重が徐々に高くなり、同時並行して受講するバイオエンジニアリングに関する多くの実験・演習科目を通して、これらの専門知識が体験的に無理なく学べるようなユニークなカリキュラムになっている。

●4年次への進級関門

4年次に進級するために必要な単位は、共通教育科目35単位と、専門科目71単位の合計106単位である。ただし、専門科目のうち、演習と実験科目を除く1or2単位の1科目不足の進級を認める。専門科目のうち50単位は必修単位である。また、選択専門科目の単位として、他学科科目を8単位まで算入できる。

●4年次のカリキュラム

4年次には、卒業研究、輪講の2つの必修専門科目の履修を通して、課題設定・解決能力、文章能力、プレゼンテーション技術などを養う。

●卒業するための条件

卒業に必要な単位(卒業要件)は、共通教育科目35単位と、専門科目89単位の合計124単位である。専門科目のうち58単位は必修単位である。また、選択専門科目の単位として、他学科科目を8単位まで算入できる。

●10月進級・9月卒業について

単位不足で4年次に進級できなかった場合、もしくは卒業できなかった場合は、留年して次年度に不足単位を履修しなければならない。ただし、必ずしも1年間留年する必要はなく、前期に所定単位の修得を完了できれば10月に進級すること、あるいは9月に卒業することができる。

●教員免許(理科)の取得について

本学科の卒業に必要な履修単位に加え、別に定める所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状(理科)及び高等学校教諭一種免許状(理科)並びに高等学校教諭一種免許状(工業)の取得が可能であることは、27頁に記載済みであるが、上述のように物理や生物・化学の基礎科目を1-2年次に体系的に学べる本コースのカリキュラムの性格上、本コースに分属された学生は、特に「中学校教諭一種免許状(理科)及び高等学校教諭一種免許状(理科)」が比較的スムーズに取得可能である。ただし、理科免許取得希望者は、1年次の間に、卒業要件外となる「地学概論(IまたはII)」,「地学実験」,さらには「一般化学II」を別途修得しなければならないので、履修計画時には+分に注意すること。詳細については、後頁「教員免許状の修得について」を参照されたい。

バイオエンジニアリングコース 専門科目等カリキュラム図

		学科共通科目						
	学部共通科目	専門科目基礎科目群	材料科目群	エネルギー・流体科目群	メカトロニクス科目群	生体医工学科目群	バイオエンジニアリング 実験・演習科目群	
1年 ※1	繊維科学の基礎（講義）	新入生ゼミナール 機械・ロボット学概論						
2年 ※2	安全教育 放射線の基礎 繊維科学の基礎 （実験・実習） 実践的英語ライティング・スピーキング演習A 実践的英語ライティング・スピーキング演習B 環境内部監査実習 環境マネジメント	応用解析学I 応用解析学II ベクトル解析 確率・統計学 人体生物学 電気・電子理論 プログラミングI プログラミングII プログラミング演習 機械設計製図I 生物科学基礎実験 化学基礎実験	材料力学I 材料力学II ナノファイバー工学 材料加工学	流体力学I 熱力学I 伝熱工学	機械力学 機構学 電子回路	動物行動学	バイオエンジニアリング 実験I バイオエンジニアリング 演習I バイオエンジニアリング 演習II	
3年	技術者論理 インターンシップ ものづくり経営 ビジネスアドミニストレーション	職業指導	人体生物学II 電磁気学 計測工学 設計工学 機械設計製図II	材料強度学 繊維強化複合材料学	流体力学II 熱力学II	メカトロニクス 制御工学	ロボット工学I ロボット工学II バイオメカニクス・ミメティクス	バイオエンジニアリング 実験II バイオエンジニアリング 演習III バイオエンジニアリング 演習IV
4年		情報機器の操作（教職）					卒業研究 輪講	

※1 1年次は、上記の他に教養科目、外国語科目、健康科学科目、基礎科学科目がある。

※2 2年次は、上記の他に外国語科目（プラクティカル・イングリッシュⅢ、Ⅳ）がある。

2025(令和7)年度入学生(25F) 履修要件表

～ 履修すべき授業科目等 及び 単位数 ～

機 械 ・ ロ ボ ッ ト 学 科

【機械・ロボット学科】

区 分	1 年 次 に修得を要する単位		2 年 次 に修得を要する単位		3 年 次 に修得を要する単位		4 年 次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数		
	内 容	単位数	内 容	単位数	内 容	単位数	内 容	単位数			
共通 教育 科目	基 盤 系	リテラシー 学術リテラシー	必修 ※2	1					1		
		リテラシー データサイエンス リテラシー	必修	1					1		
		統計 科学史 現代社会論	選択	左記の3区分から2単位選択	2					2	
		健康	必修	健康科学・理論と実践	1					1	
	(1年次) 言語	英語	アカデミック・イングリッシュ フェイズ I (A)	必修	1					4	
			アカデミック・イングリッシュ フェイズ II (A)	必修	1						
	プラクティカル・イングリッシュ I ※1		必修	1							
	プラクティカル・イングリッシュ II ※1		必修	1							
		初修外国語		※3							
	教養系	人文・社会 自然・技術 環境・健康	選択	以下に示す①～③の要件を満たした上で8単位修得すること ①左記の3区分から、それぞれ2単位以上選択 ②「環境・健康」のうち、「環境科学」を2単位必修 ③演習形式の授業2単位を含めること(演習形式の授業が「不可」であった場合 演習形式以外の教養系で修得した単位を充てることができる。この場合も右の教養系区分の単位数を満たせばよい。)	8					8	
(2年次) 言語	英語	必修			プラクティカル・イングリッシュ III ※1	2			4		
					プラクティカル・イングリッシュ IV ※1	2					
専 門 基 礎 系	基礎科学	必修			微分積分学 I	2			14		
					微分積分学 II	2					
					線形代数学 I	2					
					線形代数学 II	2					
					力学 I	2					
					力学 II	2					
					一般化学 I	2					
					要件外	※教職理科免許取得希望者は、地学概論(IまたはII)、地学実験及び一般化学II を修得	—				
日本語・日本事情 教育科目			<外国人留学生対象科目> ※日本語科目2単位、日本事情科目4単位まで教養系(任意の区分)に振替可	—					—		
共通教育科目計			小計	31	小計	4	小計	0	小計	0	35
専 門 科 目	学部共通科目	必修	繊維科学の基礎(講義)	2	安全教育	1	技術者倫理	1			5
					繊維科学の基礎(実験・実習)	1					
学科別合計 (共通教育科目計+学部共通専門科目)				33		6		1		0	40

※1・・・TOEIC-IPテストの受験を要する(10ページ参照)

※2・・・学術リテラシーの成績が「不可」であった場合、教養系の区分で指定した単位数を超えて修得した単位を充てることができる

※3・・・初修外国語(中国語・ドイツ語・フランス語・ハンガル・スペイン語)を修得した場合、2単位まで教養系「人文・社会」の単位に算入する

2年次への進級	<p>2年次への進級関門は設けない。 ただし、★「1年次に修得を要する単位数」を修得できなかった場合は松本キャンパスへ通学する必要があるため、2年次以降の履修に重大な支障を来すので、1年次で必ず修得すること。</p> <p>★上表の「学科別合計」33単位+「新入生ゼミナール」1単位+「機械・ロボット学概論」2単位=36単位</p>
---------	--

履修登録上限単位数 (12ページ参照)	前期24単位、後期24単位	<p>ただし、直前の学期の成績が以下の要件に該当する者については次学期における履修登録単位数の上限を以下のとおり緩和する。</p> <p>・GPA3.33以上で12単位以上を修得した者は28単位</p>
------------------------	---------------	---

2025(令和7)年度入学生(25F) 履修要件表

～ 履修すべき授業科目等 及び 単位数 ～

機械・ロボット学科 (機能機械学コース, バイオエンジニアリングコース)

【機能機械学コース】

区分	1年次 に修得を要する単位		2年次 に修得を要する単位		3年次 に修得を要する単位		4年次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数	
	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数		
専門科目	学科共通科目	必修	新入生ゼミナール	1					43	
		必修	機械・ロボット学概論	2		28		12		
	コース科目				4		4		8	16
	学部共通科目	選択	2～3年次に修得を要する単位数 (他学科科目:8単位まで算入可)				15	※対象学年に制限が無い限り, 3年次までに 修得してもよい	10	25 (他学科科目:8 単位まで 算入可)
	学科共通科目									
	コース科目									
他学科科目*										
専門科目計		小計	3	小計 (選択科目除く)	32	小計	31	小計	18	84
合計		1年次 に修得を要する単位数	36	2年次 に修得を要する 単位数	40	3年次 に修得を要する 単位数	30	4年次 に修得を要する 単位数	18	124

*他学科科目=他学科専門科目, 他コース専門科目

3年次への進級	3年次への進級関門は設けない	
4年次への 進級要件単位数	106	※ 上表の1～3年次に修得を要する全必要単位 ただし, 専門科目のうち演習と実験科目を除く1 or 2単位の1科目不足の進級を認める

【バイオエンジニアリングコース】

区分	1年次 に修得を要する単位		2年次 に修得を要する単位		3年次 に修得を要する単位		4年次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数	
	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数		
専門科目	学科共通科目	必修	新入生ゼミナール	1					39	
		必修	機械・ロボット学概論	2		26		10		
	コース科目				3		3		8	14
	学部共通科目	選択	2～3年次に修得を要する単位数 (他学科科目:8単位まで算入可)				21	※対象学年に制限が無い限り, 3年次までに 修得してもよい	10	31 (他学科科目:8 単位まで 算入可)
	学科共通科目									
	コース科目									
他学科科目*										
専門科目計		小計	3	小計 (選択科目除く)	29	小計	34	小計	18	84
合計		1年次 に修得を要する単位数	36	2年次 に修得を要する 単位数	35	3年次 に修得を要する 単位数	35	4年次 に修得を要する 単位数	18	124

*他学科科目=他学科専門科目, 他コース専門科目

3年次への進級	3年次への進級関門は設けない	
4年次への 進級要件単位数	106	※ 上表の1～3年次に修得を要する全必要単位 ただし, 専門科目のうち演習と実験科目を除く1 or 2単位の1科目不足の進級を認める

機械・ロボット学科

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分
					1年次			2年次			3年次			4年次				
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由		
学部 共通 科目	F3002010	繊維科学の基礎（講義）	講義		2													
	F3002120	繊維科学の基礎（実験・実習）	実習				1											
	F3000222	安全教育	講義	○			1											
	F3000332	技術者倫理	講義	○					1									
	F3000432	インターンシップ	実習	○						1								
	F3000520	放射線の基礎知識	講義	○				1										
	F3000620	実践的英語ライティング・スピーキング演習A	演習	○				2										
	F3000720	実践的英語ライティング・スピーキング演習B	演習	○				2										
	F3001820	環境内部監査演習	演習	○					1									
	F3000920	環境マネジメント	演習	○					1									
	F3001030	ものづくり経営	講義	○							2							
			短期特別研修(特別聴講学生)	実習	×	特別聴講学生専用科目（1～6単位） 単位数は受入期間に応じて決定する												
学 科 共 通 科 目 群	F3B10110	新入生ゼミナール	演習	○	1													
	F3B50110	機械・ロボット学概論	講義	○	2													
	F3B50220	応用解析学Ⅰ	講義	○			2									▲		工
	F3B50320	応用解析学Ⅱ	講義	○			2									▲		工
	F3B50420	ベクトル解析	講義	○			2									▲		工
	F3B50520	確率・統計学	講義	○			2	2								●		機：選択 ハ付：必修
	F3B50720	人体生物学Ⅰ	講義	○			2	2								●		機：選択 ハ付：必修
	F3B50830	人体生物学Ⅱ	講義	○						2						●		生
	F3B55120	電気・電子理論	講義	○			2									●		物
	F3B51030	電磁気学	講義	○						2						●		物
	F3B51130	計測工学	講義	○						2	2					●		機：選択ハ付：必修
	F3B51230	設計工学	講義	○						2								
	F3B51320	プログラミングⅠ	講義	○			2											66情
	F3B51420	プログラミングⅡ	講義	○				2										工
	F3B51620	プログラミング演習	演習	○			2											
	F3B51720	機械設計製図Ⅰ	演習	○			2									▲		工
	F3B51830	機械設計製図Ⅱ	演習	○						2						▲		工
	F3B51920	生物科学基礎実験	実験	○					1							●		生実
F3B52020	化学基礎実験	実験	○					1							●		化実	
F3B52230	職業指導	講義	×								2				▲		職	
材 料 科 目 群	F3B52320	材料力学Ⅰ	講義	○			2								▲		工	
	F3B52420	材料力学Ⅱ	講義	○				2									工	
	F3B52730	材料強度学	講義	○						2	2					●		機：必修ハ付：選択
	F3B54920	ナノファイバー工学	講義	○			2	2								▲		機：必修 ハ付：選択
	F3B52920	材料加工学	講義	○				2								▲		工
	F3B53030	繊維強化複合材料学	講義	○							2							工

機能機械学コース

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分
					1年次			2年次			3年次			4年次				
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由		
機能機械学実験・実習・演習科目群	F3B60120	機能機械学実験・実習Ⅰ	実習	○				1										
	F3B60220	機能機械学実験・実習Ⅱ	実習	○				1										
	F3B60330	機能機械学実験・実習Ⅲ	実習	○							1							
	F3B60430	機能機械学実験・実習Ⅳ	実習	○							1							
	F3B60520	機能機械学演習Ⅰ	演習	○				1										
	F3B60620	機能機械学演習Ⅱ	演習	○				1										
	F3B60730	機能機械学演習Ⅲ	演習	○							1							
	F3B60830	機能機械学演習Ⅳ	演習	○							1							
	F3B60940	卒業研究	実験	○										6				
F3B61040	輪講	演習	○										2					

バイオエンジニアリングコース

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分
					1年次			2年次			3年次			4年次				
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由		
バイオエンジニアリング実験・演習科目群	F3B70720	バイオエンジニアリング実験Ⅰ	実験	○				1									●	物実
	F3B71630	バイオエンジニアリング実験Ⅱ	実験	○							1							
	F3B71020	バイオエンジニアリング演習Ⅰ	演習	○				1										
	F3B71120	バイオエンジニアリング演習Ⅱ	演習	○				1										
	F3B71230	バイオエンジニアリング演習Ⅲ	演習	○							1							
	F3B71330	バイオエンジニアリング演習Ⅳ	演習	○							1							
	F3B71440	卒業研究	実験	○										6				
	F3B71540	輪講	演習	○										2				



化学・材料学科

●化学・材料学科の教育理念

化学・材料学科では、ファイバー材料の創製とその応用に関わる学術と産業を支える人材育成のため、基礎学問および先端科学を学び、原子および分子レベルの視点から材料の構造と物性を理解し設計できる能力を修得する。

本学科の教育は、国際的に通用する技術者育成のための教育内容と整備された教育体制に基づいて実施する。

●目指す研究者・技術者像

化学・材料学科では、化学や材料工学に関する工学の教育・研究を通じて、自ら問題を発見し、方向性を定め、目的意識と責任感を持ちながら仕事を進められる自律型の研究者・技術者を育成する。本学科を卒業した人材は、自らの学習をデザインすること、自然や社会との関係性を見出し、ルールをつくること、まわりに働きかけて、ひとりでは得られない新しい発想や深い洞察を得ることができる。それらの力を活かし、学びあうコミュニティをつくり、ひとやものの価値がわかる社会を築き、その社会に対して価値あるものを生み出すことで貢献する。

●授業科目について

化学・材料学科の学生諸君は、1年次は共通教育科目と化学・材料学科の専門基礎科目を学修する。2年次に学科必修科目として化学と材料工学に関わる有機化学・無機化学・物理化学・分析化学・化学工学・高分子化学・生命科学に関する専門基礎科目を履修する。3年次では、化学と材料工学に関する多様な専門性に対応するため4つのプログラム科目群（環境化学工学・機能高分子・分子機能創成・マテリアル創成）に関わる専門科目が学科選択科目として設定され、学生の興味、なりたい将来像に応じて、学生自ら計画を立て履修する。さらに、情報化社会に対応するための情報科学（「データ解析Ⅰ・Ⅱ」）と持続可能社会の構築に必要となる「サステナブル工学基礎」と「サステナブル工学演習」を必修科目として履修する。国際化に適応するため、1年次に「アカデミック・イングリッシュフェイズⅠ（A）・Ⅱ（A）」、「プラクティカル・イングリッシュⅠ・Ⅱ」、2年次に「プラクティカル・イングリッシュⅢ・Ⅳ」を履修する。これとともに、卒業まで自発的な学習によってTOEIC等の外部英語試験スコアの継続的な向上を強く望む。

化学・材料学科の授業科目は、共通教育科目、学部共通科目及び学科共通科目（学科必修科目・学科選択科目）から構成され、これらの科目は後頁「履修要件表、専門科目一覧表」に分類して示している。

1年次は松本キャンパスにて共通教育科目を学ぶ。入学後の1年間の学修は、専門性を深めるための基盤づくりであるとともに、多面的思考のための教養と人格形成に重要である。共通教育には多様な科目が準備されており、化学・材料学科の教員による講義も含まれている。「一般化学Ⅰ・Ⅱ」では、2年生以降の学科共通科目の基礎を学ぶ。さらに「情報科学演習」では、情報リテラシーを身につけるとともに2年生以降の学科共通科目で必要となるコンピューターの活用方法の基礎を修得する。

2年次以降も化学・材料学科に必要な学科必修科目が開講されている。また、「技術者倫理」や「安全教育」についても学部共通の必修科目として開講され、具体的な事例紹介を通して科学者・技術者としての倫理的指針を教示し、環境、安全に関する幅広い知識を修得できるよう配慮されている。

講義の内容を実践的な知識として修得するため、2年次に学科共通で開講される「基礎化学実験Ⅰ・Ⅱ」および3年次に「基礎化学実験Ⅲ」を履修する。さらに、3年次後期には、各プログラム科目群に関わる「化学・材料実験」を履修し専門性の高い知識と実験技術を修得する。これらの実験では、実験計画能力、実験技術及び報告、発表の基礎力を身につけられるよう工夫されている。

4年次には、卒業研究を通して未知のテーマに取り組む。各教員が運営する研究室に所属して独自の研究に取り組むことにより、実践的な知識と研究開発力を身につけることを目指している。卒業研究では、研究内容を理解するとともに、実験準備と実験手順、データの取り方とその分析および考察方法、研究結果の発表と論文としてのまとめ方などを学ぶ。卒業研究の内容は卒業論文と卒業論文発表会にて評価される。「化学・材料特別演習Ⅰ・Ⅱ」では研究室ごとの専門領域の文献調査や輪読を通して、さらに専門性を深める。

●学習・教育到達目標

化学・材料学科は、目指す研究者・技術者像を実現するために、以下のAからFで示される学習・教育到達目標を設けている。

目標A 自然や社会を多面的に捉え、それに技術がおよぼす影響を理解する能力

- (1) 【多面的思考】同じ考えをもった人だけで集まった組織では、社会の変化と発展についていけない。様々な文化や社会や自然に関する知識を理解し、多面的な考え方をして自分とは異なる考え方を許容で

きる能力

- (2) 【技術者倫理】技術は社会に対して、よい影響を与えることが期待できる一方、悪い影響を与える危険がある。技術が公共の福祉に与える影響や、環境保全と社会の持続ある発展にどのように関与するかを理解できる能力

目標B 自立した研究者・技術者として行動する能力

- (1) 【学習デザイン】学習は、自らを高めるための有効な方法である。自分自身の目的と目標を明確にし、現状を把握して、目標と現状のギャップから必要な点を考え、自分自身で学習をデザインできる能力
- (2) 【当事者意識】誰かがなんとかしてくれると考えずに、責任を持って自ら仕事を進めるとよい。自分自身の学習デザインにしたがって学習に取りかかり、必要に応じて計画を修正しながら、期日までに進められるようにする。時間や費用が限られた中で計画的に仕事を進め、計画の進捗を把握し、必要に応じて計画を修正できる能力

目標C コミュニケーションをはかり協同作業をする能力

- (1) 【情報意見交換】自分とは異なる考え方をもつ他者に働きかけることによって、新しい発想や深い洞察を得られる。自分の考えを事実に基づいて他者に述べるとともに、他者の考えをよく聞いて理解する能力
- (2) 【英語力】世界に広がる情報や意見を英語で理解できる能力
- (3) 【チームワーク】新しいことを成功させるために、異なる分野の人がチームをつくって仕事をする。チームの目的を理解して他のメンバーと共有し、自分の役割を把握してチームに貢献しようと力を尽くし、メンバーのやる気を高めて、各自の力を足し合わせた以上の力が出せるチームを作ることができる能力

目標D 科学・工学の基礎知識を理解する能力

- (1) 【数学・科学・情報基礎】微積分や線形代数といった数学、力学や電磁気などの物理、および情報科学に関する基礎知識を身につけ応用できる能力

目標E 化学、材料に関する工学的問題を解決し、工学システムやプロセスを設計する能力

- (1) 【基礎化学】有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、生化学に関する専門基礎知識の修得、およびそれらを問題解決に利用できる能力
- (2) 【環境化学工学】熱力学、移動現象論、反応速度論を基礎として、工学的な「ものづくり」に必要なプロセス・システムに関する専門分野知識の修得、およびそれらを環境・エネルギー問題の解決に利用できる能力
- (3) 【機能高分子】高分子の化学合成および独自の物性・機能の理解、および新規高分子材料と繊維材料の設計に応用できる能力
- (4) 【分子機能創成】原子および分子レベルの設計による分子機能に関する専門知識の修得、およびそれらを問題解決に利用できる能力
- (5) 【マテリアル創成】無機化学、有機化学、物理化学を基礎とした材料の設計と物性制御に関する専門知識の修得、およびそれらを問題解決に利用できる能力
- (6) 【応用・デザイン・マネージメント】化学および化学工学に関連した問題解決の事例を通して、経済性・安全性・信頼性・社会および環境への影響など社会的背景を考慮しながら専門知識を用いて問題を発見し解決することができる能力
- (7) 【実験】実験などの実践的な学習を通して、知識を実践的に理解できる能力

目標F 現代の社会問題を見出し、工学的に解決する能力

以下の4項目についてできるようにする。

【問題発見】あるべき姿を描き、現状を把握する。あるべき姿と現状のギャップを解決すべき問題として認識できる能力

【本質把握】考慮すべき条件を特定し、解決すべき課題を論理的に整理して、問題の本質を把握できる能力

【解決立案】学んだ知識を活用して、種々の制約条件を考慮した上で解決方針を立案できる能力

【問題解決】解決方針にしたがって問題を解決できる能力

●化学・材料学科教育プログラム

本コースの教育内容は10項目に分類されており、次表は分類と学習・教育到達目標の主な関係を示したものである。またそれぞれの分類に含まれる講義・演習・実験科目を後頁に示す。

分類	目標A	目標B	目標C	目標D	目標E	目標F
総合	◎	◎	◎			○
英語			◎			
数学・科学・情報基礎				◎		
基礎化学					◎	
環境化学工学					◎	
機能-高分子					◎	
分子機能創成					◎	
マテリアル創成					◎	
応用・デザイン・マネージメント	○	○	○		◎	◎
実験					◎	

●履修上の指導事項

1) 進級・卒業条件

本学科を卒業するためには、共通教育科目 34 単位、学部共通専門科目 5 単位、学科必修科目 65 単位、学科選択科目 22 単位、合計 126 単位を修得しなければならない。詳細は後頁「履修要件表」に記してある。また専門科目の各科目名は後頁専門科目一覧表にまとめられている。

◇2年次への進級（8 ページも参照）

1 年次には、後頁「履修要件表」に示す 1 年次に修得を要する単位をすべて修得することが求められる。修得すべき単位に不足があっても進級することは可能だが、1 年次で学ぶ科目のほとんどは松本キャンパスでしか開講されていないため、1 年次に修得を要する単位数に不足があると、上田キャンパスに進級後も松本キャンパスまで通う必要が生じる。その結果、2 年次以降の履修計画に重大な支障を来し、留年に至る可能性が大きくなる。卒業に必要となる 1 年次開講科目の単位を確実に取得するよう、勉学に励むこと。

◇4年次への進級（8 ページも参照）

1～3 年次に修得を要する全必要単位（114 単位）のうち 110 単位以上を修得の場合、進級を認める。ただし、下記の全ての条件を満たしていることとする。

- ①共通教育科目 34 単位を全て修得していること。
- ②専門科目の必修科目 58 単位のうち 56 単位以上習得済みであること。
- ③専門科目の必修および選択科目 80 単位のうち 76 単位以上習得済みであること。
- ④1 年次専門科目及び 2～3 年次必修科目の実験科目を全て修得済みであること。

未修得の科目や再履修しなければならない科目は、進級後に修得しなければならない。

◇10月進級・9月卒業について

単位不足で 4 年次に進級できなかった場合、もしくは卒業できなかった場合は、留年して次年度に不足単位を履修しなければならない。ただし、必ずしも 1 年間留年する必要はなく、前期に所定単位の修得を完了できれば 10 月に進級すること、あるいは 9 月に卒業することができる。

2) 化学・材料学科の進級と卒業成績判定基準と卒業

成績は各授業の目標に対してどの程度達成したかの重要な指標である。成績評価は大学の Web サイトに掲載されているシラバスに明記されており、秀 (S)、優 (A)、良 (B)、可 (C)、不可 (D)、不可 (F) の 6 種類で標記される。S、A、B、C が合格であり、評価基準は 100～90 点が S、89～80 点が A、79～70 点が B、69～60 点が C、59～50 点が D、49～0 点が F である。シラバスを熟読して各科目の目標を把握し、継続的自立的な学習により目標の達成に努めてほしい。

3) 学生への支援体制

本学科ではチューター制度を設けている。学生数名に教員 1 名がチューターとして割り振られる。そのチューター教員が諸君の 4 年間の学生生活や学習相談にきめ細かく対応できるようになっている。年度の初めに各学年に対してガイダンスを行い、学習・教育目的や目標、教育プログラムの説明を行う。

●大学院への進学

本学科には、信州大学大学院総合理工学研究科（修士課程）化学・材料分野が併設され、自分で研究を推進できることを目指した教育が行われている。推薦制度もあり、修士課程へは卒業生のおよそ 7 割以上が進学している。さらに、大学院博士課程も併設され、自らの研究領域を見定め、その領域を開拓するのに最もふさわしい研究テーマや研究課題を設定し、推進できることを目指して教育が行われている。博士課程では世界的にも認められる研究を行い、博士の学位を取得することができる。

●教員免許について

本学科の卒業に必要な履修単位に加え、別に定める所定の単位を修得することにより、中学校教諭一種免許状（理科）及び高等学校教諭一種免許状（理科）を取得する資格が得られる。教員免許状を取得するためには、各時期に開かれる「教職ガイダンス」に出席し、4年次に教員免許状の交付を申請する必要がある。1年次でしか開講されない教職関係科目については履修計画作成時に特に注意する必要がある。四年間を見すえて計画的に履修すること。

なお、本学科は教員養成を本分とする学科ではないことを理解する必要がある。教職科目の履修が学科本来の専門科目の履修に支障を来さないように、くれぐれも注意する必要がある。

詳細は、後頁「教育職員免許状の取得について」を参照すること。

●他学科への転学科について

転学科は原則として認められないが、教育上特に必要と認められる場合には考慮されることもあるので、変更したい理由を明確にして学科長に相談すること。転学科は、変更を希望する学科で受け入れが可能であることが条件となる。収容可能である場合は、所定の手続きに従い、転学科願を提出し、認定試験が行われる。認定試験の結果、履修に支障をきたさないと判断された場合に限り、転学科が認められる。

化学・材料学科 カリキュラム (2025年度入学生)

	1年次	2年次	3年次	4年次
共通教育科目	基盤系(英語科目除く) リテラシー 統計、科学史、現代社会論から選択 健康			
	英語科目 アカデミック・イングリッシュフェイズⅠ(A) アカデミック・イングリッシュフェイズⅡ(A) プラクティカル・イングリッシュⅠ プラクティカル・イングリッシュⅡ 基礎科学科目 一般化学Ⅰ 一般化学Ⅱ 微分積分学Ⅰ 線形代数学Ⅰ 力学	プラクティカル・イングリッシュⅢ プラクティカル・イングリッシュⅣ 化学・材料ゼミⅠ 化学・材料ゼミⅡ 基礎化学実験Ⅰ 基礎化学実験Ⅱ 有機化学Ⅰ 有機化学Ⅱ 無機化学 分析化学	化学・材料学概論 化学・材料ゼミⅢ 基礎化学実験Ⅲ 化学・材料実験 応用物理化学実験 繊維化学 サステナブル工学基礎 サステナブル工学演習 機器分析 量子化学 データ解析Ⅱ	化学・材料特別演習Ⅰ 化学・材料特別演習Ⅱ 卒業研究Ⅰ 卒業研究Ⅱ
専門基礎科目	新入生ゼミナール 情報科学演習 化学・材料セミナー	熱力学Ⅰ 熱力学Ⅱ 反応速度論 量子力学 電磁気学 微分方程式 データ解析Ⅰ 高分子科学基礎 化学工学基礎 生命科学基礎	プログラム科目 分子機能創成 有機機器分析 天然物有機化学 統計熱力学 分子分光学 光化学 ソフトマテリアル物性論 マテリアル創成 固体化学 有機材料化学 触媒化学 無機材料化学 電気化学 コロイド・界面化学 機能高分子 高分子合成 高分子物性 生化学 高分子材料 高分子機能Ⅰ 高分子機能Ⅱ 環境化学工学 環境化学 プロセスシステム工学 反応工学 分離工学	
	学部共通科目	繊維科学の基礎(講義)	安全教育 繊維科学の基礎(実験・実習) 放射線の基礎知識	技術者倫理

2025(令和7)年度入学生(25F) 履修要件表

～ 履修すべき授業科目等 及び 単位数 ～

化学・材料学科

【化学・材料学科】

区分	1年次 に修得を要する単位		2年次 に修得を要する単位		3年次 に修得を要する単位		4年次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数	
	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数		
共通教育科目	リテラシー	学術リテラシー	必修 ※2	1					1	
		データサイエンスリテラシー	必修	1					1	
	統計 科学史 現代社会論		選択	左記の3区分から2単位選択	2				2	
		健康	必修	健康科学・理論と実践	1				1	
	(1年次) 英語	英語	必修	アカデミック・イングリッシュ フェーズⅠ(A)	1					4
				アカデミック・イングリッシュ フェーズⅡ(A)	1					
				プラクティカル・イングリッシュⅠ ※1	1					
				プラクティカル・イングリッシュⅡ ※1	1					
	初修外国語		※3							
	人文・社会 自然・技術 環境・健康	選択	以下に示す①～③の要件を満たした上で11単位修得すること ①左記の3区分から、それぞれ2単位以上選択 ②「環境・健康」のうち、「環境科学」を2単位必修 ③演習形式の授業2単位を含めること(演習形式の授業が「不可」であった場合 演習形式以外の教養系で修得した単位を充てることができる。この場合も 右の教養系区分の単位数を満たせばよい。)	11					11	
(2年次) 英語	英語	必修			プラクティカル・イングリッシュⅢ※1	2			4	
					プラクティカル・イングリッシュⅣ※1	2				
基礎科学	必修	微分積分学Ⅰ	2						10	
		線形代数学Ⅰ	2							
		力学	2							
		一般化学Ⅰ	2							
		一般化学Ⅱ	2							
		※教職理科免許取得希望者は、地学概論(ⅠまたはⅡ)、地学実験 を修得	—					—		
日本語・日本事情 教育科目		<外国人留学生対象科目> ※11単位までを教養系に振替可	—					—		
共通教育科目計		小計	30	小計	4	小計	0	小計	0	34
専門科目	学部共通科目	必修	繊維科学の基礎(講義)	2	安全教育	1	技術者倫理	1		5
			繊維科学の基礎(実験・実習)	1						
	学科共通科目	必修	新入生ゼミナール	1		32		16	12	65
			情報科学演習 化学・材料セミナー	2						
学部共通科目	選択					22		22		
学科共通科目	選択									
専門科目計		小計	7	小計	34	小計	39	小計	12	92
合計		1年次 に修得を要する単位数	37	2年次 に修得を要する 単位数	38	3年次 に修得を要する 単位数	39	4年次 に修得を要する 単位数	12	126

※1・・・TOEIC-IPテストの受験を要する(10ページ参照)

※2・・・学術リテラシーの成績が「不可」であった場合、教養系の区分で指定した単位数を超えて修得した単位を充てることができる。

※3・・・修外国語(中国語・ドイツ語・フランス語・ハンゲル・スペイン語)を修得した場合、2単位まで教養系「人文・社会」の単位に算入する。

【注】ShinXiaコース選択希望者は10ページの科目一覧及び 案内リーフレットに従い、必要な科目を履修すること。

なお、コースへの正式な登録は1年次後期からとなります。

2年次への進級	2年次への進級関門は設けない。 ただし、1年次に修得を要する単位数を修得できなかった場合は松本キャンパスへ通学する必要があり、2年次以降の履修に重大な支障を来すので、1年次で必ず修得すること。
3年次への進級	3年次への進級関門は設けない
4年次への 進級要件単位数	※上表の1～3年次に修得を要する全必要単位(114単位)のうち110単位以上を修得の場合、進級を認める。 ただし、右記の全ての条件を満たしていることとする。 ①共通教育科目34単位を全て修得していること。 ②専門科目の必修科目58単位のうち56単位以上習得済みであること。 ③専門科目の必修および選択科目80単位のうち76単位以上習得済みであること。 ④1年次専門科目及び2～3年次必修科目の実験科目を全て修得済みであること。
履修登録上限単位数 (14ページ参照)	前期24単位、後期24単位 ただし、直前の学期の成績が以下の要件に該当する者については次学期における履修登録単位数の上限を以下のとおり緩和する。 ・GPA3.33以上で12単位以上を修得した者は28単位

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分	
					1年次			2年次			3年次			4年次					
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由			
目	F3C15030	応用物理化学実験	実験	○						1							教職履修者は必修	物実	
	F3C15720	生物科学基礎実験	実験	○						1							教職(中免)履修者は必修	生実	
	F3C15140	卒業研究Ⅰ	実験	○									5						
	F3C15240	卒業研究Ⅱ	実験	○									5						
	F3C15540	化学・材料特別演習Ⅰ	演習	○									1						
	F3C15640	化学・材料特別演習Ⅱ	演習	○									1						
プログラム 科目群	環境化学工学	F3C20530	環境化学	講義	○							1							
		F3C20230	反応工学	講義	○								2						
		F3C20330	分離工学	講義	○								2						
		F3C20430	プロセスシステム工学	講義	○								2						
	機能高分子	F3C21130	高分子合成	講義	○								2						化
		F3C21230	高分子物性	講義	○								2						
		F3C24130	生化学	講義	○								2						
		F3C24430	高分子材料	講義	○								1						
		F3C24530	高分子機能Ⅰ	講義	○								1						
		F3C24630	高分子機能Ⅱ	講義	○								1						
	分子機能創成	F3C22130	有機機器分析	講義	○								2						
		F3C22230	天然物有機化学	講義	○								2						
		F3C22330	統計熱力学	講義	○								1						
		F3C22430	分子分光学	講義	○								1						物
		F3C22530	光化学	講義	○								1						
		F3C22630	ソフトマテリアル物性論	講義	○								1						
	マテリアル創成	F3C23130	固体化学	講義	○								1						
		F3C23230	触媒化学	講義	○								1						
F3C23330		電気化学	講義	○								2						化	
F3C23430		有機材料化学	講義	○								1							
F3C23530		無機材料化学	講義	○								1							
F3C23730		コロイド・界面化学	講義	○								1							

GPA対象：○=GPAの計算式に算入される。 ×=GPAの計算式に算入されない。

必修科目：当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。

選択科目：学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）

自由科目：履修できるが卒業要件に算入しない科目。

備考：卒業要件と教職課程上の扱いが異なる科目。

教免区分：教職課程上の科目区分。（「教育職員免許状の取得」55ページ参照）

物：物理学 化：化学 生：生物学 物実：物理学実験 化実：化学実験 生実：生物学実験

66情：教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目



応用生物科学科

1 教育方針・目的・目標

応用生物科学科では、生物の構造と機能に関する専門知識とそれを理解するための自然科学や情報科学に関する知識、さらに工学との連携によるバイオファイバー・バイオ素材の利活用をはじめとする多面的な課題への対応能力を身につけ、生命・食料・環境・医療等に関わる人材としての倫理観、国際的に通用するコミュニケーション能力等を持った人材を育成し、これにより生物資源の持続的な利活用が可能な社会の実現に貢献することを目標とする。いま、我が国は高齢社会にあり、さらなる超高齢社会を目前にし、健康と生命に関わる学問が強く要望されている。また、視点を地球規模に転じると、我々人類は環境破壊やエネルギー渾濁、食糧危機といった諸課題にも直面している。これらの課題を解決するには、地球において長い時間をかけ調和を保ちながら進化してきた生物が秘めている能力を効果的に利用する技術の開発が強く求められている。この社会的要請に応えるため、生物に特徴的な構造と機能やゲノム・遺伝子の構造と制御について学び、得られた知見を生物資源の有効利用、有用物質の生産、バイオエネルギーの利用、環境分野、医用分野への展開などに役立てる、高度に専門的な知識を持った人材の養成を行う。

2 履修上の指導事項

高度な専門知識を身につけるためには、基礎をしっかりと学び、その上で各分野の専門知識を理解する必要がある。そのために、別表に示すカリキュラムが用意されている。1年次では英語を含む基礎的な科目を学び、2年次からは本格的な生物学の各分野の学習を行う。3年次では、さらに深く応用的・発展的な専門科目を多方面から学び、4年次では卒業研究を通して、課題設定・解決能力、文章能力、プレゼンテーション技術などを養う。

4年次への進級（卒業研究への着手）には、所定の単位を修得している必要がある。必修単位は言うに及ばず、バイオファイバー科目を含む選択科目についても余裕を持って単位取得をしておくこと。また、卒業研究の実施に際しては専門的な予備知識が必要とされることが多いので、あらかじめ2年次3年次の段階から希望する研究分野に関連する選択科目を学習しておくことが望ましい。

卒業に必要な単位（卒業要件）は共通教育科目31単位と専門科目93単位（うち必修科目63単位、バイオファイバー科目群の選択科目5単位を含む）の合計124単位である。また、他学科の専門科目も最大4単位まで卒業単位（専門科目）とすることができる。

●1年次のカリキュラム

信州大学繊維学部応用生物科学科に入学して最初に学ぶのが共通教育科目である。共通教育は信州大学全学教育機構と8つの学部が協力して行うもので、8学部すべての学生が松本キャンパスで共に学ぶ。入学後の1年間の学習は、大学進学のための専門性を深めるための基盤づくりをするとともに、卒業後に社会人として巣立つための教養と人格を醸成する貴重なものである。共通教育には多様な科目が準備されており、繊維学部所属の教員による講義も含まれている。応用生物科学科に所属する学生が最低限度修得しなければならない科目を、後頁「履修要件表」に示してあるので、この表をよく理解し計画的に履修することが必要である。1年次後期に準備されている応用生物科学科の必修専門科目「基礎生物学」では、2年次以降に開始する生物系専門科目の基礎を学ぶ。

履修登録が可能な単位数に上限が定められている。応用生物科学科所属の学生は、1セメスターあたり24単位が登録の上限となっているので、定められた単位内で進級に必要な科目を履修しなければならない。

●2年次への進級（8ページも参照）

1年次には、共通教育科目27単位と専門科目8単位の合計35単位をすべて修得することが求められる。修得すべき単位に不足があっても進級することは可能だが、1年次で学ぶ科目のほとんどは、松本キャンパスでしか開講されていないため、1年次に修得すべき単位数に不足があると、上田キャンパスに進級後も松本キャンパスまで通う必要が生じる。その結果、2年次以降の履修計画に重大な支障をきたし、留年に至る可能性が大きくなる。1年次に開講される卒業に必要な科目の単位を確実に修得するよう勉学に励むこと。なお、1年次の単位修得の状況によっては、教育的な配慮として松本キャンパスに引き続き在留して1年次の授業科目を履修することを勧告する。

●2年次・3年次のカリキュラム

応用生物科学科の専門科目では、講義・実験・演習を通して農学系・工学系に共通した生物科学の各分野を学ぶ。準備されている専門科目については、「応用生物科学科専門科目一覧表」と「応用生物科学科カリキュラム体系図」に記載されている。専門必修科目と共通教育科目であるプラクティカル・イングリッシュに加え、選択科目を修得して4年次に進級する。選択科

目の履修については希望する研究分野との関連性や自己の適性を考慮して計画的に履修すること。

●4年次への進級関門

4年次に進級するためには、原則として1～3年次に修得を要する全ての単位(114単位)を修得する必要がある。ただし、以下の①～④の全ての条件(①共通教育科目31単位を全て修得済みであること、②専門科目の必修科目のうち49単位以上修得済みであること、③専門科目の選択科目のうち20単位以上修得済みであること、④1年次専門科目及び2～3年次必修科目の実験科目を全て修得済みであること)を満たしている場合は4年次への進級を認め、卒業研究に着手することを許可する。

●4年次のカリキュラム

4年次では、これまでの学習の総まとめという位置付けとさらに高度な先端研究への入り口という役割をもつ、卒業研究および英語論文講読・研究発表演習を行う。

●10月進級・9月卒業について

単位不足で4年次に進級できなかった場合、もしくは卒業できなかった場合は、留年して次年度に不足単位を履修しなければならない。ただし、必ずしも1年間留年する必要はなく、前期に所定単位の修得を完了できれば10月に進級すること、あるいは9月に卒業することができる。

●成績の評価と通知

成績は学期中の試験、期末テスト、レポート等の結果により秀・優・良・可・不可で評価される。成績表は次学期の約1ヶ月前頃にWebから各自確認し、学期末には保護者へも送付される。

なお、試験中の不正行為は学則に基づき重く処分する。当該科目だけでなく、それ以外の全試験科目の成績も認定されない。また、無期停学処分となる。そのため卒業は短くても半年、通常は1年遅れとなるため、絶対に不正行為を行わないこと。

●教員免許の取得について

中学校や高等学校で教職に就くには、大学において学部課程の単位修得に加えて別途定められた教職課程の科目を履修し、教育職員免許状を取得しなければならない。応用生物科学科では、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則にのっとった教職課程を開設しており、将来教職に就くことを希望する学生は、教職に必要な単位を修得することができる。所定の単位を修得して卒業すれば、中学校教諭一種免許状(理科)と高等学校教諭一種免許状(理科)が申請に基づき与えられる。

教育職員免許状を取得するには、学部の卒業に必要な単位に加えて、教職課程の科目を5限目など通常の講義が開講されない時間や長期休暇中に履修することになるので、確固たる目標を持って計画的に履修すること。教職履修希望者は、入学時をはじめ各時期に行なわれる「教職ガイダンス」に必ず出席して、履修方法についてしっかりと説明を聞くことが義務づけられている。

詳細については、後頁「教育職員免許状の取得について」を参照すること。1年次でしか開講されない教職関係科目については履修計画作成時に特に注意する必要がある。

●その他

(1) 大学院への進学

現代社会では、より高度な能力を備えた専門技術者や研究者を求める傾向が強くなり、学部卒業者の多くが大学院に進学し、さらに高度な専門知識や実践的な技術力・判断力を身につけている。成績優秀者に対しては、大学院総合理工学研究科修士課程への推薦入学の制度がある。

(2) 奨学金

各種奨学金の募集があるが、成績優秀者の推薦を求めるものが多いので、留意すること。

(3) 取得可能な資格・取得を目指せる資格

中学校教諭一種免許状(理科)、高等学校教諭一種免許状(理科)

(4) 転学科(応用生物科学科以外の学科・コースへの変更)

応用生物科学科以外の学科・コースへの変更は原則として認められないが、教育上特に必要と認められる場合には考慮されることもあるので、変更したい理由を明確にして学科長に相談すること。転学科は、変更を希望する学科・コースで受け入れが可能であることが条件となる。収容可能である場合は、所定の手続きに従い、転学科願を提出し、認定試験が行われる。認定試験の結果、履修に支障をきたさないと判断された場合に限り、転学科が認められる。

応用生物科学科カリキュラム体系図

1 年 次	共通教育科目			専門科目(必修)	
	基盤系	教養系	専門基礎系	学部共通	学科共通
	学術リテラシー(必修) データサイエンスリテラシー(必修)	人文・社会(選択必修)	基礎科学(必修)	繊維科学の基礎(講義)	新入生ゼミナール
	統計(選択必修) 科学史(選択必修) 現代社会論(選択必修)	自然・技術(選択必修) 「環境科学」(2単位必修)	微分積分学 I 一般化学 I		応用生物学入門 基礎生物科学
	健康(必修)	環境・健康(選択必修)	基礎科学(選択必修)		
	健康科学・理論と実践		線形代数学 I 一般化学 II 力学 生物学 A 生物学 B 地学概論 I		
	英語(必修)				
	アカデミック・ イングリッシュ フェイズ I (A), II (A) プラクティカル・ イングリッシュ I, II				
2 年 次	共通教育科目	学科共通科目			
	専門基礎系: 英語(必修)	専門基礎科目群(必修)	専門基礎科目群(選択)	バイオ一般科目群(必修)	バイオファイバー科目群(必修)
	プラクティカル・ イングリッシュ III, IV	動物生理学	物理化学	遺伝子工学	バイオファイバー概論
	学部共通科目(必修)	植物生理学		細胞生物学 II	バイオファイバー科目群(選択)
	繊維科学の基礎(実験・実習)	微生物学		生物統計学	昆虫生理学
	安全教育	分子生物学		情報科学・統計学演習	実験実習(選択)
	学部共通科目(選択)	細胞生物学 I		実験実習(必修)	物理学基礎実験
	放射線の基礎知識	生態学		生物科学基礎実験 I	
	実践的英語ライティング・スピーキング演習 A, B	生化学 I		生物科学基礎実験 II	
	環境内部監査実習	生化学 II		化学基礎実験 I	
学部共通科目(自由)	有機化学 I		化学基礎実験 II		
環境マネジメント	有機化学 II				
	分析化学				
	遺伝学				
3 年 次	学部共通科目(必修)	学科共通科目			
	技術者倫理	バイオ一般科目群(必修)	バイオ一般科目群(選択)	バイオファイバー科目群(選択)	
		応用生物科学ゼミナール	細胞工学	繊維高分子化学	
	学部共通科目(選択)	実験実習(必修)	天然物化学	タンパク質工学	
	ものづくり経営	応用生物科学実験 I	環境微生物学	分子育種学	
	ビジネスアドミニストレーション	応用生物科学実験 III	発生生物学	応用微生物学	
			保全生物学	食品工学	
	学部共通科目(自由)		進化生物学	蚕糸・昆虫バイオテクノロジー	
	インターンシップ		環境化学		
			ゲノム生物学	実験実習(選択)	
		遺伝子解析技術論	応用生物科学実験 II		
		バイオインフォマティクス			
		応用生物特別講義			
4 年 次	学科共通科目(必修)				
	バイオ一般科目群(必修)				
	卒業研究 英語論文講読・研究発表演習				

専門基礎科目群(必修)は生物科学, 化学, 情報処理などの基礎を学ぶための必修科目である。

バイオ一般科目群は主に応用生物科学に関する内容, バイオファイバー科目群は本学の特色を踏まえた内容の講義である。

選択科目の講義・実験実習群は, 卒業研究の分野や将来の進路に合わせて選択できる体系となっている。

2025(令和7)年度入学生(25F) 履修要件表

～ 履修すべき授業科目等 及び 単位数 ～

応用生物科学科

【応用生物科学科】

区分	1年次 に修得を要する単位		2年次 に修得を要する単位		3年次 に修得を要する単位		4年次 に修得を要する単位		卒業要件 単位数	
	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数	内容	単位数		
共通教育科目	基盤系	リテラシー 学術リテラシー	必修 ※2	1					1	
		リテラシー データサイエンスリテラシー	必修	1					1	
		統計科学史 現代社会論	選択	左記の3区分から2単位選択	2					2
		健康	必修	健康科学・理論と実践	1					1
	(1年次)	英語	必修	アカデミック・イングリッシュ フェイズ I (A)	1					4
				アカデミック・イングリッシュ フェイズ II (A)	1					
	プラクティカル・イングリッシュ I ※1	1								
	プラクティカル・イングリッシュ II ※1	1								
		初修外国語		※3						
	教養系	人文・社会 自然・技術 環境・健康	選択	以下に示す①～③の要件を満たした上で10単位修得すること ①左記の3区分から、それぞれ2単位以上選択 ②「環境・健康」のうち、「環境科学」を2単位必修 ③演習形式の授業2単位を含めること(演習形式の授業が「不可」であった場合 演習形式以外の教養系で修得した単位を充てることができる。この場合も 右の教養系区分の単位数を満たせばよい。)	10					10
(2年次)			英語	必修						
専門基礎系	英語	必修	プラクティカル・イングリッシュ III ※1	2					4	
			プラクティカル・イングリッシュ IV ※1	2						
	初修外国語		※3							
基礎科学	必修	微分積分学 I	2					8		
		一般化学 I	2							
		線形代数学 I	4							
		一般化学 II								
		力学								
		生物学A								
生物学B										
地学概論 I										
			※教職理科免許取得希望者は、地学概論(IまたはII)、地学実験 を修得	—				—		
日本語・日本事情教育科目		<外国人留学生対象科目> ※10単位までを教養系に振替可	—					—		
共通教育科目計		小計	27	小計	4	小計	0	小計	0	31
専門科目	学部共通科目	必修	繊維科学の基礎(講義)	2	安全教育	1	技術者倫理	1		5
			繊維科学の基礎(実験・実習)	1						
	学科共通科目	必修	新入生ゼミナール	2						58
			応用生物学入門	2		38		4	10	
			基礎生物学	2						
学部共通科目	選択	2～3年次に修得を要する単位数		30	30	30	10	30		
学科共通科目		(バイオフィイバー科目群5単位含む) (他学科科目:4単位まで算入可)								
他学科科目									(他学科科目:4単位まで算入可)	
専門科目計		小計	8	小計 (選択科目除く)	40	小計	35	小計	10	93
合計		1年次 に修得を要する単位数	35	2年次 に修得を要する 単位数	44	3年次 に修得を要する 単位数	35	4年次 に修得を要する 単位数	10	124

※1・・・TOEIC-IPテストの受験を要する(10ページ参照)

※2・・・学術リテラシーの成績が「不可」であった場合、教養系の区分で指定した単位数を超えて修得した単位を充てることができる。

※3・・・下記の科目を修得した場合、合計2単位まで教養系の単位に算入する。

・初修外国語(中国語・ドイツ語・フランス語・ハンガール・スペイン語):「人文・社会」に算入

・基礎科学の選択必修6科目のうち、4単位を超えて修得した科目:「自然・技術」に算入

2年次への進級	2年次への進級関門は設けない。 ただし、1年次に修得すべき単位を修得できなかった場合は松本キャンパスへ通学する必要があり、2年次以降の履修に重大な支障をきたすので、1年次で必ず修得すること。なお、1年次の修得単位が少ない場合は、松本キャンパスに引き続き在留して1年次の授業科目を履修することを勧告する。
3年次への進級	3年次への進級関門は設けない
4年次への進級要件	1～3年次に修得を要する全必要単位のうち、以下のすべての条件を満たしていること ①共通教育科目31単位を全て修得済みであること ②専門科目の必修科目のうち49単位以上修得済みであること ③専門科目の選択科目のうち20単位以上修得済みであること ④1年次専門科目及び2～3年次必修科目の実験科目を全て修得済みであること
履修登録上限単位数 (12ページ参照)	前期24単位、後期24単位 ただし、直前の学期の成績が以下の要件に該当する者については次学期における履修登録単位数の上限を以下のとおり緩和する。 ・GPA3.33以上で12単位以上を修得した者は28単位

応用生物科学科

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分
					1年次			2年次			3年次			4年次				
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由		
学部 共通 科目	F3002010	繊維科学の基礎 (講義)	講義		2													
	F3002120	繊維科学の基礎 (実験・実習)	実験					1										
	F3000226	安全教育	講義	○				1										
	F3000330	技術者倫理	講義	○						1								
	F3000436	インターンシップ	実習	○								1						
	F3000520	放射線の基礎知識	講義	○					1									
	F3000620	実践的英語ライティング・スピーキング 演習A	演習	○					2									
	F3000720	実践的英語ライティング・スピーキング 演習B	演習	○					2									
	F3001820	環境内部監査演習	演習	○					1									
	F3000920	環境マネジメント	演習	○						1								
	F3002230	ものづくり経営	講義	○							2							
		短期特別研修(特別聴講学生)	実習	×		特別聴講学生専用科目 (1~6単位) 単位数は受入期間に応じて決定する												
専 門 基 礎 共 通 科 目 群	F3D10110	新入生ゼミナール	演習	○	2													
	F3D10210	応用生物学入門	講義	○	2													
	F3D50110	基礎生物科学	講義	○	2												生	
	F3D50320	動物生理学	講義	○				2										生
	F3D55220	植物生理学	講義	○				2										生
	F3D50520	微生物学	講義	○				2										生
	F3D50620	分子生物学	講義	○				2										生
	F3D50720	細胞生物学 I	講義	○				2										生
	F3D50820	生態学	講義	○				2										生
	F3D50920	生化学 I	講義	○				2										化
	F3D51020	生化学 II	講義	○				2										化
	F3D51120	有機化学 I	講義	○				2										化
	F3D51220	有機化学 II	講義	○				2										化
	F3D51320	分析化学	講義	○				2										化
	F3D51420	物理化学	講義	○					2									化
	F3D51520	遺伝学	講義	○				2										生
	F3D55430	物理学基礎	講義	○						1								物
	F3D55320	生物統計学	講義	○				2										
F3D51620	遺伝子工学	講義	○				2										生	
F3D55530	細胞工学	講義	○							1							生	
F3D51820	細胞生物学 II	講義	○				2										生	
F3D51930	天然物化学	講義	○							2								
F3D52130	環境微生物学	講義	○							2								
F3D52230	発生生物学	講義	○							2							生	

区分	履修コード	科目名	授業形態	GPA対象	対象学年・科目区分別の単位数												備考	教免区分	
					1年次			2年次			3年次			4年次					
					必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由	必修	選択	自由			
学 科 目 群 通 科 目	F3D55630	保全生物学	講義	○								2							
	F3D52530	進化生物学	講義	○								2							
	F3D52630	環境化学	講義	○								2							化
	F3D52730	ゲノム生物学	講義	○								2							
	F3D52830	遺伝子解析技術論	講義	○								2							
	F3D52930	バイオインフォマティクス	講義	○								1							
	F3D53020	生物科学基礎実験Ⅰ	実験	○				1											生実
	F3D53120	生物科学基礎実験Ⅱ	実験	○				1											
	F3D53220	化学基礎実験Ⅰ	実験	○				1											化実
	F3D53320	化学基礎実験Ⅱ	実験	○				1											
	F3D53430	応用生物学実験Ⅰ	実験	○								1							
	F3D53530	応用生物学実験Ⅲ	実験	○								1							
	F3D53620	物理学基礎実験	実験	○					1									教職履修者は必修	物実
	F3D53720	情報科学・統計学演習	演習	○				2											66情
	F3D53830	応用生物特別講義	講義	○								1							
	F3D55230	応用生物学ゼミナール	講義	○								2							
	F3D54040	卒業研究	実験	○										6					
	F3D55740	英語論文講読・研究発表演習	演習	○										4					
	F3D54220	バイオファイバー概論	講義	○				2											
	F3D54430	繊維高分子化学	講義	○								2							
F3D54530	タンパク質工学	講義	○								2								
F3D55830	分子育種学	講義	○								1								
F3D54720	昆虫生理学	講義	○					2										生	
F3D54830	応用微生物学	講義	○								2								
F3D52030	食品工学	講義	○								2								
F3D55030	蚕糸・昆虫バイオテクノロジー	講義	○								2							生	
F3D55130	応用生物学実験Ⅱ	実験	○								1								

GPA対象：○＝GPAの計算式に算入される。

×＝GPAの計算式に算入されない。

必修科目：当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。

選択科目：学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目。（選択必修科目・他学科科目を含む。）

自由科目：履修できるが卒業要件に算入しない科目。

備考：卒業要件と教職課程上の扱いが異なる科目。

教免区分：教職課程上の科目区分。（「教育職員免許状の取得」55ページ参照）

物：物理学 化：化学 生：生物学 物実：物理学実験 化実：化学実験 生実：生物学実験

66情：教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目



教育職員免許状の取得 ……繊維学部【24F学生用】

取得可能な教員免許状の種類

学科名	中学校教諭一種免許状 (理科)	高等学校教諭一種免許状 (理科)	高等学校教諭一種免許状 (工業)
先進繊維・感性工学科	○	○	×
機械・ロボット学科	○	○	○
化学・材料学科	○	○	×
応用生物科学科	○	○	×

※分属されたコースによっては、カリキュラムの性格上、授業時間割等の制約により、希望する時期に希望する授業科目を履修できない場合があります。

教職課程の心得

- (1) 教職課程は、将来的に「教員」という職業に就くことを目的にしている学生のためのカリキュラムです。学科の卒業要件を満たすほかに、教職課程上で定められた授業科目の履修、教育実習などが必要になってきます。
- (2) 教職科目は、松本キャンパスのみでの開講科目もあるため、1年次のうちから計画的に履修する必要があります。履修し損ねた教職科目は、集中講義を開講している科目もありますが、隔年開講の場合がありますので、掲示板等で情報を常に確認しておく必要があります。
- (3) 卒業要件上の必修科目と、教職課程上の必修科目は必ずしも一致していません。教員免許状の取得要件を満たしても、卒業要件を満たしていなければ、教員免許状の申請ができません。修得済の科目と、今後修得する必要がある科目を確認しながら、計画的に履修していきましょう。
- (4) 入学時に配布された『学生便覧』は、在学中はもちろん卒業後も必要になる場合があるので、大切に保管してください。
- (5) 大学院に進学した場合、学部在籍中に残り残した科目を科目等履修生として修得することができる場合があります。手続きが必要になるので、早めに学務係まで相談に来てください。

教員免許状取得のための最低必要単位数

教員免許状は、学士の学位取得（卒業時に授与される）のほか下記所要資格を満たしたうえで、申請書類を各都道府県教育委員会へ申請することで交付されます。正規教員になるためには、さらに教員採用試験に合格しなければなりません。

【教員法第5条別表1ほか】

免許状の種類	基礎資格	本大学における最低修得単位数					施行規則第66条の6に定められた科目
		【第2欄】	【第3欄】	【第4欄】	【第5欄】	【第6欄】	
		教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	
中学校教諭一種免許状《理科》	学士の学位	28	10	11	7	4	8
高等学校教諭一種免許状《理科》	学士の学位	24	10	9	5	12	8
高等学校教諭一種免許状《工業》	学士の学位	24	10	9	5	12	8
※工業は特例あり							
★最低修得総単位数60単位以上							



教員免許状（理科・工業）共通注意事項

- すべての免許種に共通して、「学士の学位取得」および「施行規則第66条の6に定められた科目」8単位の修得が必須です。
- 科目によっては、中学校のみに算入される科目、高校のみに算入される科目があるため、『学生便覧』を参照しながら、注意して履修していきましょう。
- 学科によっては、卒業要件科目と教職課程科目との時間割重複により、希望する時期に希望する授業科目を履修できない場合があります。そのため、計画的に履修していく必要があります。

教員免許状（理科）取得のための履修について

- 前項の表で示している【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目】、【第3～5欄：教育の基礎的理解に関する科目等】、【第6欄：大学が独自に設定する科目】の各欄の最低必要単位数を満たしたうえで、最低修得総単位数59単位以上を修得してください。
- 本学部において、【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目】は、学科や教科によって、本大学における最低修得単位数を超える単位の修得が必要な場合があります。その場合、本大学における最低修得単位数を超えた単位分については、【第6欄：大学が独自に設定する科目】の単位に算入することができます。
- 【第6欄：大学が独自に設定する科目】の単位は、【第6欄：大学が独自に設定する科目】の単位を修得するか、【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目】もしくは、【第3～5欄：教育の基礎的理解に関する科目等】の本大学における最低修得単位数を超えて修得した単位を算入することができます。

教員免許状（工業）取得のための履修について

工業の単位修得方法については、下記のような特例措置が適用されます。

《免許法施行規則第五条第二項表備考第六号》

工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

- 特例により、【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）】から、教員免許状取得のための最低修得総単位数59単位以上および、「施行規則第66条の6に定められた科目」8単位を修得すれば、工業の免許状取得が可能となります。つまり、【第3～5欄】および【第6欄】の科目を修得しなくても免許状の申請が可能です。
ただし、【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）】で定められている工業の開講科目総単位数が59単位以下の場合、【第3～5欄】および【第6欄】からも一部の科目を修得する必要があります。これらの単位の一部は、教員免許状取得に必要な最低修得総単位数59単位の中に算入されます。
科目の中には「理科」免許状取得のための単位にのみ算入され、「工業」の免許状取得のための単位には算入されない科目があるので、注意して履修していく必要があります。
- 「職業指導」（2単位）は、必修科目なので、必ず履修してください。
- 【第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法）】の「工業化指導法Ⅰ、Ⅱ」は、特例が適用されるため、修得は必須ではありません。



教職課程スケジュール表（概略）

対象学年	時 期	事 項
1年	4月	1年次教職ガイダンス
2年	4月	2年次教職ガイダンス
3年	4月	3年次教職ガイダンス
	4～8月頃	学生本人が教育実習希望校（出身校）へ申し込み （照会方法は、電話もしくは実習希望校のHPに記載している場合もあるので確認すること）
	7～2月	介護等体験実施（特別支援学校2日間，社会福祉施設5日間）【中学教員免許状のみ】
4年	4月	4年次教職ガイダンス
		前期履修登録：「教育実習事前・事後指導」，「中等基礎教育実習」または「高等学校教育実習」
	前期	「教育実習事前・事後指導」開講
	5～9月頃	教育実習実施（各実習校にて2～4週間）
	後期	「教職実践演習」開講
	10月	後期履修登録：「教職実践演習（中・高）」
	11月	教員免許状一括申請ガイダンス
	12月	『教育職員免許状授与申請書』など申請書類を学務係へ提出 →大学から長野県教育委員会へ一括申請手続きをする
卒業・修了式前後	『教育職員免許状』の交付（学務係にて受領すること）	
1～4年	前期/後期	各必要単位の修得 ＜教員免許法施行規則第66条の6に定められた科目＞，＜第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目＞ ＜第3～5欄：教育の基礎的理解に関する科目等＞，＜第6欄：大学が独自に設定する科目＞

《注意事項》

- ・実施時期は変更になる場合があるため，掲示等を常に確認してください。
- ・年度初めの教職ガイダンスは必ず出席をしてください。やむを得ずガイダンスに出席できない場合は，早めに学務係まで相談に来てください。

介護等体験について

- ・介護等体験は，「中学校教員免許状」取得希望者のみ必修です。高校教員免許状のみ取得希望者は不要です。
- ・1～3年次の教職ガイダンスで，詳細を説明するので必ず出席してください。

教育実習について

- ・教育実習は，中学校（理科）および高校（理科）の教員免許状取得に必要です。
- ・高校（工業）は特例により不要です。
- ・3学年終了までに＜第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目＞，＜第3～5欄：教育の基礎的理解に関する科目等＞，＜第6欄：大学が独自に設定する科目＞，＜免許法施行規則第66条の6に定める科目＞を修得しておいてください。※ただし，4年生対象科目は除く。
- ・教育実習は4年次で実施しますが，実習希望校への申し込みは前年度の3年次に行う必要があります。
- ・3～4年次の教職ガイダンスで，詳細を説明するので必ず出席してください。

教員免許状の申請について

- ・本学部で教員免許状取得に必要な単位を満たし，かつ，免許状申請年度に卒業・修了見込みの4年次および大学院2年生（専修免許状）を対象に，大学が一括して長野県教育委員会へ免許状の申請をします。
- ・詳細は，教員免許状一括申請ガイダンス（11月予定）で説明しますので，対象者は必ず出席してください。

免許状取得に対応する本学部開設科目

「教員免許状取得のための最低必要単位数」の各教職科目区分に対応する本学部科目を以下に示します。開設年度や学期等の詳細は、「共通教育履修案内」及び「上田キャンパス履修案内(2年次以降)」を参照してください。

免許法施行規則第66条の6に定められた科目

全免許種 共通

第66条の6に定められた科目・単位数		左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年等				
科目	単位数	科目名		単位数	対象学年	備考
日本国憲法	2	共通(教養)	日本国憲法	2	1年	※1
体育	2	共通(健康)	健康科学・理論と実践	1	1年	※2
		共通(教養)	バレーボール, テニス, ソフトボール, ゴルフ, バドミントン, サッカー, コーディネーションエクササイズ, トレッキング, スポーツフィッシング, バスケットボール, スポーツボウリング, スノー・スポーツ, ニューススポーツ, 信大マラソン, 剣道, ターゲットスポーツ, インクルーシブスポーツ, 弓道, フィットネス	1	1年	「環境・健康」区分から左記科目の単位を修得する
外国語 コミュニケーション	2	共通(言語)	アカデミック・イングリッシュ・フェイズⅠ(A)	1	1年	※3
			アカデミック・イングリッシュ・フェイズⅡ(A)	1		
情報機器 の操作	2	専門科目	計算機実習	2	2年	先進繊維・感性工学科
			プログラミングⅠ	2	2年	機械・ロボット学科
			情報科学演習	2	1年	化学・材料学科
			情報科学・統計学演習	2	2年	応用生物科学科
最低修得単位数計				8		

《注意事項》

- ※1 「日本国憲法」(2単位分)は、教養系「人文・社会」区分の「日本国憲法」2単位を修得してください。
- ※2 「体育」2単位分のうち、「健康科学・理論と実践」(1単位)は教職にかかわらず必修です。
- ※3 「英語」(2単位分)は、教職にかかわらず必修です。

【参考】各学科・コース別の「専門科目一覧表」教免区分欄の略記号

<66条の6科目> <第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目(理科)> <第2欄：教科及び教科の指導法に関する科目(工業)>

記号	免許科目
66情	情報機器の操作

記号	免許科目
物	物理学
化	化学
生	生物学
物実	物理学実験
化実	化学実験
生実	生物学実験

記号	免許科目
工	工業の関係科目
職	職業指導

【第3欄・4欄・5欄】教育の基礎的理解に関する科目等

全免許種 共通

教法施行規則で定める科目・単位数			左記に対応する本学部の授業科目・単位数・対象学年等						
区分	科目	単位数	左記科目に含めることが必要な事項	科目名	単位数		対象免許種	対象学年	備考
					必修	選択			
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	中学10・高校10	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	△ 教育学概論	2		中高	1～3年	※1
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む)	△ 教育の思想と歴史		2	中高	1～3年	※1
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	△ 教職論	2		中高	1～3年	※1
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	△ 教育の制度と経営	2		中高	1～3年	※1
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	△ 発達と教育	2		中高	1～3年	※1
			教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	△ 発達心理学概論		1	中高	1～3年	
				△ 特別支援教育の理論と実践	1		中高	1～3年	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中学11・高校9	道徳の理論及び指導法【中学のみ】	△◆道徳教育の理論と実践	2		中	2・3年	※1・2
			総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	1		中高	2・3年	
			特別活動の指導法	特別活動の理論と実践	1		中高	2・3年	
			教育の方法及び技術	教育方法論	1		中高	2・3年	
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法特論		1	中高	2・3年	
			生徒指導の理論及び方法	△ 学校教育と情報		2	中高	1～3年	※1
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		1	中高	1～3年	1科目選択必修
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	△ 生徒指導の理論と実践	2		中高	2・3年	※1
				△ 教育相談の理論と実践	2		中高	1～3年	※1
				教育相談特論		2	中高	2・3年	※3
第5欄	教育実践に関する科目	中学7・高校5	教育実習	教育実習事前・事後指導	1		中高	4年	
				中等基礎教育実習	4		中	4年	※4
				高等学校教育実習	2		高	4年	
			教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2		中高	4年	
【第3～5欄】最低修得単位数計					28	中学校理科			
					24	高校理科 [高校工業]※5			

《注意事項》

- ※1 上表の科目のうち、△印の科目は教養系として卒業要件に算入可。△印がついていない科目は、卒業要件に算入することはできない。
- ※2 ◆印のついた科目は、中学校免許に必要な単位のみ算入可。
中・高の免許取得希望者は「道徳教育の理論と実践」を修得すれば、高校免許については第6欄(次ページ)の単位に算入できる。
- ※3 受講条件として、「教育相談の理論と実践」を修得済であること。
- ※4 中・高の免許取得希望者は「中等基礎教育実習」を修得すれば、「高等学校教育実習」を修得しなくても高校免許の所要資格に算入できる。
- ※5 工業の特例については、前項「教員免許状(高校工業)取得のための履修について」を参照すること。



【第6欄】大学が独自に設定する科目

全免許種 共通

教免法施行規則で定める 科目・単位数			左記に対応する本学部の授業科目・単位数・対象学年等					
区分	科目	単位数	科目名	単位数		対象 免許種	対象 学年	備考
				必修	選択			
第 6 欄	大学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	中 学 4 ・ 高 校 1 2	現代社会と教育問題		2	中高	1~3年	
			コミュニケーションの障害と学習		2	中高	1~3年	
			生涯学習概論		2	中高	1~3年	
			△ 道徳教育の理論と実践		2	高	2・3年	※1
			教育臨床基礎演習		1	中高	1~3年	
			教育臨床応用演習		1	中高	2~4年	
			教育臨床総合演習		1	中高	2~4年	
			【第6欄】最低修得単位数計				4	
				1 2		高校		

《注意事項》

- ・【第6欄】の履修については、前項「教員免許状（理科）取得のための履修について」を参照すること。
- ・【第6欄】の科目のうち、△印の科目は教養系として卒業要件に算入可。△印がついていない科目は、卒業要件に算入することはできない。

※1 中・高の免許取得希望者は「道徳教育の理論と実践」を修得すれば、中学校免許については第4欄(前ページ)の単位に算入できる。



【第2欄】教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

高校（工業）

▼機械・ロボット学科

区分	教免法施行規則に定められた科目・単位数			左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年						
	科目区分	科目	単位数	授業科目名	単位数 必修 選択	対象 学年	備考			
第 2 欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	工業の 関係科目	1 単位以上	専 門 科 目	○ ナノファイバー工学	2		2年	
						○ 材料加工学	2		2年	
						○ 熱力学Ⅰ	2		2年	
						○ 機械力学	2		2年	
						○ 機構学	2		2年	
						○ 電子回路	2		2年	
						○ ロボット工学Ⅰ	2		3年	
						○ ロボット工学Ⅱ		2	3年	
						○ 応用解析学Ⅰ	2		2年	
						○ 応用解析学Ⅱ	2		2年	
						○ ベクトル解析	2		2年	
						○ 機械設計製図Ⅰ	2		2年	
						○ 材料力学Ⅰ	2		2年	
						○ プログラミングⅡ		2	2年	
						○ 材料力学Ⅱ		2	2年	
						○ 熱力学Ⅱ		2	3年	
						○ 機械設計製図Ⅱ	2		3年	
						○ メカトロニクス	2		3年	
						○ 制御工学	2		3年	
			○ 計測工学		2	3年				
○ 材料強度学		2	3年							
○ 繊維強化複合材料学		2	3年							
○ 伝熱工学		2	2年							
○ バイオメカニクス・ミメティクス		2	3年							
	職業指導	1 単位以上	○ 職業指導	2		3年	卒業要件外			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	(2) 単位以上	工業科指導法Ⅰ	(2)		2年	※特例あり			
		(2) 単位以上	工業科指導法Ⅱ	(2)		3年				
【第2欄】最低修得単位数計					3 2	高校	※特例あり			

《注意事項》

- ※ ○印のついた科目は、一般的包括的内容を含む科目。
- ※ 単位数欄の必修・選択の別は、教職課程上で定められた区分。
- ※ 工業の特例については、前項「教員免許状（中学理科・高校理科）取得のための履修について」を参照すること。
- ※ 「職業指導」、「工業科指導法Ⅰ・Ⅱ」は、卒業要件に算入することはできない。

【第2欄】教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

中学校・高校（理科）

▼先進繊維・感性工学科

区分	教免法施行規則に定める科目・単位数			左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年								
	科目区分	科目	単位数	授業科目名	単位数			対象学年	備考			
					必修	選択必修	選択					
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	専門科目	○ 電磁気学	2			2年		
						材料力学			2	2年		
						○ 材料力学基礎	2			2年		
						電子工学			2	2年		
						感覚計測工学			2	3年		
			化学	1単位以上	専門科目	○ 化学基礎	2			2年		
						物理化学	2			3年		
						繊維・感性材料学			2	2年		
			生物学	1単位以上	専門科目	○ 生理学	2			2年		
						感覚生理学	2			2年		
						生理心理反応計測法			2	3年		
			地学	1単位以上	共通教育	○ 地学概論Ⅰ		2		1年	1科目 選択必修	
						○ 地学概論Ⅱ		2		1年		
			物理学実験	1単位以上	※高免のみ取得する場合 1単位以上	専門科目	先進繊維・感性工学実験実習Ⅰ			2	2年	
							○ 先進繊維・感性工学実験実習Ⅲ	2			3年	
○ 化学基礎実験	1							2年				
○ 生物科学基礎実験	1							2年				
生物学実験	1単位以上	共通教育	○ 地学実験	2			1年					
				○ 地学実験	2			1年				
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	中学 8単位 ・ 高校 4単位			◆ 理科指導法基礎Ⅰ	2		(2)	2年	◆高免のみ取得 の場合は選択			
				◆ 理科指導法基礎Ⅱ	2		(2)	3年				
				理科指導法Ⅲ	2			3年				
				理科指導法Ⅳ	2			3年				
【第2欄】最低修得単位数計					28			中学校				
					24			高校				

《注意事項》

- 印のついた科目は、一般的包括的内容を含む科目。
- 単位数欄の必修・選択必修・選択の別は、教職課程上で定められた区分。

【第2欄】教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

中学校・高校（理科）

▼機械・ロボット学科

区分	教免法施行規則に定める科目・単位数			左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年								
	科目区分	科目	単位数	授業科目名	単位数			対象学年	備考			
					必修	選択必修	選択					
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	専門科目	○ 電気・電子理論	2			2年		
						流体力学Ⅰ			2	2年		
						○ 電磁気学	2			3年		
						流体力学Ⅱ			2	3年		
			化学	1単位以上	共通教育	○ 一般化学Ⅰ	2			1年		
						○ 一般化学Ⅱ	2			1年		
			生物学	1単位以上	専門科目	○ 分析化学〔応用生物科学科科目〕	2			2年		
						○ 人体生物学Ⅰ	2			2年		
						○ 人体生物学Ⅱ	2			3年		
			地学	1単位以上	共通教育	○ 地学概論Ⅰ		2		1年	1科目 選択必修	
						○ 地学概論Ⅱ		2		1年		
			物理学実験	1単位以上	※高免のみ取得する場合 1単位以上	専門科目	○ バイオエンジニアリング実験Ⅰ	1			2年	
			化学実験	1単位以上			○ 化学基礎実験	1			2年	
			生物学実験	1単位以上			○ 生物科学基礎実験	1			2年	
地学実験	1単位以上	共通教育	○◆ 地学実験	2				(2)	1年	◆高免のみ取得の場合は選択		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	中学 8単位 ・ 高校 4単位			◆ 理科指導法基礎Ⅰ	2		(2)	2年	◆高免のみ取得の場合は選択			
				◆ 理科指導法基礎Ⅱ	2		(2)	3年				
				理科指導法Ⅲ	2			3年				
				理科指導法Ⅳ	2			3年				
【第2欄】最低修得単位数計					2 9			中学校				
					2 3			高校				

《注意事項》

- 印のついた科目は、一般的包括的内容を含む科目。
- 単位数欄の必修・選択必修・選択の別は、教職課程上で定められた区分。

【第2欄】教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

中学校・高校（理科）

▼化学・材料学科

区分	教免法施行規則に定める科目・単位数			左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年							
	科目区分	科目	単位数	授業科目名	単位数			対象学年	備考		
					必修	選択必修	選択				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	専門科目	○ 電磁気学	1			2年	
						○ 量子力学	2			2年	
			化学	1単位以上	専門科目	○ 熱力学Ⅰ	2			2年	
						○ 熱力学Ⅱ	2			2年	
						○ 有機化学Ⅰ	2			2年	
						○ 有機化学Ⅱ	2			2年	
						○ 無機化学	2			2年	
						分析化学			2	2年	
						高分子科学基礎	2			2年	
						高分子合成			2	3年	
						電気化学			2	3年	
						機器分析			2	3年	
			生物学	1単位以上	専門科目	○ 分子生物学〔応用生物科学科科目〕		2		2~4年	1科目 選択必修
						○ 細胞生物学Ⅰ〔応用生物科学科科目〕		2		2~4年	
			地学	1単位以上	共通教育	○ 地学概論Ⅰ		2		1年	1科目 選択必修
			○ 地学概論Ⅱ		2		1年				
物理学実験	1単位以上	※高免のみ取得する場合 1単位以上	専門科目	○ 応用物理化学実験	1			2年			
化学実験	1単位以上			○ 基礎化学実験Ⅰ	2			2年			
生物学実験	1単位以上			○◆ 生物科学基礎実験	1		(1)	2年	◆高免のみ取得の場合は選択		
地学実験	1単位以上			共通教育	○◆ 地学実験	2		(2)	1年	◆高免のみ取得の場合は選択	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	中学 8単位 ・ 高校 4単位			◆ 理科指導法基礎Ⅰ	2		(2)	2年	◆高免のみ取得の場合は選択		
				◆ 理科指導法基礎Ⅱ	2		(2)	3年			
				理科指導法Ⅲ	2			3年			
				理科指導法Ⅳ	2			3年			
【第2欄】最低修得単位数計					3 3			中学校			
					2 6			高校			

《注意事項》

- 印のついた科目は、一般的包括的内容を含む科目。
- 単位数欄の必修・選択必修・選択の別は、教職課程上で定められた区分。

【第2欄】教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項）

中学校・高校（理科）

▼応用生物科学科

区分	教免法施行規則に定める科目・単位数			左記に対応する本学部授業科目・単位数・対象学年							
	科目区分	科目	単位数	授業科目名	単位数			対象学年	備考		
					必修	選択必修	選択				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	物理学	1単位以上	専門科目	○ 物理学基礎	1			2~3年	
			化学	1単位以上	専門科目	○ 生化学Ⅰ	2			2年	
						○ 有機化学Ⅰ	2			2年	
						○ 分析化学	2			2年	
						○ 生化学Ⅱ			2	2年	
						○ 有機化学Ⅱ	2			2年	
						○ 物理化学			2	2年	
						○ 環境化学			2	3年	
						○ 基礎生物科学	2			1年	
						○ 分子生物学	2			2年	
						○ 細胞生物学Ⅰ	2			2年	
						○ 生態学	2			2年	
						○ 遺伝学	2			2年	
						○ 動物生理学	2			2年	
						○ 植物生理学Ⅰ			2	2年	
						○ 微生物学			2	2年	
						○ 遺伝子工学	2			2年	
						○ 細胞工学			2	3年	
						○ 発生生物学			2	3年	
						○ 昆虫生理学			2	2年	
			○ 蚕糸・昆虫バイオテクノロジー			2	3年				
			○ 細胞生物学Ⅱ			2	2年				
		地学	1単位以上	共通教育	○ 地学概論Ⅰ		2		1年	1科目 選択必修	
					○ 地学概論Ⅱ		2		1年		
		物理学実験	1単位以上	専門科目	○ 物理学基礎実験	1			2年		
		化学実験	1単位以上		○ 化学基礎実験Ⅰ	1			2年		
		生物学実験	1単位以上		○ 生物科学基礎実験Ⅰ	1			2年		
		地学実験	1単位以上		○◆ 地学実験	2		(2)	1年	◆高免のみ取得 の場合は選択	
		各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む)	中学 8単位 ・ 高校 4単位		◆ 理科指導法基礎Ⅰ	2		(2)	2年	◆高免のみ取得 の場合は選択	
					◆ 理科指導法基礎Ⅱ	2		(2)	3年		
					理科指導法Ⅲ	2			3年		
					理科指導法Ⅳ	2			3年		
【第2欄】最低修得単位数計						4	1	中学校			
						3	5	高校			

《注意事項》

- 印のついた科目は、一般的包括的内容を含む科目。
- 単位数欄の必修・選択必修・選択の別は、教職課程上で定められた区分。

学生生活

本項では、学生生活に関する主な手続きの概要について示す。
これ以外の手続きや詳細については、各種ガイダンス・関係資料・掲示等で説明する。
不明な点がある場合は、次の窓口へ相談すること。

- 1年生（松本キャンパス）……………学生支援課・共通教育支援室 窓口
- 2年進級以降（上田キャンパス）……学務係窓口

奨学金／授業料免除・徴収猶予

各種案内は、学生総合支援センターのHP、キャンパス情報システム又は掲示板等で通知する。
各自で必ず確認するようにし、不明点等があれば上記窓口へ問い合わせること。

学生総合支援センターHP：https://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/studentsupport/



学生寮

◆学生寮（修己寮：上田キャンパス）の入寮・退寮について

学生寮に入寮を希望する者は、申請期間内に入寮願を学部長に提出し許可を得なければならない。

（入寮期：4月。申請用紙は学務係）

退寮する場合も同様であるが、退寮期は随時とする。

寮生は所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

規程に違反したり、著しく秩序を乱す者等は、退寮を命ぜられることがある。

授業料等の滞納

◆授業料・寄宿料の滞納について

納入期限を経て、本人・保証人等に督促を行っても、なお延滞が続く場合は、教授会の議を経て授業料滞納者は除籍し、寄宿料滞納者は退寮を命ぜられる。

ただし、寄宿料については、在寮月までの寄宿料は納入しなければならない。

休学・退学・転学部・転学科・転コース

休学、復学、休学延長、退学、及び転学部、転学科・コースのように学籍に関わる身分の異動を希望する者は、異動希望日の1ヵ月以上前に願いを学務係へ提出すること。学務係へ願い出る際は、事前に所属学科・コースの担任、学務委員、チューター、等の教員と十分に相談し、承諾を得ること。（出願用紙は繊維学部ホームページから請求できる）

休学

次の理由により、引き続き3か月以上修学することができない者で休学を希望する者は、事前に所定の休学願により願い出て、学部長の休学許可を得なければならない。

- ・病気のため……………願に加療期間が明記された医師の診断書を添えること
- ・経済的理由のため……………願の申し立て欄に詳細な事由を記載する
- ・留学のため[大学との交流協定によるものは除く]……………留学先の入学許可書等を添えること
- ・公共的な事業に参加するため[国又は地方公共団体等の求めによる場合]……………願の申し立て欄に詳細な事由を記載する

上記以外の理由では、休学は許可されない。

<参考>

- ・1回の願い出により休学できる期間は、3か月以上1年以内である。
- ・学期単位で休学する場合の授業料は支払う必要がない（遡及は不可）。（ただし、学期途中の休学は、授業料の支払いがないと許可されない。）
- ・休学している期間は、卒業に必要な在学月数にカウントされない。
- ・休学を許可された者は、許可された休学期間が満了するにあたって事前に復学あるいは休学期間の延長について、所定の様式（学務係から送付する）により届け出なければならない。

退学

退学を希望する者は、事前に理由を付して所定の退学願の様式により退学を願い出て、学長の許可を得なければならない。

なお、退学の希望期日の属する学期の授業料を完納しなければ、退学は許可されない。

転学部・転学科・転コース

転学部、転学科・転コースを希望する者は、後期初めぐらいまでに学務係へ申し出て指示を受けること。

ハラスメント（嫌がらせ）にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメント等の防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「信州大学について」→「大学概要・理念」→「国立大学法人信州大学規則集」→「規則一覧」→「第1編 全学 第6章 人事」に掲載。）

I：セクシュアル・ハラスメント…

- ・ 意図するかどうかにかかわらず、性差別的又は性的な言動によって相手を不快にさせる行為や、利益若しくは不利益を与えることを利用して相手に性的な誘い又は要求をする行為のほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるような行為も含まれます。また、これらの行為は異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となる 경우가少なくありません。従って、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

II：アカデミック・ハラスメント…

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害したりする行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

III：パワー・ハラスメント…

- ・ 優越的な関係を背景とした言動であり、就業上や修学上の環境を害する行為です。

IV：その他のハラスメント…

- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、教育・学生支援機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員は、あなたの立場になって相談にのります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることはありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいただけの時も連絡していただいて構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、事態解消のための行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント等相談調査対策委員会**」の設置（**裏面※①、②**）をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続について助言してくれます**。イコール・パートナーシップ委員会は、必要に応じて関係の部局長等と協力して「申入れ」や「ハラスメント等相談調査対策委員会」の設置を実施します。

ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、ポータルサイトACSU内に掲示されている名簿でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談センター（0263-37-3165）」にお問い合わせください。

「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、委員会（epiinkai@shinshu-u.ac.jp）か委員いずれかに気軽に相談してください。

※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった行為をやめるよう通告することをいいます。相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえば

よい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのように配慮をします。

※② 「ハラスメント等相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない場合等は、あなたの要望等を考慮の上、イコール・パートナーシップ委員会の判断により「ハラスメント等相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

学外にも相談窓口があります。

①主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	一般相談、法律相談(要予約)	0266-22-8822	【一般】 火～土 9:00～12:00, 13:00～16:30 【法律】 予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング(要予約)		第2土・第4金 10:00～15:50 (一人50分) 詳細については電話で直接確認願います。
松本市ジェンダー平等センター パレア松本	一般相談	(電話相談) 0263-37-1588	(電話) 火、木、第1・3金 9:00～12:00 (最終受付11:30) 第2・4金 13:00～16:00 (最終受付15:30)
		(面接相談) 0263-39-1105	(面接) 月、火、木、第1・3金 13:00～17:00 (要予約) 第2・4金 16:00～19:00 (要予約)
	女性弁護士による法律相談	0263-39-1105	第2・4火曜日 13:30～15:30 (要予約)
長野県警・性犯罪被害ダイヤルサポート110	相談電話	0120-037-555	24時間対応
長野市勤労者女性会館 しなのき	一般相談	026-237-8778	(電話) 平日, 第2土 9:00～16:00 (面接) 平日 9:00～16:00 (要予約)
	女性弁護士による法律相談(要予約)	026-237-8303	第2水 10:00～12:00 (要予約) (1日4名まで, 一人30分)
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による相談(要予約)	0268-27-2988	火 11:00～18:00, 木 10:00～17:00, 第2・第4土 10:00～17:00 (土曜の相談は2日前までに要予約)
	女性弁護士による法律相談(要予約)	0268-27-3123	偶数月第4木, 奇数月第2・4木 10:00～12:00 (一人30分, 無料)
伊那市保健福祉部	女性のための相談	0265-78-4111	(電話) 平日 8:30～17:00 (面接) 平日 8:30～17:00 (要予約)
女性の人権ホットライン	女性をめぐる人権相談	0570-070-810	平日 8:30～17:15 ※IP電話からの場合 026-232-8145 (長野地方法務局)

②主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	男性のための相談(電話相談)	0266-22-7111	金 17:00～19:00
松本市ジェンダー平等センター パレア松本	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火 17:00～20:00

③男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-217-1680	平日 9:30～16:00
みんなの人権110番	0570-003-110	平日 8:30～17:15
長野地方法務局人権擁護課	026-235-6634	平日 8:30～17:15
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	

④性暴力に関する相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間等
性暴力被害者支援センター「りんどらハートなかの」	#8891 ※通話料無料 ※NTTひかり電話からは0120-8891-77へ。 026-235-7123 ※通話料有料 ※一部のIP電話等からはこちらへ。	(24時間ホットライン)

詳細は、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード(基本指針)とは・・・

信州大学では、基本的指針として6本の柱から成る**キャンパス・コード**を定めています。

※全文は、信州大学HP「信州大学について」→「信州大学の方針・取組」→「大学の取り組み」→「ハラスメント防止への取り組み」→「職員・学生の責務と権利」をご覧ください。

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ○ 個人を人間として等しく尊重します。 | ○ 学問・言論の自由を尊重します。 |
| ○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。 | ○ 人権侵害等を防止します。 |
| ○ 権利・権限を適正に行使します。 | ○ プライバシー等を保護します。 |

※ 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。

規 則 集

- 信州大学学則（抄）
- 信州大学繊維学部規程（抄）
- 信州大学における学生の懲戒に関する規定（抄）
- 信州大学における学生の懲戒に係るガイドライン
- 信州大学学生生活に関する通則（抄）
- 国立大学法人信州大学における掲示に関する規程
- 進級に関する申合せ
- 9月卒業に関する申合せ
- 信州大学の学修・教育におけるAI活用に関するガイドラインについて
- 「信大コンピテンシー」について

信州大学規則集

<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/>

信州大学HP → 信州大学について → 大学概要・理念 → 国立大学法人信州大学規則集

※令和6年3月1日現在の規程を掲載しています。

※大学における諸規則は、改正の必要が生じた場合、その都度改正が行われる。最新の規則は上記HPに掲載されるので、必要に応じて参照すること。



目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
 - 第 2 章 組織(第 4 条—第 15 条の 4)
 - 第 3 章 職員及び組織の長(第 16 条—第 24 条)
 - 第 4 章 運営組織(第 25 条・第 25 条の 2)
 - 第 5 章 学年, 学期及び休業日(第 26 条—第 28 条)
 - 第 6 章 修業年限及び在学期間(第 29 条—第 31 条)
 - 第 7 章 入学(第 32 条—第 41 条)
 - 第 8 章 教育課程の編成方針, 履修方法等(第 42 条—第 52 条の 2)
 - 第 9 章 卒業, 学位及び教育職員免許状(第 53 条—第 56 条)
 - 第 10 章 休学, 復学, 転学, 留学, 退学及び除籍(第 57 条—第 63 条)
 - 第 11 章 賞罰(第 64 条・第 65 条)
 - 第 12 章 学生寄宿舍(第 66 条・第 67 条)
 - 第 13 章 科目等履修生(第 68 条—第 74 条)
 - 第 14 章 研究生(第 75 条—第 80 条)
 - 第 15 章 聴講生(第 81 条—第 86 条)
 - 第 16 章 特別聴講学生(第 87 条—第 93 条)
 - 第 17 章 外国人留学生(第 94 条—第 97 条)
 - 第 18 章 授業料, 入学科, 検定料及び寄宿料(第 98 条—第 102 条)
 - 第 19 章 通信教育, 特別の課程及び公開講座(第 103 条—第 104 条)
 - 第 20 章 補則(第 105 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 信州大学(以下「本学」という。)は, 教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)の精神に則り, 学術の中心として, 広く知識を授けるとともに, 深く専門の学芸を教授研究し, 知的, 道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。
- 2 本学は, その目的を実現するための教育研究を行い, その成果を広く社会に提供することにより, 社会の発展に寄与するものとする。

(自己点検及び自己評価)

第 2 条 本学は, その教育研究水準の向上に資するため, 本学の教育及び研究, 組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い, その結果を公表するものとする。

2 本学は, 前項の点検及び評価の結果について, 本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第 1 項の点検及び評価並びに前項の検証の実施に関する事項は, 別に定める。

(教育研究活動の公表等)

第 3 条 本学は, 教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため, その教育研究活動の状況を公表するものとする。

2 本学は, 本学の教育研究活動等の状況について, 刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって, 積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 組織

(学部)

第 4 条 本学に, 次の学部を置く。

- 人文学部
- 教育学部
- 経法学部
- 理学部
- 医学部
- 工学部

農学部

繊維学部

(全学教育機構)

第4条の2 本学に、全学教育機構を置く。

(大学院)

第4条の3 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則等は、別に定める。

(学術研究院)

第5条 本学に、教員組織として、学術研究院を置き、次の学域及び学系を置く。

人文社会科学域	人文科学系
	教育学系
	社会科学系
	総合人間科学系
理工学域	理学系
	工学系
	農学系
	繊維学系
医学保健学域	医学系
	保健学系

2 学術研究院に関する規則は、別に定める。

(先鋭領域融合研究群)

第5条の2 本学に、先鋭領域融合研究群を置く。

2 先鋭領域融合研究群に関する規則は、別に定める。

(附属図書館)

第6条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に、次の図書館を置く。

中央図書館

教育学部図書館

医学部図書館

工学部図書館

農学部図書館

繊維学部図書館

3 附属図書館に、大学史資料センターを置く。

(附属病院)

第7条 医学部に、附属の教育研究施設として、附属病院を置く。

(学部附属の教育研究施設)

第8条 本学に、学部附属の教育研究施設として、次の施設を置く。

教育学部 志賀自然教育研究施設、次世代型学び研究開発センター

理学部 湖沼高地教育研究センター

農学部 アルプス圏フィールド科学教育研究センター

繊維学部 農場

(共同利用)

第8条の2 前条に掲げる理学部附属湖沼高地教育研究センター及び農学部附属アルプス圏フィールド科学教育研究センターは、他の大学等の利用に供することができるものとする。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(学科、課程又はコース)

第9条 学部に、次の学科又は課程を置く。

人文学部 人文学科

教育学部 学校教育教員養成課程

経法学部 応用経済学科

総合法律学科

理学部 数学科

	理学科
医学部	医学科 保健学科
工学部	物質化学科 電子情報システム工学科 水環境・土木工学科 機械システム工学科 建築学科
農学部	農学生命科学科
繊維学部	先進繊維・感性工学科 機械・ロボット学科 化学・材料学科 応用生物科学科

第9条の2 人文学部人文学科に、次のコースを置く。

哲学・芸術論コース
文化情報論・社会学コース
心理学・社会心理学コース
歴史学コース
比較言語文化コース
英米言語文化コース
日本語文化コース
(組織の編制)

第10条 第4条の学部における教育研究に携わる組織は、教育研究に係る責任の所在が明確になるように、編制するものとする。

2 前項の編制その他必要な事項は、別に定める。

(収容定員)

第11条 学部の学科、課程又はコースの収容定員、入学定員及び編入学定員は、別表第1のとおりとする。

第12条 削除

(附属学校)

第13条 教育学部に、次の附属学校を置く。

附属幼稚園
附属長野小学校
附属松本小学校
附属長野中学校
附属松本中学校
附属特別支援学校
(事務組織)

第14条 本学に、事務組織を置く。

2 事務組織に関する規程は、別に定める。

(総合健康安全センター)

第15条 本学に、学生及び職員の健康、安全及び衛生に関する業務を行うための施設として、総合健康安全センターを置く。

2 総合健康安全センターに関する規程は、別に定める。

第15条の2 削除

(男女共同参画推進センター)

第15条の3 本学に、男女が個性と能力を十分に発揮することができる職場・教育環境の実現及びワーク・ライフ・バランスの推進に関する業務を行うための施設として、男女共同参画推進センターを置く。

2 男女共同参画推進センターに関する規程は、別に定める。

(グローバル化推進センター)

第15条の4 本学に、グローバル戦略の企画推進の中核として学内の総合的調整を行うとともに、国内外に向けた広報活動を展開し、国際協力連携等の促進及び共同研究を中心とする学術交流の強化に関する業務を行うための施設として、グローバル化推進センターを置く。

2 グローバル化推進センターに関する規程は、別に定める。

第3章 職員及び組織の長

(職員の種類)

第16条 本学に、次の職員を置く。

学長
副学長
教授
准教授
講師
助教
助手
園長
校長
副園長
副校長
教頭
主幹教諭
教諭
養護教諭
事務職員
技術職員
技能職員
医療技術職員
看護職員
(学系長)

第16条の2 各学系に、学系長を置き、その学系の教授会議構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。
(学部長)

第17条 学部に、学部長を置き、学系長をもって充てる。
(学科長)

第18条 学部の学科に、学科長を置くことができる。

2 学科長は、その学部の教授会構成員のうち教授の職にある者をもって充てる。

3 医学部医学科長は、医学系長をもって充て、医学部保健学科長は、保健学系長をもって充てる。

第18条の2 削除

(附属図書館長、図書館長及びセンター長)

第19条 附属図書館に、附属図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 第6条第2項に定める各図書館に、図書館長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。ただし、中央図書館長については、附属図書館長が兼任するものとする。

3 第6条第3項に定める大学史資料センターに、センター長を置き、附属図書館長が兼任するものとする。
(附属病院長)

第20条 医学部の附属病院に、病院長を置く。

2 病院長に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設の長)

第21条 学部附属の教育研究施設に長を置き、その学部の教授又は准教授をもって充てる。

第22条 削除

(附属学校の長)

第23条 削除

(総合健康安全センター長)

第24条 総合健康安全センターにセンター長を置き、本学の教授をもって充てる。

第4章 運営組織

(教授会)

第25条 各学部及び全学教育機構に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学, 卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか, 教育研究に関する重要な事項で, 教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 3 教授会は, 前項に定めるもののほか, 学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)が掌る教育研究に関する事項について審議し, 学長等の求めに応じ, 意見を述べるができる。
- 4 教授会に関し必要な事項は, 別に定める。

(学系教授会議)

第25条の2 各学系に, 教員人事マネジメント, 研究マネジメント及び予算決算に関する事項を審議するため, 学系教授会議を置く。

- 2 学系教授会議に関し必要な事項は, 別に定める。

第5章 学年, 学期及び休業日

(学年)

第26条 学年は, 4月1日に始まり, 翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 前項に規定する前学期の終期及び後学期の始期は, 各学部及び全学教育機構の事情により, 学長が変更することができる。

(学期の分割)

第27条の2 前条に規定する前学期及び後学期の期間は, 各学部及び全学教育機構の事情により, 当該各期間を前半期と後半期に分けることができる。

(休業日)

第28条 休業日は, 次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までの休業の期間は, 学長が別に定める。
- 3 第1項に定めるもののほか, 学長は, 臨時の休業日を定めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず, 第1項第1号から第3号までの休業日は, 各学部又は全学教育機構の事情により, 授業を行う日に変更することができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第29条 修業年限は, 4年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず, 医学部医学科の修業年限は, 6年とする。

(修業年限の通算)

第30条 第68条第1項に規定する科目等履修生又は第103条の2に規定する特別の課程を履修する者(大学(短期大学を含む。)の学生以外の者に限る。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において, 当該単位の修得により学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは, 第52条第1項の規定により本学に入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数, その修得に要した期間その他学部が必要と認める事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし, その期間は, 前条に定める修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間)

第31条 学生は, 8年(医学部医学科の学生にあつては, 12年)を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 第37条又は第39条の規定により入学した学生は, 第41条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第32条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 入学資格者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの(昭和56年文部省告示第153号)
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (9) 高等学校卒業程度認定審査規則(令和4年文部科学省令第18号)による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第34条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の決定)

第35条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第36条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

(編入学及び再入学)

第37条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 学士の学位を有する者
 - (2) 大学を退学した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (4) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者に限る。)
 - (5) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができるもの
 - (6) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者
 - (7) 高等学校等の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができるもの
 - (8) 文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則(平成15年文部科学省令第17号)第7条第2項に定める職業能力開発短期大学校において行う特定高度職業訓練を修了した者
- 2 各学部の第2年次編入学定員又は第3年次編入学定員に係る編入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可する。
- 3 編入学及び再入学に関し必要な事項は、各学部において定める。

第38条 削除

(転入学)

第39条 他の大学に在学している者で、本学への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学への入学を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転学部及び転学科等)

第40条 本学の学生で、他の学部転学部を志願する者がある場合は、選考の上、相当年次に転学部を許可することができる。

2 転学科又は転課程を志願する者がある場合は、選考の上、これを許可することができる。

(編入学、再入学、転入学等の場合の取扱い)

第41条 第37条から前条までの規定により、入学又は転学部等を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、各学部において定める。

第8章 教育課程の編成方針、履修方法等

(教育課程の編成方針)

第42条 各学部は、本学、当該学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目の区分)

第43条 本学で開設する授業科目は、その内容により共通教育科目及び専門科目に分ける。

(授業科目の特例)

第43条の2 前条に定めるもののほか、第94条に定める外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間、中等教育(中学校及び高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者のための授業科目として、日本語・日本事情教育科目を開設することができる。

(授業科目、その単位数及び履修方法)

第44条 授業科目、その単位数及び履修方法については、各学部において定める。ただし、共通教育科目及び日本語・日本事情教育科目の授業科目及び単位数については、別に定める。

(授業の方法等)

第45条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 卒業に必要な所定の単位数のうち、前2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な所定の単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第1項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。

(単位の計算方法)

第46条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第45条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文の作成に関する特別研究等の授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、各学部において単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第47条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。ただし、前条第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第47条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(成績の評価)

第48条 授業科目の試験の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他の学部の授業科目の履修等)

第49条 学生は、他の学部の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

2 前項の規定により他の学部が開設する専門科目を履修した場合は、12単位を超えない範囲で本学の卒業に必要な単位数に算入することができる。

3 他の学部における授業科目の履修等に関し必要な事項は、各学部において定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第50条 学部において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき、学生が当該他大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学部において教育上有益と認めるときは、第57条第1項に規定する休学により学生が外国の大学又は短期大学(これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。)において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

4 第2項の規定は、学部において教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修して修得した単位及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修して修得した単位について準用する。

5 第1項の規定により他大学等において授業科目を履修した期間は、本学の在学期間に算入する。

6 他大学等及び外国の大学等における授業科目の履修に関し必要な事項は、各学部において定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第51条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修(平成3年文部省告示第68号)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項(同条第3項及び第4項並びに第61条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項に規定する大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、各学部において定める。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第52条 学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部において教育上有益と認めるときは、学生が入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第50条(同条第3項及び第4項並びに第61条第2項において準用する場合を含む。)の規定により修得したものとみなす単位数及び前条第1項の規定により与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 入学前の既修得単位の取扱いに関し必要な事項は、各学部において定める。

(教育課程の計画的特例履修)

第52条の2 各学部は、本学と外国の大学等との間において締結した交流協定(学部間交流協定及びこれに準ずるものを含む。以下「交流協定」という。)に基づく留学により、第29条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を学生が申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項による計画的な教育課程の修業年限は、第31条に定める在学期間を超えることはできない。

第9章 卒業、学位及び教育職員免許状

(卒業)

第53条 本学に、第29条に定める修業年限(第41条の規定により、在学すべき年数を定められた者は、当該年数)以上在学し、学部において定める授業科目を履修し、所定の単位数を修得した者については、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第53条の2 前条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学した者(医学部医学科に在学する者を除く。)が、卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、各学部規程に定めるところにより、学長は、学校教育法第89条に規定する卒業を認めることができる。

2 前項に規定する卒業の認定に関し必要な事項は、各学部規程その他の関係規則等において定める。

(学位の授与)

第54条 本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

(学位規程)

第55条 学位に関し必要な事項は、信州大学学位規程(平成16年信州大学規程第19号)において定める。

(教育職員免許状授与の所要資格)

第56条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において、教育職員免許法に規定する所定の単位を修得した者が取得できる教育職員免許状の種類は、別表第2に掲げるとおりとする。

第10章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第57条 疾病その他の理由により引き続き3月以上修学することができない者は、医師の診断書又は理由書を添えて所属する学部の長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することができる。

3 休学期間は通算して、4年(医学部医学科にあつては、6年)を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第58条 前条に定める休学期間は、第31条の在学期間に算入しない。

(復学)

第59条 休学期間が満了した学生は、復学しなければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所属する学部の長の許可を得て復学することができる。

3 疾病により休学した者が復学を願い出るときは、医師の診断書を添付しなければならない。

(転学)

第60条 他の大学へ転学しようとするときは、所定の手続により願い出て、所属する学部の長の許可を受けなければならない。

(留学)

第61条 学部において教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が当該外国の大学等に留学することを認めることができる。

2 第50条第2項及び第5項の規定は、前項の規定により外国の大学等へ留学する場合に準用する。

3 留学に関し必要な事項は、各学部において定める。

(退学)

第62条 退学しようとする者は、理由を付して所定の手続により願い出て、所属する学部の長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第63条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付期限を超過し、督促してもなお納付しない者

- (2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第31条に定める在学期間を超えて、なお所定の課程を修了できない者
- (4) 第57条第3項に定める休学期間を超えて、なお就学できない者
- (5) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が許可されなかった者又はその一部の免除を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- (6) 入学料の徴収猶予を許可された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの

第11章 賞罰

(表彰)

第64条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部長の推薦により、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第65条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部長の申請により国立大学法人信州大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)の議を経て、学長が懲戒を行う。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 学生の懲戒に係る手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第66条 本学に、学生寄宿舍を置く。

(入舎の手続)

第67条 学生寄宿舍に入舎を希望する者は、所定の手続により当該寄宿舍を管理する学部長等に願い出て許可を受けなければならない。

2 入舎を許可された者は、別に定める学生寄宿舍に関する規程に従わなければならない。

第13章 科目等履修生

(科目等履修生)

第68条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとする者がある場合は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

(出願手続)

第69条 科目等履修生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

(入学許可)

第70条 科目等履修生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第71条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

(単位の授与)

第72条 科目等履修生が履修した授業科目については、試験の上、単位を与える。

(単位修得証明書)

第73条 科目等履修生には、その履修した授業科目について、別に定めるところにより、単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生への規定の準用)

第74条 本章に定めるもののほか、科目等履修生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第14章 研究生

(研究生)

第75条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部又は全学教育機構の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 在学期間は、2年以内とし、さらに研究を続けようとする場合には、延期を願い出て許可を受けなければならない。

(出願資格)

第76条 研究生として志願することのできる者は、大学を卒業した者又は本学においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

(出願手続)

第77条 研究生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

(入学許可)

第78条 研究生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第79条 研究生は、所定の授業料を別に定めるところにより納めなければならない。

(研究生への規定の準用)

第80条 本章に定めるもののほか、研究生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第15章 聴講生

(聴講生)

第81条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、当該学部又は全学教育機構の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

(出願手続)

第82条 聴講生として入学を志願する者は、必要書類を提出するとともに、検定料を納めなければならない。

(入学許可)

第83条 聴講生として選考に合格し、入学料を納めた者に対し、入学を許可する。

(授業料)

第84条 聴講生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額の授業料を入学と同時に納めなければならない。

(聴講証明書)

第85条 聴講生が聴講した授業科目については、別に定めるところにより、聴講証明書を交付する。

(聴講生への規定の準用)

第86条 本章に定めるもののほか、聴講生については、本学の学生に関する規定を準用する。

第16章 特別聴講学生

(特別聴講学生)

第87条 他大学等(外国の大学等及び高等専門学校を含む。以下この条において同じ。)の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(入学の時期)

第88条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として毎学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学生が外国の大学等に在学中の学生で、特別の事情がある場合の受入れ時期は、各学部又は全学教育機構においてその都度定めることができる。

(検定料及び入学料)

第89条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

第90条 特別聴講学生の授業料の額は、聴講生の額と同額とし、履修しようとする授業科目の単位数に応じた額を入学と同時に納めなければならない。

(授業料の不徴収)

第91条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者を特別聴講学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学(国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設置される大学及び短期大学をいう。)又は国立高等専門学校(独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)に基づき設置される高等専門学校をいう。)の学生

(2) 大学間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収が規定されているものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学(短期大学及び高等専門学校を含む。)の学生

(3) 学部間相互単位互換協定(授業料の相互不徴収について、あらかじめ教育研究評議会の議を経て学長が認めたものに限る。)に基づき受け入れる公立又は私立の大学の学生

(特別聴講学生への規定の準用)

第92条 本章に定めるもののほか、特別聴講学生については、本学の学生に関する規定を準用する。

(特別聴講学生に関する細目)

第93条 特別聴講学生に関し必要な事項は、各学部及び全学教育機構において定める。

第17章 外国人留学生

(外国人留学生)

第94条 外国人で、我が国において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第95条 削除

(協定留学生の授業料等の不徴収)

第96条 交流協定(授業料等の不徴収が規定されているものに限る。)に基づく外国人留学生に係る授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。

(外国人留学生への規定の適用)

第97条 本章に定めるもののほか、外国人留学生については、本学の学生の規定を適用する。

第18章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料

(授業料等の徴収方法)

第98条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額並びに徴収方法は、別に定める。

(退学等の場合の授業料)

第99条 退学若しくは転学する者又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

3 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予)

第100条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料、入学料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第4条に規定する学資支給金の支給を受ける者については、授業料及び入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

3 前2項に定めるもののほか、学業及び人物共に特に優秀と認められる場合は、後期分の授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

4 授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料等)

第101条 納付した授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により、当該各号に定める額を返還する。

(1) 入学を志願したときに納付した検定料であって、2段階選抜による第1段階目の選抜で不合格になった者の第2段階目の選抜に係る検定料相当額

(2) 入学を志願したときに検定料を納付した者が、出願受付後、大学入学共通テストの受験科目の不足等により出願の資格がないことが判明した場合は、前号の規定に準ずる検定料相当額

(3) 入学を許可されたときに納付した授業料であって、3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(4) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期中に退学した場合における後期分授業料相当額

(5) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、11月1日以前に休学を開始した場合における休学を開始する月の翌月(休学を開始する日が月の初日のときは、休学を開始する日の属する月)以降の授業料相当額(前期分授業料相当額を除く。)

(6) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前条第2項の規定に基づき後期分授業料の全部を免除された場合における当該免除された後期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、第100条第2項に該当し入学料が免除された場合にあつては、当該入学料免除相当額を返還する。

(科目等履修生、研究生等の授業料等)

第102条 科目等履修生、研究生及び聴講生の授業料、入学料及び検定料の額は、別に定める額とする。

第19章 通信教育、特別の課程及び公開講座

(通信教育)

第103条 本学は、別に定めるところにより、通信による教育を行うことができる。

(特別の課程)

第103条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 本学は、各学部及び全学教育機構が編成する特別の課程の履修生に対し、単位を与えることができる。

3 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 104 条 本学は、社会人の教養を高め文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 前項に定めるもののほか、教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)の定めるところにより公開講座を開設することができる。

3 公開講座の実施その他に関し必要な事項は、公開講座を実施する学部等が別に定める。

第 20 章 補則

(規程等への委任)

第 105 条 この学則に定めるもののほか、本学の組織、管理及び運営の細目その他本学に関し必要な事項は、別に定める。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条の3)
 - 第2章 教育課程及び履修(第4条—第9条)
 - 第3章 休業日(第10条)
 - 第4章 単位の授与及び成績の評価(第11条—第19条)
 - 第5章 学位の授与(第20条)
 - 第6章 科目等履修生, 聴講生, 特別聴講学生, 研究生及び外国人留学生(第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学部は, 信州大学学則(平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。)第1条に則り, 先進繊維・感性工学, 機械・ロボット学, 化学・材料学及び応用生物科学並びにこれに関連する専門分野の教育, 研究を行うものとする。

(趣旨)

第2条 本学部に関する事項は, 学則に定めるもののほか, この規程による。

2 学則及びこの規程に特別の定めのある場合のほかは, 学部長が定める。

(学科及びコース)

第3条 本学部に, 次の学科及びコースを置く。

先進繊維・感性工学科

機械・ロボット学科

機能機械学コース

バイオエンジニアリングコース

化学・材料学科

応用生物科学科

2 各学科の目的は, 次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 先進繊維・感性工学科

イ 先進繊維工学, 感性工学分野の独創的研究で新しい価値を創造できる科学技術者を養成する。技術者として, ハードからソフトまで「こころ」に響く感性豊かな商品を総合的に創れる人材である「感性プロダクタ」を養成する。

ロ 日本で唯一のテキスタイル工学, スポーツ工学, 材料科学, 計測工学を基礎とした学術体系のもとに新しい機能性や快適性を有する繊維製品, 繊維材料, スポーツウェア素材, インテリアに関する研究を推進し, 独創的な価値を創造する能力を培う。人間の豊かな認知能力並びに外界に対する情報発信能力を客観的に捉え, これを基に人々の豊かな暮らしに必要な製品の設計・製品造りに欠かせない総合能力を修得する。

(2) 機械・ロボット学科

イ 限りなくヒトに近い機能とヒトを超える性能を持つ機械の創造を目指して, 環境に調和しながら生活の質の向上と暮らしを豊かにする技術の創出に貢献し, ものづくりに必要な学問と技術を修得し, 総合的なものづくりができる感性と創造力の豊かな技術者を養成する。ヒトを含む生物に学び, 新たな発想によるヒトと環境にやさしい機械を創造することのできる人材を養成する。

ロ 材料・エネルギー・電子・情報・制御を含む幅広い機械工学や機械・電子・情報を含む幅広い工学分野に生物学を加えた融合領域に関する基礎知識, ヒトと環境にやさしい機械を創造するための専門的知識と課題解決能力, コミュニケーションおよび情報収集・発信能力, 課題解決に向けて自主的・継続的に学習・計画・実行できるデザイン力と実行力を培う。

(3) 化学・材料学科

イ 環境・エネルギー分野や医療・健康分野等の社会的問題を解決するために, 化学・材料領域における先進的な研究成果を世界に発信することで, 先進ファイバー工学に関する学問を発展させると共にそれを担う人材を養成する。

ロ 自然や社会および人間を多面的に捉え, それに技術がおよぼす影響を理解する能力, 自立した研究者・技術者として行動する能力, コミュニケーションをはかり協同作業をする能力, 科学・工学・化学・材料に関わる学術分野の基礎知識を理解する能力, 化学, 材料に関する工学的問題を解決し, 工学システムやプロセスを設計する能力, 現代の社会問題を見出し, 工学的に解決する能力, 新時代の高分子化学・高分子工業を拓く創造力, 化学及び化学関連分野の専門技術を習得し, 関連する諸問題を解決する能力を培う。

(4) 応用生物科学科

- イ 生物の構造と機能に関して多様な視点からの知識を修得し、工学との連携によるバイオファイバー・バイオ素材の利活用をはじめとする多面的な課題への対応能力を身につけた人材を養成する。
- ロ 生物の詳細な構造・構成成分・機能についての基礎学力、実験事実に基づいて客観的・論理的に考える能力、生物科学の応用に際して直面する課題を理解し、自立して問題解決の方法を探す能力、自分の考えを伝え、チームとして行動できるコミュニケーション能力を培う。

第3条の2 寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門を置くことができる。

2 寄附講座及び寄附研究部門並びに共同研究講座及び共同研究部門に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教育課程及び履修

(教育課程)

第4条 本学部における教育課程は、共通教育科目及び日本語・日本事情教育科目並びに専門科目をもって編成する。

(教育課程の履修)

第5条 授業科目を、必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 共通教育科目及び日本語・日本事情教育科目を除く授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

3 卒業に必要な単位数は、別表第2のとおりとする。

4 履修の方法については、別に定める。

(単位の計算方法)

第6条 授業科目の単位の計算方法は、学則第46条に規定する基準によるものとする。

(履修の手続)

第7条 学生は、学期の始めに履修しようとする授業科目及び単位数を担当教員に届け出なければならない。

(他大学等又は外国の大学等における履修等)

第8条 学則第50条第1項の規定により他の大学若しくは短期大学(以下「他大学等」という。)の授業科目を履修しようとする者又は学則第61条第1項の規定により外国の大学若しくは短期大学(以下「外国の大学等」という。)に留学しようとする者は、所定の様式により、学部長に願い出なければならない。

2 前項の規定により願い出があったときは、学部長は、当該履修又は留学を教育研究上有益と認め、かつ、当該大学等と事前に協議の上、受入れが許可された場合に限り、教授会の議を経て、学長にその許可を申請するものとする。

(在学期間の通算)

第9条 前条の規定により許可を受けて他大学等又は外国の大学等に在学した期間は、教授会の議を経て、本学部の在学期間に算入する。

第3章 休業日

(休業日)

第10条 休業日は、学則第28条の規定に基づき設定する。

第4章 単位の授与及び成績の評価

(単位の授与及び成績の評価)

第11条 本学部における単位の授与及び成績の評価については、学則の定めるところによるほか、この規程による。

(試験)

第12条 学生は、第7条に規定する手続を経て履修した授業科目に限り試験を受けることができる。

2 試験は、学期末に行うほか臨時に行うことがある。

3 授業科目によっては、平素の成績による評価又は論文審査をもって試験に代えることができる。

第13条 削除

第14条 削除

(他大学等又は外国の大学等において修得した単位の取扱い)

第15条 第8条の規定により他大学等又は外国の大学等において修得した単位は、教授会の定めるところにより、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学則第50条第3項の規定による休学により学生が外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位について準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなした単位については、60単位を超えない範囲で、本学部の卒業に必要な単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 学則第51条の規定による学修を本学部における授業科目の履修とみなし、与える単位の取扱いについては、教授会の定めるところによる。

2 前項の規定により与えることのできる単位数については、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定により、単位を受けようとする者は、所定の手続きにより、学部長に願い出なければならない。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

第17条 学則第52条の規定による修得したものとみなす単位又は単位の授与については、教授会の定めるところにより、これを行う。

2 前項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数については、再入学、転入学及び編入学の場合を除き、本学部において修得した単位以外のものについては、第15条の規定により修得したものとみなす単位数及び前条の規定により与えることのできる単位数と合わせて60単位までとする。

3 第1項の規定により、単位を受けようとする者は、所定の様式により、学部長に願い出なければならない。

(転入学者等の修得した授業科目及び単位数の認定)

第18条 本学部に転入学、編入学及び再入学を志願した者の既に修得した授業科目及びその単位数については、審査の上、これを認定する。

(卒業研究)

第19条 卒業研究は、原則として本学部に3年以上在学し、所定の単位を修得した者についてこれを行わせる。

第5章 学位の授与

(学位の授与)

第20条 本学部に卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学士に付記する専攻分野の名称は、次の区分により農学又は工学とする。

農学 応用生物科学科

工学 先進繊維・感性工学科、機械・ロボット学科、化学・材料学科

第6章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生)

第21条 本学部の科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生については、学則の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

一 専門科目

先進繊維・感性工学科

授 業 科 目	単位数	備考
繊維科学の基礎（講義）	2	学部共通科目
繊維科学の基礎（実験・実習）	1	
安全教育	1	
技術者倫理	1	
インターンシップ	1	
放射線の基礎知識	1	
実践的英語ライティング・スピーキング演習A	2	
実践的英語ライティング・スピーキング演習B	2	
環境内部監査演習	1	
環境マネジメント	1	
ものづくり経営	2	
短期特別研修（特別聴講学生）	1～6	
新入生ゼミナール	2	
先進繊維・感性工学概論	2	
電磁気学	2	
多変量解析	2	
応用統計学	2	
応用数学	2	
材料力学基礎	2	
情報処理・信号処理論	2	
計算機実習	2	専門応用科目
CAD実習	2	
先進繊維・感性工学実験実習Ⅰ	2	
先進繊維・感性工学実験実習Ⅱ	2	
先進繊維・感性工学実験実習Ⅲ	2	
卒業研究ゼミⅠ	2	
卒業研究ゼミⅡ	2	
卒業研究Ⅰ	3	
卒業研究Ⅱ	3	
リサーチプロジェクト	1	
化学基礎実験	1	
生物科学基礎実験	1	
電子工学	2	専門科目A群
繊維・感性材料学	2	
繊維集合体	2	
化学基礎	2	
計測工学	2	
設計工学	2	
材料力学	2	
テキスタイルデザイン	2	
染色機能加工学	2	
ファイバー創成工学	2	
繊維製品試験法	2	
スマートテキスタイル	2	
衣環境・住環境学	2	
産業用繊維	2	

管理工学	2	
物理化学	2	
スポーツウエア設計工学	2	
人間工学	2	専門科目 B 郡
生理学	2	
感覚生理学	2	
感性造形	2	
感性デザイン論	2	
感性心理学	2	
色彩工学	2	
感性デザイン工学	2	
感性情報処理	2	
感性コミュニケーション	2	
感覚計測工学	2	
生理心理反応計測法	2	
スポーツ工学	2	
マーケティング	2	
ファッション工学	2	
ファッションデザイン	2	

機械・ロボット学科

授 業 科 目	単位数	備考
繊維科学の基礎（講義）	2	学部共通科目
繊維科学の基礎（実験・実習）	1	
安全教育	1	
技術者倫理	1	
インターンシップ	1	
放射線の基礎知識	1	
実践的英語ライティング・スピーキング演習A	2	
実践的英語ライティング・スピーキング演習B	2	
環境内部監査演習	1	
環境マネジメント	1	
ものづくり経営	2	
短期特別研修（特別聴講学生）	1～6	
新入生ゼミナール	1	学科共通科目
機械・ロボット学概論	2	
応用解析学I	2	
応用解析学II	2	
ベクトル解析	2	
確率・統計学	2	
人体生物学I	2	
人体生物学II	2	
電気・電子理論	2	
電磁気学	2	
計測工学	2	
設計工学	2	
プログラミングI	2	
プログラミングII	2	
プログラミング演習	2	
機械設計製図I	2	
機械設計製図II	2	

生物科学基礎実験	1	
化学基礎実験	1	
材料力学I	2	
材料力学II	2	
材料強度学	2	
ナノファイバー工学	2	
材料加工学	2	
繊維強化複合材料学	2	
流体力学I	2	
流体力学II	2	
熱力学I	2	
熱力学II	2	
伝熱工学	2	
機械力学	2	
機構学	2	
メカトロニクス	2	
制御工学	2	
電子回路	2	
動物行動学	2	
ロボット工学I	2	
ロボット工学II	2	
バイオメカニクス・ミメティクス	2	
職業指導	2	
機能機械学実験・実習I	1	機能機械学コース科目
機能機械学実験・実習II	1	
機能機械学実験・実習III	1	
機能機械学実験・実習IV	1	
機能機械学演習I	1	
機能機械学演習II	1	
機能機械学演習III	1	
機能機械学演習IV	1	
卒業研究	6	
輪講	2	
バイオエンジニアリング実験I	1	バイオエンジニアリング コース科目
バイオエンジニアリング実験II	1	
バイオエンジニアリング演習I	1	
バイオエンジニアリング演習II	1	
バイオエンジニアリング演習III	1	
バイオエンジニアリング演習IV	1	
卒業研究	6	
輪講	2	

化学・材料学科

授 業 科 目	単位数	備考
繊維科学の基礎（講義）	2	学部共通科目
繊維科学の基礎（実験・実習）	1	
安全教育	1	
技術者倫理	1	
インターンシップ	1	
放射線の基礎知識	1	
実践的英語ライティング・スピーキング演習A	2	

実践的英語ライティング・スピーキング演習B	2	
環境内部監査演習	1	
環境マネジメント	1	
ものづくり経営	2	
短期特別研修（特別聴講学生）	1～6	
新入生ゼミナール	1	学科共通科目
情報科学演習	2	
化学・材料セミナー有	2	
機化学I	2	
無機化学	2	
熱力学I	2	
電磁気学	1	
分析化学	2	
微分方程式	1	
有機化学II	2	
熱力学II	2	
反応速度論	2	
量子力学	2	
化学工学基礎	2	
高分子科学基礎	2	
生命科学基礎	2	
データ解析I	2	
化学・材料ゼミI	1	
化学・材料ゼミII	1	
基礎化学実験I	2	
基礎化学実験II	2	
機器分析	2	
繊維化学	2	
データ解析II	1	
量子化学	2	
化学・材料ゼミIII基	1	
礎化学実験III	2	
化学・材料学概論	2	
化学・材料実験	2	
応用物理化学実験	1	
生物科学基礎実験	1	
卒業研究I	5	
卒業研究II	5	
化学・材料英語I	1	
化学・材料英語II	1	
化学・材料特別演習I	1	
化学・材料特別演習II	1	
高分子合成	2	
高分子物性	2	
生化学	2	
高分子機能I	1	
高分子機能II	1	
高分子材料	1	
有機機器分析	2	
天然物有機化学	2	
統計熱力学	1	

分子分光学	1	
光化学	1	
ソフトマテリアル物性論	1	
固体化学	1	
触媒化学	1	
電気化学	2	
有機材料化学	1	
無機材料化学	1	
コロイド・界面化学	1	
環境化学	1	
反応工学	2	
分離工学	2	
プロセスシステム工学	2	
サステナブル工学基礎	2	
サステナブル工学演習	2	

応用生物科学科

授 業 科 目	単位数	備考
繊維科学の基礎（講義）	2	学部共通科目
繊維科学の基礎（実験・実習）	1	
安全教育	1	
技術者倫理	1	
インターンシップ	1	
放射線の基礎知識	1	
実践的英語ライティング・スピーキング演習A	2	
実践的英語ライティング・スピーキング演習B	2	
環境内部監査演習	1	
環境マネジメント	1	
ものづくり経営	2	
短期特別研修（特別聴講学生）	1～6	
新入生ゼミナール	2	
応用生物学入門	2	
基礎生物科学	2	
動物生理学	2	
植物生理学	2	
微生物学	2	
分子生物学	2	
細胞生物学I	2	
生態学	2	
生化学I	2	
生化学II	2	
有機化学I	2	
有機化学II	2	
分析化学	2	
物理化学	2	
遺伝学	2	
物理学基礎	1	
生物統計学	2	
遺伝子工学	2	
細胞工学	2	
細胞生物学II	2	

天然物化学	2	
食品工学	2	
環境微生物学	2	
発生生物学	2	
保全生物学	2	
進化生物学	2	
環境化学	2	
ゲノム生物学	2	
遺伝子解析技術論	2	
バイオインフォマティクス	1	
生物科学基礎実験I	1	
生物科学基礎実験II	1	
化学基礎実験I	1	
化学基礎実験II	1	
応用生物科学実験I	1	
応用生物科学実験III	1	
物理学基礎実験	1	
情報科学・統計学演習	2	
応用生物特別講義	1	
応用生物科学ゼミナール	2	
卒業研究	6	
英語論文講読・研究発表演習	4	
バイオファイバー概論	2	
繊維高分子化学	2	
タンパク質工学	2	
分子育種学	2	
昆虫生理学	2	
応用微生物学	2	
蚕糸・昆虫バイオテクノロジー	2	
応用生物科学実験II	1	

別表第1（第5条関係）

二 教職関係科目

区分	授 業 科 目	単位数	備考	
教科及び教職に関する科目	理科指導法基礎Ⅰ	2	卒業に必要な単位に算入することはできない。	
	理科指導法基礎Ⅱ	2		
	理科指導法Ⅲ	2		
	理科指導法Ⅳ	2		
	工業科指導法Ⅰ	2		
	工業科指導法Ⅱ	2		
	発達心理学概論	1		
	特別支援教育の理論と実践Ⅰ	1		
	教育課程の編成法	1		
	総合的な学習の時間の指導法	1		
	特別活動の理論と実践	1		
	教育方法論	1		
	教育方法特論	1		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	1		
	教育相談特論	2		
	進路指導・キャリア教育の理論と実践	1		
	教育実習事前・事後指導	1		
	中等基礎教育実習	4		
	高等学校教育実習	2		
	教職実践演習（中・高）	2		
	現代社会と教育問題	2		
	コミュニケーションの障害と学習	2		
	生涯学習概論	2		
	教育臨床基礎演習	1		
	教育臨床応用演習	1		
	教育臨床総合演習	1		
	教育の思想と歴史	2		共通教育科目（教養系）として履修でき、卒業に必要な単位に算入することができる。
	教育学概論	2		
	教職論	2		
	教育の制度と経営	2		
	発達と教育	2		
	道徳教育の理論と実践	2		
学校教育と情報	2			
生徒指導の理論と実践	2			
教育相談の理論と実践	2			

別表第2（第5条関係）

卒業に必要な単位数

1 先進繊維・感性工学科

区分		計	
共通 教育 科目	教養系		12単位
	基盤系	リテラシー	2単位
		統計，科学史，現代社会論	4単位
		健康	1単位
		言語（1年次）のうち英語	4単位
	専門 基礎系	言語（2年次）のうち英語	4単位
		基礎科学	8単位
日本語・日本事情教育科目		※	
小計		35単位	
専門 科目	専門科目	89単位	
合計		124単位	

※：外国人留学生が，日本語・日本事情教育の科目を履修し，修得した単位については，教養系の単位に算入することができる。

2 機械・ロボット学科

区分		計	
共通 教育 科目	教養系		8単位
	基盤系	リテラシー	2単位
		統計，科学史，現代社会論	2単位
		健康	1単位
		言語（1年次）のうち英語	4単位
	専門 基礎系	言語（2年次）のうち英語	4単位
		基礎科学	14単位
日本語・日本事情教育科目		※	
小計		35単位	
専門 科目	専門科目	88単位	
合計		124単位	

※：外国人留学生が，日本語・日本事情教育の科目を履修し，修得した単位については，教養系の単位に算入することができる。

3 化学・材料学科

区分		計	
共通教育科目	教養系		11単位
	基盤系	リテラシー	2単位
		統計, 科学史, 現代社会論	2単位
		健康	1単位
		言語 (1年次) のうち英語	4単位
	専門基礎系	言語 (2年次) のうち英語	4単位
		基礎科学	10単位
日本語・日本事情教育科目		※	
小計		34単位	
専門科目	専門科目	92単位	
合計		126単位	

※：外国人留学生が、日本語・日本事情教育の科目を履修し、修得した単位については、教養系の単位に算入することができる。

4 応用生物科学科

区分		計	
共通教育科目	教養系		10単位
	基盤系	リテラシー	2単位
		統計, 科学史, 現代社会論	2単位
		健康	1単位
		言語 (1年次) のうち英語	4単位
	専門基礎系	言語 (2年次) のうち英語	4単位
		基礎科学	8単位
日本語・日本事情教育科目		※	
小計		31単位	
専門科目	専門科目	93単位	
合計		124単位	

※：外国人留学生が、日本語・日本事情教育の科目を履修し、修得した単位については、教養系の単位に算入することができる。

信州大学における学生の懲戒に関する規程（抄）

（平成23年3月31日信州大学規程第181号）

（目的）

第1条 この規程は、信州大学学則（平成16年信州大学学則第1号。以下「学則」という。）第65条第3項及び信州大学大学院学則（平成16年信州大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第56条第3項の規定に基づき、信州大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒に関し必要な事項を定める。

（停学の種類）

第2条 学則第65条第2項及び大学院学則第56条第2項に規定する退学、停学及び訓告のうち、停学の種類は、その期間を概ね3箇月未満とする有期停学とその期間を定めない無期停学とする。

（懲戒の観点及び懲戒の種類の判断方法）

第3条 懲戒は、教育研究機関である本学の秩序を維持し、社会に対する責任を果たす観点からこれを行う。

2 懲戒の種類は、懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）の態様、動機及びその意図、結果、他の学生に与える影響、違法性等を総合的に考慮し、別に定めるガイドラインを標準として判断する。

（懲戒の申請）

第4条 学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、当該学部又は研究科（以下「学部等」という。）に所属する学生が、懲戒対象行為を行った場合、又は、行った疑いのある場合は、直ちに学長に報告するものとする。

2 前項の報告に引き続き、学部長等は、次条に定める調査委員会を設置し、事実関係を確認したうえで、懲戒を行うことが必要と判断した場合は、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学生懲戒申請書（別紙様式第1）により当該懲戒対象行為に係る懲戒を学長に申請する。

3 同一の懲戒対象行為に関して複数の学部等の学生が関与している場合は、当該懲戒対象行為に係る懲戒の申請について、当該学部等が協議を行い、その結果に基づき当該学部等ごとに申請を行う。

（調査委員会）

第5条 学部長等は、懲戒対象行為に係る事実関係を確認し、懲戒の必要性及び懲戒の種類について検討するため、調査委員会を置く。この場合において、調査委員会は、学部等の学生委員会等をもって代えることができる。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 懲戒対象行為を行った学生又は懲戒対象行為を行った疑いのある学生（以下「懲戒等対象学生」という。）が所属する学部等の学生委員会等の長
- 二 懲戒等対象学生が所属する学部等の学生委員会等を構成する者
- 三 懲戒等対象学生が所属する学科又は専攻等の教員
- 四 その他学部長等が必要と認めた者

3 調査委員会は、懲戒等対象学生及び調査の対象となる懲戒対象行為に関係する教員、学生等から事情等を聴取する。

4 調査委員会は、慎重かつ速やかに事実関係の確認及び審議を非公開により行い、その結果を学部長等に報告する。ただし、ハラスメント等の人権を侵害する行為に関しては、国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）第16条に定めるハラスメント相談調査対策委員会が当該行為に係る調査を実施した場合、当該調査結果を尊重しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、調査委員会に関し必要な事項は、学部長等が別に定める。

（弁明）

第6条 調査委員会は、懲戒等対象学生に弁明の機会を与える。

2 弁明の機会を与えられた懲戒等対象学生が、調査委員会が指定した期間内に弁明に応じない場合は、当該学生が弁明する権利を自ら放棄したものとみなす。

（懲戒の決定及び告知）

第7条 学長は、学則第65条及び大学院学則第56条に基づき、国立大学法人信州大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経て、懲戒対象学生等に対する懲戒を行うことを決定したときは、懲戒告知書（別紙様式第2～別紙様式第4）を作成し、当該学生に告知する。ただし、当該学生が懲戒告知書の受け取りを拒否した等の事由により告知できない場合又は当該学生の所在が不明な場合は、次の各号による。

- 一 懲戒告知書を受け取るべき学生が当該文書の受け取りを拒否した等の事由により告知できない場合は、内容証明郵便により送付し、送達された日をもって告知したものとみなす。
- 二 学生の所在が不明な場合は、当該学生の保証人に手渡すか、又は内容証明郵便により送付し、当該手渡した日又は送達された日をもって告知したものとみなす。

(懲戒の効力)

第8条 懲戒の効力は、前条の告知をすることにより生ずるものとする。

(懲戒手続の特例)

第9条 学長は、第4条による報告を受け、同条第2項に基づき、学部長等により懲戒の申請がなされることが明らかであり、かつ当該懲戒対象行為が社会に多大な影響を与え、緊急性を要すると判断した場合、事実確認を慎重に行ったうえで第5条から前条までの手続によることなく、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定することができる。

- 2 学長は、懲戒等対象学生が逮捕・勾留され接見することができない場合であっても、事実確認を慎重に行ったうえで、教育研究評議会の議を経て、懲戒を決定することができる。

(謹慎その他の教育的措置)

第10条 学部長等は、懲戒等対象学生の行為が懲戒対象行為に該当し、かつ懲戒が見込まれる場合に限り、当該学生の権利を不当に侵害しない範囲内で、懲戒の決定前に当該学生に対し謹慎その他の教育的措置を命ずることができる。

- 2 謹慎の期間は、原則として2箇月を超えないものとし、停学期間に算入することができる。

(厳重注意)

第11条 学部長等は、所属する学生が行った懲戒対象行為に係る事実関係の確認結果に基づき、学生の行為が懲戒には至らないと判断した場合、厳重注意としその行為を戒めることができる。

- 2 厳重注意は、学部長等が口頭又は文書により行うものとし、あわせて厳重注意報告書(別紙様式第5)を学長に提出するとともに、教育研究評議会に報告するものとする。

(懲戒に関する記録の保存)

第12条 学長は、懲戒を決定したとき、懲戒の原因たる事実、決定された懲戒の内容及び認定した事実等を記載した学生懲戒記録簿(別紙様式第6)を作成し、保存する。

(懲戒に関する情報の公示)

第13条 学長は、学生に対し、第8条に定める懲戒の告知をしたとき、当該学生の所属及び懲戒の内容を公用掲示板及び電子掲示板に掲示し、公表する。この場合において、当該掲示の期間は、懲戒を告知した日から10日間とし、当該学生の氏名、学籍番号等は公表しない。

(不服申し立て)

第14条 懲戒を告知された学生は、懲戒に不服がある場合は、学長に対し、懲戒を告知された日の翌日から起算して60日以内に懲戒に係る不服申し立て書(別紙様式第7)により、不服申し立てを行うことができる。

この場合において、当該申し立ての参考となる資料があるときは、当該資料を添付するものとする。

- 2 学長は、前項による不服申し立て書を受理した場合、速やかに教育研究評議会を開催し、審査の可否を決定しなければならない。
- 3 学長は、調査を要しない旨を決定した場合、速やかにその旨を文書で当該学生に通知する。
- 4 学長は、教育研究評議会において当該審査を要する旨の決定が行われた場合、直ちに不服申し立てを行った学生が属する学部等の学部長等に調査を行わせうえて、教育研究評議会にて当該審査を行う。
- 5 第1項による不服申し立てを行った場合の当該懲戒の効力は、前項による当該審査が終了するまで継続するものとする。

(停学・謹慎期間中の制限及び特例)

第15条 停学及び謹慎の期間中は、原則として教育課程の履修、課外活動(サークル活動その他類似するものを含む。)、及び大学施設の利用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要があると認めたときは、この限りでない。

(無期停学の解除決定及び告知)

第16条 学部長等は、無期停学となっている学生(以下「無期停学学生」という。)について、停学期間が3箇月を超え、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、解除することが適当であるとされた場合は、教授会等の議を経て、無期停学の解除を学長に学生懲戒解除申請書(別紙様式第8)により申請する。

- 2 学長は、前項の申請があった場合、教育研究評議会において無期停学の解除の適否を審査し、無期停学を解除することを適当とする場合にあっては、無期停学を解除する日を決定する。

3 学長は、前項により無期停学の解除を決定した学生に対し、無期停学解除通知書（別紙様式第9）を作成し、学生に告知する。

（停学期間の算入）

第17条 停学期間は、修業年限に含めないが、在学期間に含めることとする。ただし、学長は、学部長等の申請を受け、教育上の特別の必要又は配慮を認める場合は、懲戒対象行為の態様及び程度等を勘案し、停学期間の全部又は一部を修業年限に算入することができることとする。

（試験等の不正行為による単位認定の可否）

第18条 本学が実施する試験等の不正行為を行った学生が履修した授業科目に係る単位については、別表に掲げる例により取り扱うものとする。

（書類への記載）

第19条 学長は、成績証明書、その他本人の成績及び修学状況に関する書類で、大学関係者以外の者が閲覧する可能性のある書類の作成にあたっては、懲戒となった学生の将来を考慮し、懲戒を受けた旨の記載をしてはならない。

（懲戒告知前の退学申出不受理及び停学期間中の退学許可）

第20条 学長は、懲戒等対象学生から懲戒の告知前に退学の申出があった場合、この申出を受理しないものとする。

2 学部長等は、停学となっている学生から停学期間中に退学の申出があった場合、教授会等の議を経て学長に申請する。この場合において、学長は、教育研究評議会の議を経て、退学を許可することができる。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 （中略）

附 則（令和2年6月18日令和2年度規程第8号）

この規程は、令和2年6月18日から施行する。

別表（第18条関係）

本学が実施する試験等における不正行為の事例		単位認定の可否	
		当該科目	不正行為を行った学期の科目
単位認定に係る試験時の行為	替え玉受験をすること及び替え玉受験を依頼すること。	認定しない	認定しない
	許可されていないノート又は参考書等を使用すること。		
	答案を交換すること。		
	他の受験者の答案を見ること又は他の受験者に答案を見せること。		
	試験監督者の注意又は指示に従わない場合で特に悪質と認められるもの。		
	その他不正な行為と認められること。		
単位認定に係るレポート（卒業論文等含む）の行為	他人の著作物を盗用すること。	認定しない	認定しないことができる
	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること。		
	他人が書いたレポート並びに著作物を自分のものとして提出すること。		
他の学生に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者。	認定しないことができる	特に悪質な場合認定しないことができる	
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること。			

信州大学における学生の懲戒に係るガイドライン

平成23年 3月16日	教育研究評議会承認
平成23年 3月31日	制定
平成23年 4月 1日	施行
平成23年12月 1日	改正
平成25年 3月15日	改正
平成27年 3月30日	改正
平成29年 4月 1日	改正
令和 4年 1月20日	改正

学生の懲戒に係るガイドラインを以下の表のとおり示す。

本表は、学生によってなされるおそれのある代表的な懲戒対象行為を類型化し、それに対する標準的な懲戒の種類を示したものである。

なお、区分及び事項は、懲戒対象行為によって競合することがある。

懲 戒 対 象 行 為		該当する懲戒の種類
区 分	事 項	
A 学内秩序を乱す行為	① 「国立大学法人信州大学におけるハラスメントの防止等に関する規程（平成16年国立大学法人信州大学規程第27号）」に抵触する行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	② 本学が実施する試験等における不正行為（詳細は、別表に掲げる事例とする。）	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	③ 飲酒を強要し，アルコール飲料の一气飲み等が原因となり死に至らしめた行為	退学又は停学（無期）
	④ 飲酒を強要し，アルコール飲料の一气飲み等が原因となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑤ 20歳未満の者と知りながら飲酒を勧める行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑥ 20歳未満の者の飲酒行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑦ 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑧ 本学構成員に対する暴力行為，威嚇行為，拘禁行為，拘束行為等	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑨ 本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用，若しくは占拠した行為	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑩ 本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為，汚損行為，不法改築行為等	停学（無期又は有期）又は訓告
	⑪ 「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成19年信州大学規程第154号）」に抵触する行為（データ捏造・改ざんに関わる行為，論文盗用，著作権の侵害等）	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑫ 反社会的団体の活動を行っており，その活動が他の学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認められた行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告
	⑬ 違法薬物（麻薬，大麻等）と類似の効果を持つ薬物を，正当な理由（治療目的等）なく，使用，所持，譲渡，仲介若しくは入手しようとする行為	退学，停学（無期又は有期）又は訓告

B 犯罪行為	① 殺人，強盗，強姦性交等，放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	② 薬物犯罪行為（麻薬・大麻等の薬物使用・不法所持・売買・仲介等）	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 傷害，窃盗，詐欺，恐喝，賭博，住居侵入，他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	④ 痴漢行為（覗き見，わいせつ，盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑥ 「児童買春，児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）」に定める犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
	⑦ コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	退学又は停学（無期又は有期）
C 交通事故・違反	① 死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学
	② 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で，その原因行為が無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学（無期又は有期）
	③ 無免許運転，飲酒運転，暴走運転等の悪質な交通法規違反行為	停学（無期又は有期）
	④ 死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合	退学又は停学（無期又は有期）
	⑤ 後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で，その原因行為が過失の場合	停学（無期又は有期）又は訓告

信州大学学生生活に関する通則（抄）

（平成 16 年 4 月 1 日信州大学通則第 1 号）

（趣旨）

第 1 条 この通則は、信州大学(以下「本学」という。)の学生が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

（誓約書及び保証人）

第 2 条 本学の学生となる者は、入学のとき保証人 1 名を定め、連署の誓約書とその所属する学部の長又は研究科の長(以下「学部長等」という。)を経て学長に提出しなければならない。

第 3 条 保証人に異動があったときは、速やかに学部長等に届け出なければならない。

（住所）

第 4 条 学生は、毎学年始め、その住所を学部長等に届け出て、異動のときは、その都度速やかに届け出るものとする。

（学生証）

第 5 条 学生は、入学のとき学長から学生証の交付を受け、常に携帯するとともに、必要に応じこれを提示するものとする。

第 6 条 学生証を汚損又は紛失したときは、直ちに届け出て再交付を受けなければならない。

第 7 条 学生が本学の学籍を離れたときは、直ちに学生証を学長に返納しなければならない。

（厚生）

第 8 条 学生は、毎学年所定の健康診断を受けなければならない。

2 学部長等は、必要に応じ学生に治療を命じ、又は登学を停止することがある。

第 9 条 学生は、別に定めるところにより、本学の福利厚生施設を利用することができる。

（団体）

第 10 条 学生が、学生を構成員とする団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、教職員(常時勤務する者に限る。)のうちから顧問を定め、会則、代表者及び役員の氏名並びに会員数を記載した文書を添え、あらかじめ代表者から学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が 2 学部以上にわたるときは、学生担当の 理事(以下「担当理事」という。)を経て届け出るものとする。

2 届け出た記載事項に変更が生じたときは、速やかに前項に準じた手続をするものとする。

第 11 条 学生団体が学外団体に加入し、又は脱退するときは、学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、会員が 2 学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

（集会）

第 12 条 学生又は学生団体が本学の施設を使用して集会をしようとするときは、目的、日時、場所、予定人員等を記載した文書を提出し、当該施設を所管する部局の長の許可を受けなければならない。

（催物）

第 13 条 学生又は学生団体が学内外において、学生及び一般を対象として各種の催物をしようとするときは、あらかじめ学部長等を経て学長に届け出なければならない。ただし、学生又は学生団体の会員が 2 学部以上にわたるときは、担当理事を経て学長に届け出るものとする。

（掲示）

第 14 条 学生又は学生団体による学内での文書、ポスター、立看板(以下「掲示物」という。)の掲示については、国立大学法人信州大学における掲示に関する規程(平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 61 号)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 掲示物は、所定の一般掲示場(学生用掲示場)に掲示するものとする。

(2) 掲示物には、掲示した日付並びに学生にあっては掲示責任者名、学生団体にあっては団体名及び団体の代表者名を記載するものとする。

(3) 掲示の期間は、3 週間以内とし、この期間を経過したものは、前号に規定する当該掲示責任者又は団体の代表者において、これを撤去するものとする。ただし、特別の事由がある場合は、掲示の期間を延長することができるものとする。

（禁止等の措置）

第15条 第10条から前条までに規定する行為が本学の目的にそわないと認めるときは、禁止又は変更等を命ずることがある。

附 則

この通則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日平成19年度通則第1号)

この通則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月15日平成23年度通則第1号)

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日平成25年度通則第1号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日平成28年度通則第1号)

この通則は、平成28年10月31日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

国立大学法人信州大学における掲示に関する規程

(平成16年4月7日信州大学学則第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）における掲示に関し必要な事項を定める。

(掲示場)

第2条 掲示場を公用掲示場と一般掲示場とに区分する。

2 所定の掲示場以外の場所に掲示しようとするときは、所管部局長の許可を受けなければならない。

(掲示の手続)

第3条 本法人の公示以外のすべての掲示は、団体によるものは、その団体名並びに責任者名、個人によるものは、その氏名を記載して、所管部局長の検印を受け掲示場所と掲示期間の指定を受けた後でなければ、掲示することができない。

(遵守事項)

第4条 掲示は、虚偽の記述又は名誉のき損にわたってはならない。

(違反者に対する措置)

第5条 この掲示規程に違反したものは、撤去没収し、しばしば違反するものについては、以後その掲示を認めないことがある。

(学外者の掲示)

第6条 学外者の掲示については、所管部局長の許可を得なければならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

信州大学繊維学部，信州大学大学院総合理工学研究科修士課程繊維学専攻
進級に関する申合せ

(令和2年2月20日 教員会議決定)

(趣 旨)

第1 この申合せは，信州大学繊維学部（以下「繊維学部」という。），信州大学大学院総合理工学研究科（修士課程）繊維学専攻（以下「修士課程」という。）の学生の進級に関し必要な事項を定める。

2 繊維学部においては，4年次への進級判定（各学科等が別に定める進級に必要な最低修得単位数等のカリキュラム上の条件に対する判定をいう。以下同じ。）のみ実施することとし，修士課程においては，進級判定は実施しないことを前提とする。

(進級の時期)

第2 進級の時期は，4月1日又は10月1日とする。

(進級条件)

第3 上位の学年への進級条件は，在籍年次に12ヵ月以上在学（休学期間及び停学期間を除く。以下同じ。）することとする。

2 繊維学部4年次への進級については，前項の在学月数を満たし，かつ，各学科が別に定める進級に必要な条件（最低修得単位数等のカリキュラム上の条件）を満たした者を対象とする。

(年度途中に進級した者のガイダンス及び履修)

第4 年度の途中において進級した者は，学科等が行うガイダンスを受けるものとし，当該者が履修できる授業科目は，学科等の定めるところによる。

(繊維学部4年生への進級判定)

第5 繊維学部4年生への進級判定は，学年末及び前期末に実施することとし，進級判定が可能となった直後の学科会議に諮った後，教員会議で決定する。

2 進級判定の対象者は，繊維学部3年生のうち，当該学期末時点において3年次に12ヵ月以上在学した者のみとする。

(雑 則)

第6 この申合せにより難い事案が発生した場合は，学務委員会において審議の上，決定する。

2 進級に関する事務は，学務グループ（学務係）において処理する。

附 則

1 この申合せは，令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日に在学する者のうち，令和2年4月1日付で1年次に在籍する者については，『学修便覧』において定めた「2年次への進級要件（単位数）」は廃止するものとする。（令和2年10月1日以降は，第3項の進級条件を満たせば進級する。）

3 10月進級に関する申合せ（繊維学部）（平成13年3月27日（火）教官会議決定）は，廃止する。

9月卒業に関する申合せ（繊維学部）

（趣 旨）

- 1 この申合せは、学部学生の9月卒業に関し必要な事項を定める。

（卒業の時期）

- 2 卒業の時期は、9月30日とする。

（対象学生）

- 3 年度の途中で卒業できる者は、4年次の在籍期間を満たしている者のうち当該年度の前学期の終了時において、各学科・コースが定めている卒業に必要な条件（学修便覧掲載）を満たした者とする。

（申 請）

- 4 年度の途中において卒業を希望する者は、当該年度の7月25日（休日の場合は直前の平日）までに所定の申出書（別記様式）に修得見込の科目及び単位数を明示し指導教員の許可を得て、学部長へ申請するものとする。なお、学生への周知は、掲示によるものとする。

（学科・コースへの通知）

- 5 学務グループは、前項に規定する申請を行った学生の氏名、学籍番号、所属学科・コース名及び成績評価期限その他必要な事項を当該学生が所属する学科・コースに通知する。

（成績評価）

- 6 学科・コースは、前項の通知により、卒業研究等の成績評価を学務グループが定める期日までに行う。

（卒業判定）

- 7 卒業判定は、判定が可能となった直後の教員会議で行う。

（その他）

- 8 この申合せに定めるもののほか、9月卒業に関し必要な事項は、教員会議の議を経て学部長が定める。

附則（平成31年12月20日教員会議決定）

この申合せは平成31年4月1日から施行する。

信州大学の学修・教育におけるAI活用に関するガイドライン

国立大学法人信州大学教育企画委員会（令和5年7月21日承認）

学生・教員共通

【AIの活用】

人類とAIが共創する社会に向けて、授業等の学びの場でAIを活用しましょう。

【情報保護の徹底】

個人情報や守秘義務のある情報等の保護を徹底してください。AIの中には、入力された情報を蓄積し再利用するものがあり、情報が外部に漏れる可能性があります。

【著作権等保護の徹底】

著作権等の侵害にならないように注意してください。AIの出力と自らのアイデアを区別し、必要に応じて適切な引用を行ってください。AIの出力に著作物の内容がそのまま含まれている場合、これに気付かず当該の出力を用いると剽窃に当たる可能性があります。

【情報収集の必要性】

AIと学びに係る情報収集に常に努めましょう。AIは急速に進化していますので、新たな問題が短期間で現れてくる可能性があります。

学生

【批判的判断の重要性】

AIの出力が正しいとは限らないことに注意してください。AIの出力が本当に正しいのか、別な見方や考え方があるのではないかと、筋道立てて考えているか等、常に批判的に考察することが、あなたの知的な成長につながります。

【授業達成目標に適した活用】

授業達成目標に適した活用を心がけてください。自分の解答をAIに委ねるなど、あなたの学びを妨げないようにしてください。

【授業ルールの遵守】

授業ごとに定められるルールに従ってください。教員は授業達成目標や授業内容に応じてルールを定めることがあります。学びの効果を高めるための配慮ですので、教員の指示に従ってください。

教員

【授業ルールの公開・周知】

授業達成目標や授業内容に応じて必要なAI活用ルールを定め、周知してください。その際には、活用の範囲や条件を具体的に示してください。

【評価方法の工夫】

必要に応じて、AI活用を前提に、AIだけでは解決できない課題設定を検討してください。

【AI活用方法の提案】

AIの活用法をそれぞれの学術分野で探究し、学生にAIに対する理解を深めるよう求め、有用な活用法を伝えてください。

令和5年12月20日

『信大コンピテンシー』 — 未来を共創するために —

学長 中村 宗一郎

■信州で学生・教職員が未来を共創するためのバックボーン

信州大学は、創設時から70年以上今日まで信州の豊かな自然のなかで、その歴史と文化・人々の営みに寄与し、信州と共に歩み続けています。

これまでの歩みが持つ意味・意義を自覚し自信と誇りとし、これからの豊かな地域・我が国、そして世界に向かって、本学の学生・教職員の皆さんが、この信州で「縁」あって共に在ることの意味・意義、バックボーンが必要とされています。

■『信大コンピテンシー』について

「信州大学の理念」(<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/philosophy/mission/>)を集約する形で、このたび『信大コンピテンシー』を次のように決めました。

【信大コンピテンシー】

信州という美しい環境で、人を敬い自然を愛しつつ、豊かな未来を切り拓く力を身につけている。

■『信大コンピテンシー』は、大学での営み全体を通じて育まれます！

信大コンピテンシーは、大学における全ての営みを通じて育まれるものです。学生の皆さんでしたら、授業を中心とする学修はもちろん、課外活動や学外での活動などを通じて育まれます。教職員の皆さんでしたら、大学での様々な取組みを通じて育まれます。

信州大学に集う学生・教職員の皆さんが、豊かな未来を共創するために、本学での全ての営みを通じて、『信大コンピテンシー』を育ててくださることを期待しております。

【参考】中期目標・中期計画(4)ー1

「各学部における専攻分野の教育及び全学的なリベラルアーツ教育の充実に取り組む。また、学生が自らの学修成果を適切に把握して主体的に学びを深めていくための仕組みとして「学びの履歴書」(ディプロマ・サプリメント)を発行し、学修成果の可視化を行う。これらの取組により、持続可能な社会を実現するための課題に取り組む能力等である「信大コンピテンシー」を有する学生を養成する。」

沿 革

繊維学部は1910年（明治43年）に上田蚕糸専門学校として設立されました。2010年に100周年を迎え、2011年から次の100年へ歩み出した信州大学の中でも伝統のある学部です。平成29年4月現在、繊維学部キャンパスには、4学科7コースと3つの学部附属施設があり、約100名の教員と約120名の職員により運営されています。

本学部は、我が国が工業立国として台頭しようとした1910年に、当時の最先端科学技術を背景に、蚕糸に関する最初の高等教育機関、また長野県下初の官立学校として設立されました。その後、繊維科学技術全般にわたる高等教育機関に発展し、さらに1949年学制改革により信州大学繊維学部として発足し、現在に至っています。この間、人格の修養、学術の並行、実用的技能、進歩的学識を建学の精神とし、繊維産業ばかりでなく、多くの分野で社会、地域に貢献する有能な人材を輩出してきました。創立から100余年、常に建学の精神を一貫して生かしつつ、理・工・農・医の学問的基盤の上に学際的な研究・教育を融合し、現代及び未来に通ずる最先端技術に対応できる即戦力型の人材を輩出する学部として活動してきました。我が国に1つしかない学部の特徴を活かし、国内外の研究教育機関との連携、産学官連携の研究教育プロジェクトを精力的に実施し、世界をリードする教育・研究を行っています。



〔略歴〕

群馬県豊秋村（現群馬県渋川市）生まれ。文部省農業教育担当の視学官時代に先進国の教育事情を研究するため欧米に留学。帰国後、本学部の前身である官立上田蚕糸専門学校の設立に尽力され、明治43年38才の若さで初代校長に就任した。在任中は蚕糸業界の担い手を数多く育て、蚕糸業の発展に大きく寄与した。また、教育者としても高く評価され、信濃教育会の会長として長野県全体の教育にも力を尽くした。

〔針塚賞〕

繊維学部では、毎年卒業式に優れた学業成績を修めた卒業生を対象に、「針塚賞」の授与を行い、栄誉を讃えると共に後進学生の意識高揚を図っている。

上田蚕糸専門学校 初代校長

針塚 長太郎（はりづか ちょうたろう）

（在職 1910 ～ 1938）

1910年	明治43年	上田蚕糸専門学校の設立 文部省視学官針塚長太郎、初代校長就任
1944年	昭和19年	上田繊維専門学校と改称
1949年	昭和24年	信州大学の設置
1950年	昭和25年	附属農場の設置
1951年	昭和26年	蚕糸別科の設置
1953年	昭和28年	一般教育部の設置
1954年	昭和29年	繊維学専攻科の設置
1961年	昭和36年	繊維機械学科の設置 養蚕学科を繊維農学科に、紡織学科を紡織工学科に、繊維化学科を繊維工業化学科に改称 専攻科 養蚕学専攻を繊維農学専攻に、紡織学専攻を紡織工学専攻に、繊維化学専攻を 繊維工業化学専攻に改称
1963年	昭和38年	繊維化学工学科の設置
1964年	昭和39年	大学院 繊維学研究科の設置
1965年	昭和40年	大学院 繊維学研究科 繊維機械学専攻の設置
1966年	昭和41年	附属高分子工業研究施設の設置 紡織工学科を繊維工学科に改称
1967年	昭和42年	大学院 繊維学研究科 繊維化学工学専攻の設置 紡織工学専攻を繊維工学専攻に改称
1973年	昭和48年	一般教育部の廃止
1978年	昭和53年	大学院 繊維学研究科 機能高分子学専攻の設置
1985年	昭和60年	繊維農学科を応用生物科学科に改組
1986年	昭和61年	繊維工学科を繊維システム工学科に、繊維機械学科を機能機械学科に改組
1987年	昭和62年	繊維化学工学科を精密素材工学科に改組
1988年	昭和63年	繊維工業化学科を素材開発化学科に改組

1989年	平成 元年	大学院 繊維学研究科 繊維農学専攻を応用生物科学専攻に改称
1990年	平成 2年	大学院 繊維学研究科 繊維化学工学専攻の設置 紡織工学専攻を繊維工学専攻に改称
1991年	平成 3年	大学院 工学研究科及び繊維学研究科を転換改組し、大学院工学系研究科の設置
1993年	平成 5年	大学院 繊維学研究科の廃止
1995年	平成 7年	繊維システム工学科を改組し、繊維システム工学科、感性工学科の設置
2005年	平成17年	大学院工学系研究科（博士課程）を転換改組し、大学院総合工学系研究科の設置
2008年	平成20年	7学科体制から3系9課程体制へ改組： 創造工学系（先進繊維工学課程，機能機械学課程，感性工学課程） 化学・材料系（応用化学課程，材料化学工学課程，機能高分子学課程） 応用生物学系（バイオエンジニアリング課程，生物機能科学課程，生物資源・環境科学課程）
2010年	平成22年	創立100周年記念式典挙行
2011年	平成23年	ファイバーイノベーション・インキュベーター（Fi）施設，先進植物工場研究教育センター（SU-PLAF）開所
2012年	平成24年	4系9課程に再編： 繊維・感性工学系（先進繊維工学課程，感性工学課程） 機械・ロボット学系（機能機械学課程，バイオエンジニアリング課程） 化学・材料系（応用化学課程，材料化学工学課程，機能高分子学課程） 応用生物学系（生物機能科学課程，生物資源・環境科学課程） 大学院工学系研究科（修士課程）を大学院理工学系研究科に改組
2014年	平成26年	繊維学部附属高分子工業研究施設を閉所，先鋭領域融合研究群 国際ファイバー工学研究所を上田キャンパスに開所
2016年	平成28年	4系9課程を4学科に改組： 先進繊維・感性工学科，機械・ロボット学科，化学・材料学科，応用生物科学科 大学院理工学系研究科（修士課程）を大学院総合理工学研究科に改組
2018年	平成30年	大学院総合工学系研究科（博士課程）を大学院総合医理工学研究科に改組